

2.1.9 弘法川 こうぽうがわ

弘法川は西川合流点より上流の区間において流下能力が低く、平成26年8月豪雨により未改修区間において溢水し浸水被害が生じたため、下流の整備済み区間及び他の府管理河川の流下能力と整合を図り、概ね10年に1回程度で発生する降雨規模の洪水を安全に流下させることを目的とし、西川合流点から室川合流点までの区間（約3,000m）について、築堤、河道拡幅、河床掘削、橋梁架替及び井堰改築等を行う。

整備に際しては、内水対策と連携を図り、下流から段階的に実施するものとし、現況河道内の河原や植生を極力保全し、河道内にみお筋を確保することで自然の営みによつて瀬・淵が形成されることを促し、生物の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮する。

なお、河川改修を進めていく上で弘法川の計画流量は次の値とする。

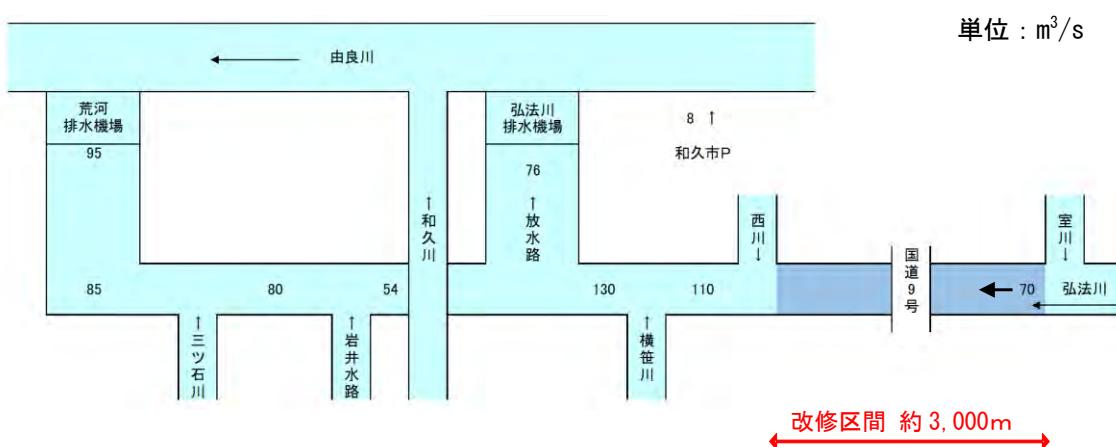


図 2-26 弘法川計画流量配分図

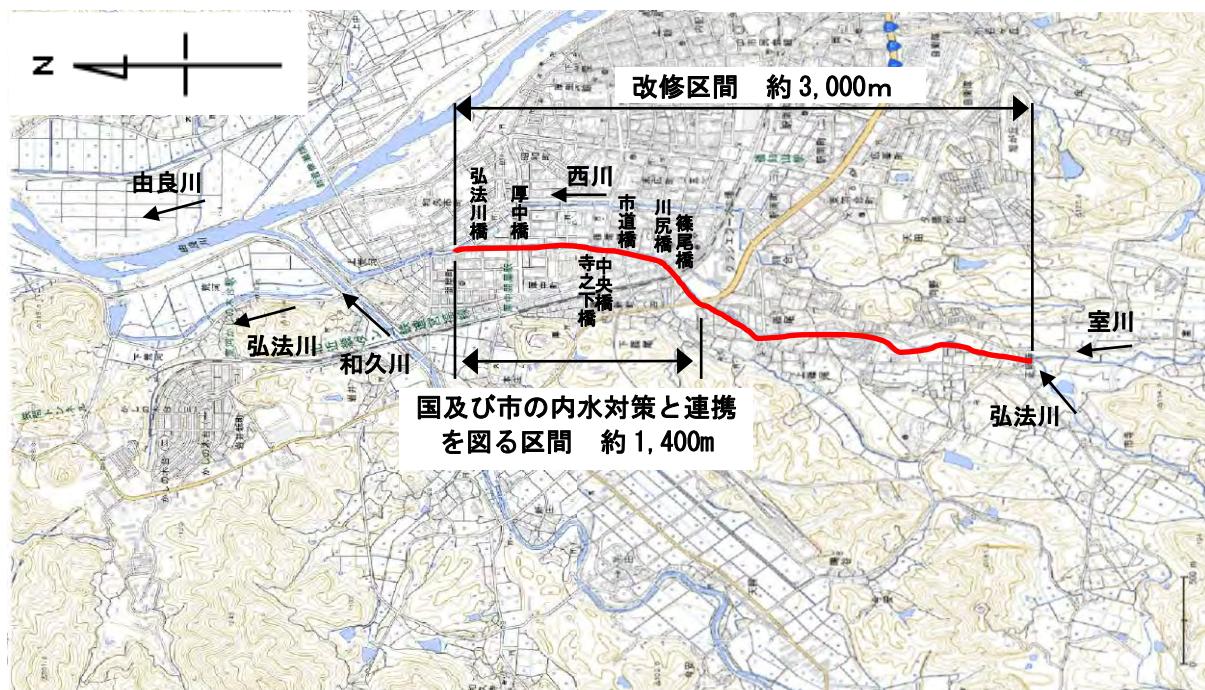


図 2-27 弘法川改修区間位置図

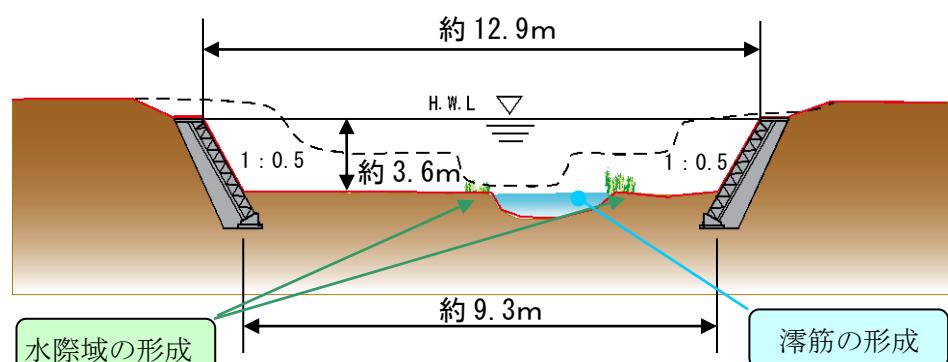


図 2-28 弘法川標準横断図

2.1.10 法川

法川は下流の一部区間を除いて、ほぼ全区間に渡り流下能力が低く、平成26年8月豪雨により未改修区間から溢水するなど浸水被害が生じたため、下流の整備済み区間及び他の府管理河川の流下能力と整合を図り、概ね10年に1回程度で発生する降雨規模の出水を安全に流下させることを目的とし、由良川合流点より上流区間（約200m）及び、福知橋より上流区間（約1,200m）について、築堤、河道拡幅、河床掘削及び橋梁架替等を行う。

整備に際しては、内水対策と連携を図り、下流から段階的に実施するものとし、現況河道内の河原や植生を極力保全し、河道内にみお筋を確保することで自然の営みによつて瀬・淵が形成されることを促し、生物の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮する。

なお、河川改修を進めていく上での法川の計画流量は次の値とする。

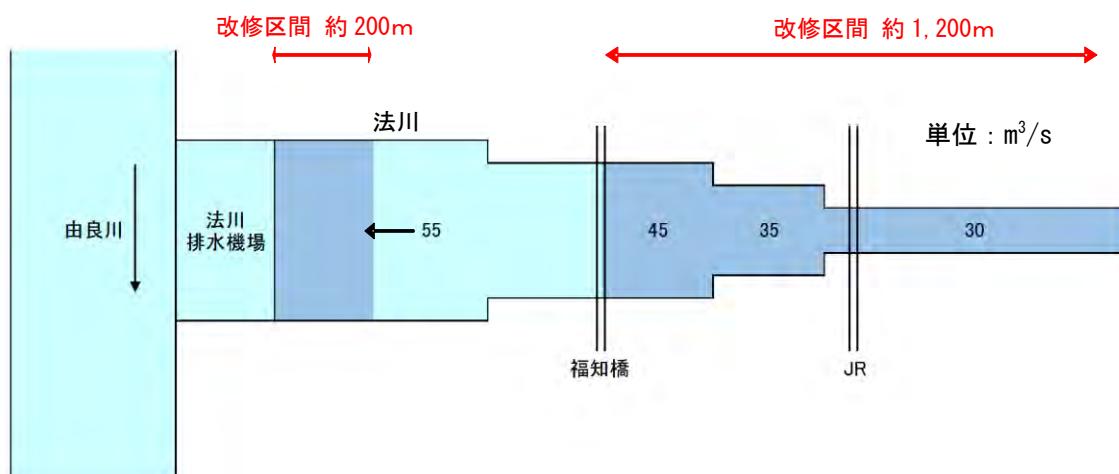


図 2-29 法川計画流量配分図

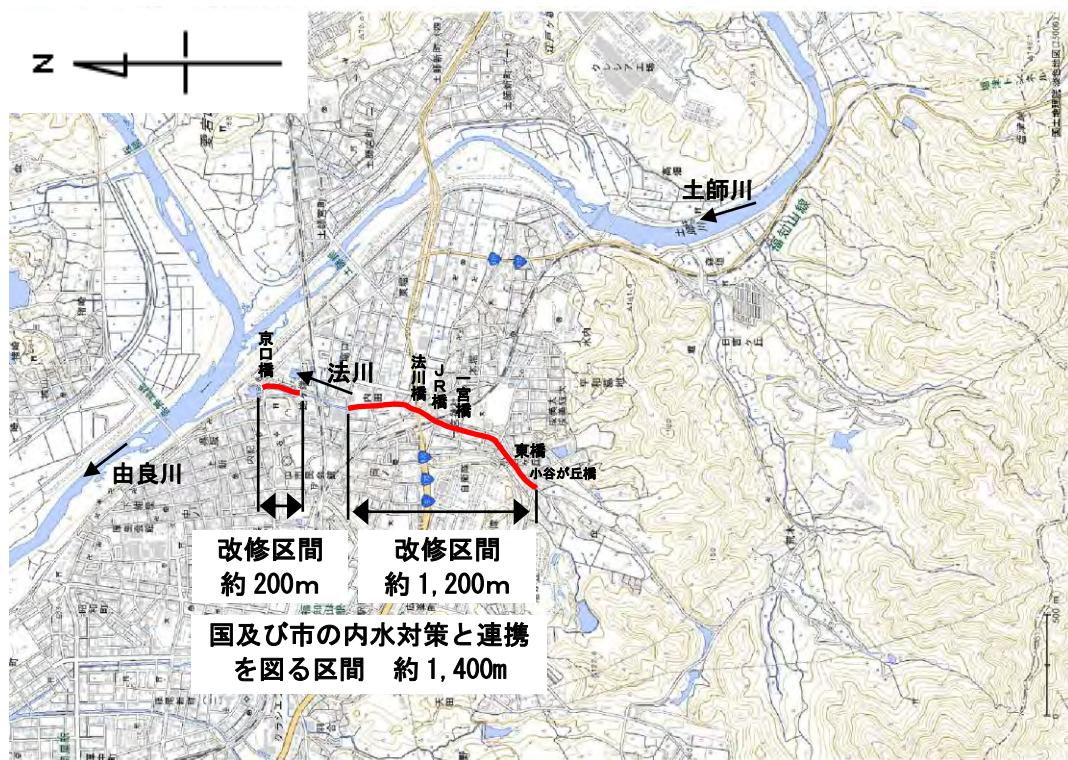


図 2-30 法川改修区間位置図

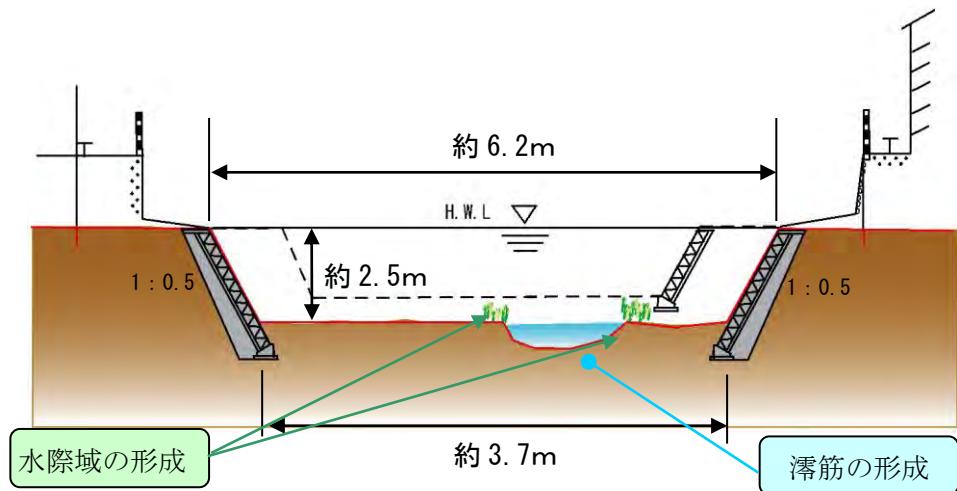


図 2-31 法川標準横断図

2.1.11 犀川 さいかわ

犀川は三宅橋上流付近から上流の一連区間において流下能力が低く、令和5年台風7号の洪水により、西坂川合流点付近及び西方川合流点付近で人家浸水被害が生じたため、浸水被害の早期効果発現を踏まえ、年超過確率1/10規模（概ね10年に1回程度で発生する降雨規模）の洪水を安全に流下させることを目的とし、石原橋付近から西方川合流点付近までの約9,800mの区間について、河床掘削、築堤、護岸整備、橋梁架替及び井堰改築を行う。

整備に際しては現況河道内の河原や植生を極力保全し、河道内にみお筋を確保することで自然の営みによって瀬・淵が形成されることを促し、生物の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮する。

なお、河川改修を進めていく上での犀川の計画流量は次の値とする。

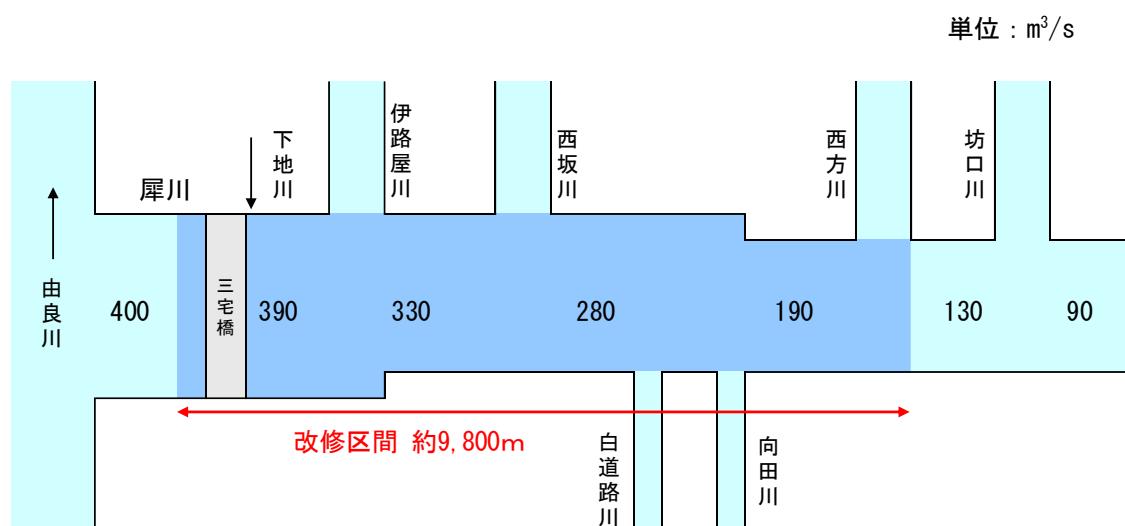


図 2-32 犀川計画流量配分図

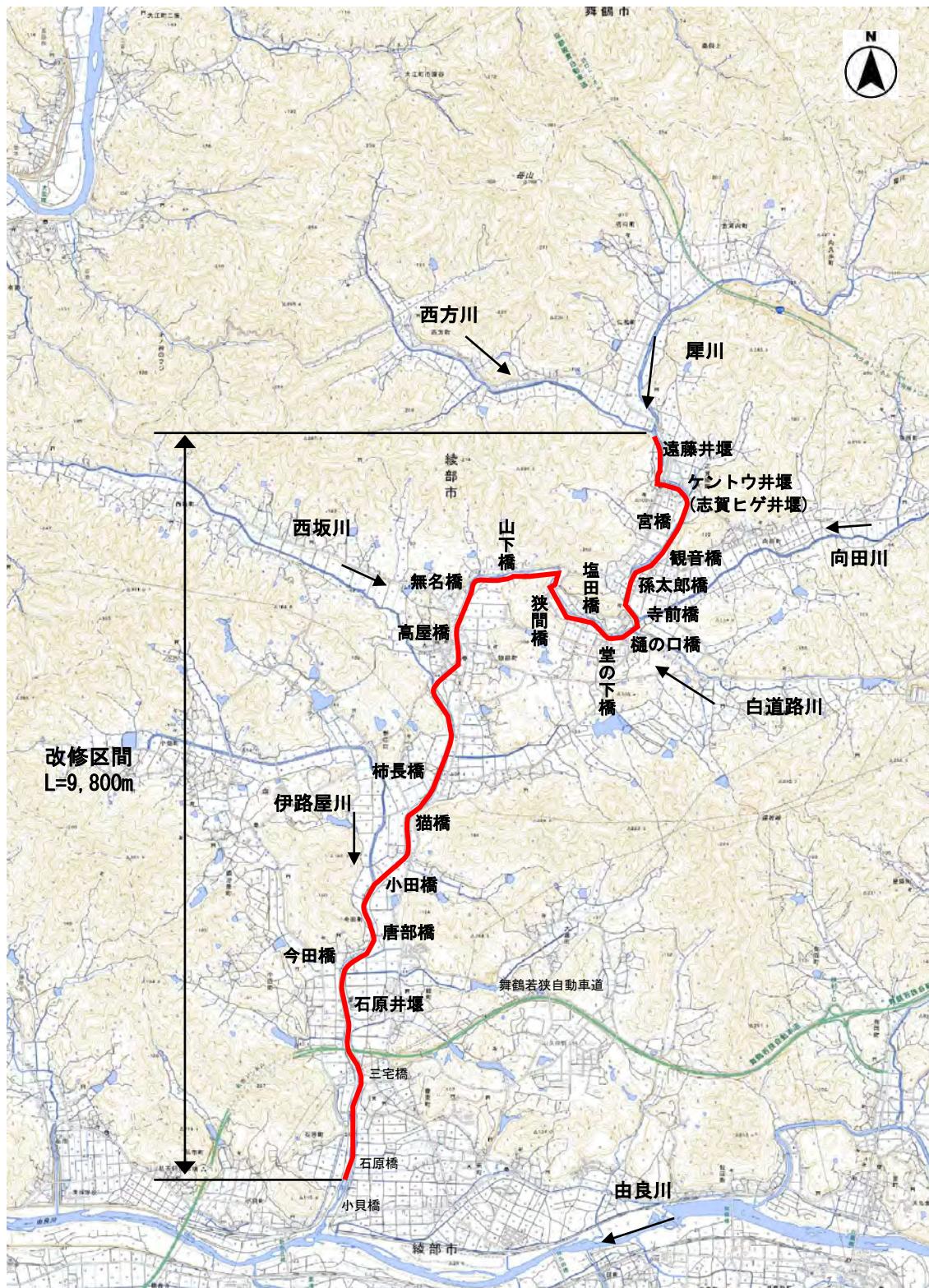


図 2-33 犀川改修区間位置図

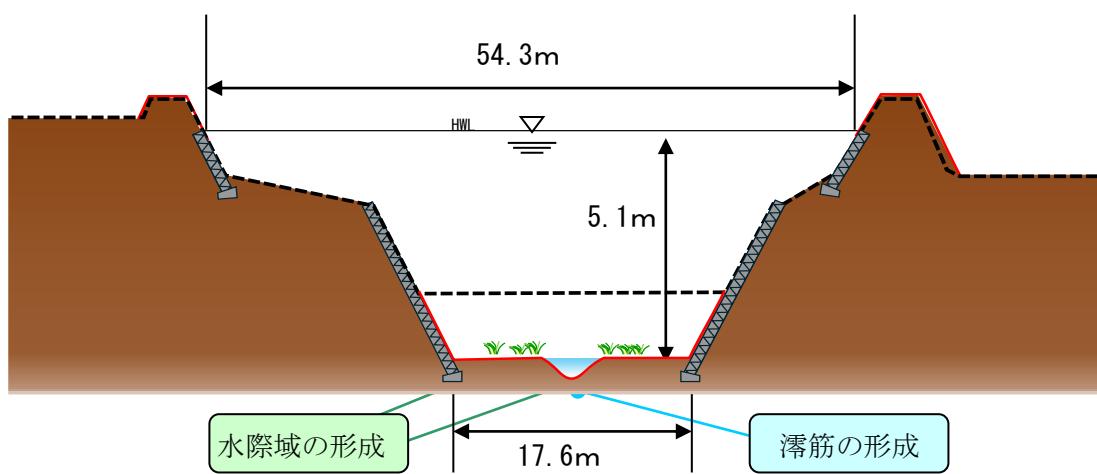


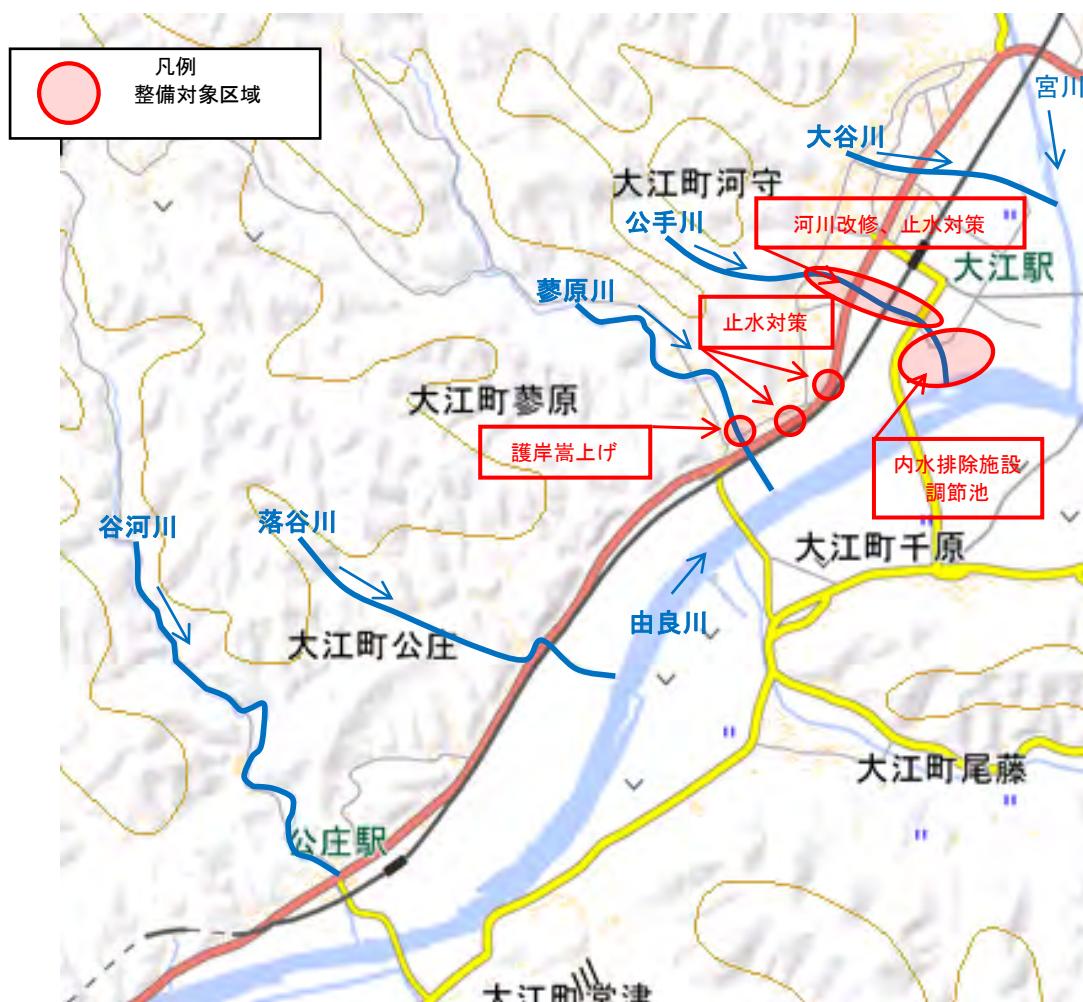
図 2-34 犀川標準横断図

2.1.12 内水対策について

平成 29 年台風 21 号及び平成 30 年 7 月豪雨による内水被害を踏まえた対策

平成 29 年台風 21 号及び平成 30 年 7 月豪雨により由良川流域で大規模な内水被害が発生した。このような状況に鑑み、国・府・市からなる「由良川大規模内水対策部会」において検討を行った結果を踏まえて、国・府・市が連携・協力し、由良川流域におけるハード対策として堤防整備、河道掘削及び樹木伐採、情報提供のための危機管理型水位計の設置、排水施設の整備等を進め、ソフト対策として住民の避難行動につながる内水ハザードマップやタイムライン等の情報提供などの内水被害軽減対策を進める。

特に福知山市大江町河守・公庄地区の蓼原川及び谷河川などの流域においては、平成 29 年台風 21 号及び平成 30 年 7 月豪雨により 2 年連続で大規模な内水被害が発生したことから、平成 29 年台風 21 号と同程度の降雨における床上浸水被害の概ね解消を図ることを目指し、国・府・市が連携・協力し、河川改修、内水排除施設（救急排水ポンプ 3 m^3/s ）、調節池、護岸嵩上げ、関連止水対策等を組み合わせた対策を実施する。



2.1.13 局部的な改良工事等について

必要に応じて局部的な改良工事や、洪水等により被災した場合には直ちに復旧を行うなど、状況に即した適切な対応に努める。

また、生態系の豊かな地域や、丹後天橋立大江山国定公園及び雲原砂防施設群の区域内など、特に環境の良好な地域における工事にあたっては周辺の生態系や景観に配慮した工法・材料を使用し実施することとする。

2.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

2.2.1 河川の維持の目的

河川の維持管理は治水、利水及び環境の観点から調和がとれ、機能を十分に発揮できるよう努めるものとする。

特に、圏域内河川が持つ良好な自然環境の保全には十分に留意する。

2.2.2 河川の維持の種類、施行の場所

ア. 河川管理施設の維持管理について

洪水を安全に流下させるため、定期的に河川巡視や河川管理施設の点検を行い、危険箇所や老朽箇所の早期発見とその補修に努める。

イ. 流下能力の維持について

河床の土砂堆積が著しく洪水の流下に障害となる場合は魚類等の生息・繁殖環境に配慮しつつ河床掘削を行い、河川の断面の確保を行う。

ウ. 流水の正常な機能の維持について

流水の正常な機能を維持するため、適正な河川管理を行うため雨量、水位及び水質調査の実施等、データの蓄積に努める。

エ. その他

日常の管理である除草等については草木の繁茂が河川管理上支障となる場合には、関係機関や地元住民の協力も得ながら、河川環境の保全に配慮しつつ実施する。

第3章 その他河川整備を行うために必要な事項

3.1 地域住民や自治体と連携した防災に関するソフト対策の推進

由良川下流圏域では過去の水害を契機として改修事業が進められてきたが、依然として流下能力が低い河川が多く存在し、また、近年の集中豪雨の発生状況をみると、ハード対策だけで対応することは困難である。万一、河川が氾濫した場合においても被害を最小限にとどめるためには、各種防災情報の提供と合わせ、適切な避難行動が求められることから、「自助」と「共助」との連携、そして「公助」との協働により水害に強い地域社会を構築していく必要がある。

このため、河川防災カメラや危機管理型水位計等の設置による河川状況の把握、水防警報河川・水位周知河川の指定、浸水想定区域図、洪水ハザードマップの作成及びインターネット、携帯電話、地上波デジタル放送データ放送の多様な媒体による雨量水位情報など、迅速・正確に、かつ地域住民や自治体のニーズを踏まえた情報提供を行っている。

今後はこれらの防災情報が有効に活用され、万が一の場合の被害の軽減が図られるよう、地域住民や関係市と連携を図り、啓発イベントや防災訓練、地域の自主的な防災活動の支援等を通じて、より効果的な運用や改善に努める。

3.2 地域住民と連携した河川整備・河川管理の推進

河川整備にあたっては豊かな自然環境を有する圏域の地域特性を考慮するとともに、地域が河川に親しみをもてるような川づくりを目指し、ワークショップ等により地域住民の意見を反映させる取組みを行う。

また、圏域の各河川や沿川の豊かな自然環境などに関する様々な情報を共有し、併せて、河川の維持管理や安全な利用等における地域住民等と連携・協働した取り組み、イベントなどの開催により地域と連携した河川行政の推進に努める。

3.3 豊かな自然環境及び文化的景観との触れあいと保全

由良川下流圏域の河川は地域の象徴的存在として親しまれる優れた自然環境に恵まれており、このような河川との触れあいを通して、河川の機能や豊かさや、地域の歴史を実感できるとともに、その文化的景観に親しめる。さらに、川の優しさや恐ろしさ、あるいは自然の大切さなど多くのことを学ぶことができる。

このため、圏域の河川では河川の生物調査などを通して豊かな自然に直接触れあうことができるフィールドとして利用され、さらに、未来を担う子供達にとっても、河川が貴重な自然体験の場として一層積極的に活用されるよう、地域と連携・協働しながら安全で豊かな水辺空間を守り育てることに努める。

また、河川景観についても、河川景観ガイドライン等や地域住民の意見を参考に、美し

い河川景観の形成と保全が図られるよう努める。

3.4 由良川下流圏域の健全な水環境に向けた取り組み

由良川下流圏域の水量、水質の維持については源流から河口に至るまでの水系全体の問題としてとらえ、啓発活動など流域住民や関係機関とより一層連携を図る。また、水質事故※に対しては、関係機関との連携や情報伝達訓練の実施などにより迅速な対応に努める。

さらに、山が荒廃すると木々が流出し、流木が橋梁などに滞留することによって、河積断面を阻害され、溢水する事例が見受けられる。そのため、今後は山地や森林の管理も流域治水対策の一環として捉え、森林の果たす水源涵養機能及び土砂流出防止機能、生物多様性の保全機能等の多面的な機能が十分保たれ、さらに雑草の繁茂・病害虫の発生等を引き起こす耕作放棄の問題を防止できるよう、森林及び農地の管理、保全について府民や土地所有者、関係機関との連携に努める。

※水質事故：油類や有害物質が河川などに流入することで、魚類のへい死が発生したり、河川からの取水が停止するなどの事故をいう。

3.5 流域治水の推進

近年の気候変動による水災害の激甚化・頻発化により、整備の途中段階や河川整備計画の目標が達成された場合においても、想定を上回る洪水や施設能力を上回る洪水が発生する恐れがある。

そのため、集水域と河川、氾濫域を含めた源流から河口までの流域全体のあらゆる関係者（国・府・市町・企業・住民等）が協働し、ハード・ソフト一体となった総合的・多層的な治水対策として被害を軽減させる「流域治水」に取り組む必要がある。

由良川水系では、令和2年8月に国・京都府・兵庫県・市町・外郭団体・企業からなる「由良川水系流域治水協議会」を設立し、河川管理者と流域内の関係者間でそれぞれの取組やその進捗状況について情報共有を行っており、流域内の関係者が実施している取組をとりまとめた「由良川水系流域治水プロジェクト」を令和3年3月に策定・公表した。

本プロジェクトに基づき、雨水貯留施設の整備等の「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、土地利用に関するルールづくり等の「被害対象を減少させるための対策」、河川管理者、自治体、民間団体などによる水防災教育の普及等の「被害の軽減、早期復旧復興のための対策」を流域一体となって取り組んでいく。

また、京都府では、引き続き着実な河川整備を推進するとともに、治水効果の見える化・定量化及び浸水想定区域などのリスク情報を提供することにより、流域住民をはじめとした関係者に「流域治水」の深化を図り、自分事化してもらうことにより多くの関係者の参

画に努めるとともに、防災・減災対策を推進する。



図 3-1 流域治水イメージ図

京都府建築物耐震改修促進計画の改定について（最終案）

令和7年12月
建設交通部

1 最終案の概要

(1) 改定の趣旨

耐震改修促進法第5条に基づき策定した現行計画の期間が令和7年度末をもって満了するため、国の基本方針及び社会情勢を踏まえ、今後10年間の耐震化の目標設定及び新たな施策により耐震化の加速化を図る。

(2) 計画の対象期間 令和8年度から令和17年度まで

(3) 目標や内容等

【耐震化の目標】

住宅	耐震性が不十分なものを概ね解消
要緊急安全確認大規模建築物 (不特定多数利用建築物で大規模なもの)	耐震性が不十分な 28 棟全てを耐震化
緊急輸送道路沿道建築物	倒壊時に緊急車両の通行が困難となる建築物 10 棟を優先し、耐震化

【耐震化を促進するための新たな施策】

- 市町村と連携し、密集市街地等の耐震化を特に促進すべき『耐震化重点エリア』を設定して耐震対策及び普及啓発を強化
- 建築物の地域特性や所有者の世帯特性に対応した耐震化の促進
- 耐震化にあたっての事業運営上の個別事情等を抱える要緊急安全確認大規模建築物等に対するアドバイザー（専門家）の派遣 など

2 パブリックコメントの結果概要

(1) 実施期間：令和7年9月30日～令和7年10月21日

(2) 提出された意見等：22件

(3) 最終案における中間案からの主な変更箇所

意見	追記等した記載内容
低コスト工法の普及促進と信頼できる業者の情報公開を計画に明記して欲しい	低コスト工法の普及に関する記載に、同工法に関する講習受講業者の情報提供を行う旨を追記
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の目標 10 棟の選定理由を明確にすべき	選定理由として、倒壊した場合に「前面道路の空き幅員が 4 m未満となる」建築物であることを追記
地震保険には、建物の耐震性能に応じた割引制度があり、これを周知することで耐震診断、改修の促進に繋がるのでは	耐震改修時の支援制度に関する記載に、「税制優遇や地震保険」に関する記載を追記

3 今後のスケジュール

令和7年度12月定例会 最終案報告
令和8年4月 改定計画 施行

京都府建築物耐震改修促進計画(令和8~17年度) 最終案 の概要

社会的背景等

南海トラフ地震の被害想定で、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が確実視

令和6年能登半島地震を受け、建築物の耐震化を加速させる施策の推進は喫緊の課題

令和7年国基本方針の改正により、耐震化の促進に向けた目標設定・施策の見直し

策定方針

府民の命を守るため、地震被害の軽減に向けた幅広い施策に取り組み、南海トラフ地震及び直下型地震による甚大な被害を低減させる。

計画の概要

耐震化の現状と目標

住宅

【現状】(令和5年)
耐震化率 約90%

[木造戸建等約83%、その他住宅約96%]

公共施設等

【現状】(令和4年10月時点)
耐震化率 95.3% (防災拠点となる府内の公共施設)

要緊急安全確認大規模建築物

【現状】(令和6年度末)
耐震性不足 28/185棟 [耐震性不足解消率85%]

緊急輸送道路沿道建築物

【現状】(令和6年度末)
耐震性不足 29/33棟 [耐震性不足解消率12%]

【目標】(～令和17年度)

耐震性が不十分なものを概ね解消

※特に密集市街地等の耐震化重点エリアにおいては、旧耐震基準の住宅の状況を個別に把握しながら、耐震化の着実な進展を図る。

【目標】(～令和11年度)

第四次京都府戦略的地震防災対策推進 プランに基づき、早急に耐震化

【目標】(～令和17年度)

耐震性が不十分な28棟全てを耐震化 [耐震性不足解消率100%]

【目標】(～令和17年度)

倒壊時、前面道路の空き幅員が4m未満となり、緊急車両が通行困難となる10棟を優先して耐震化 [耐震性不足解消率42%]

耐震診断・改修の促進を図るための施策に関する事項

○住宅に関する施策

- ・地震から府民の命を守るため、住宅の減災に向けた総合的な取組を推進
- ・耐震診断、耐震改修、簡易改修及び耐震シェルター設置等への補助制度活用の促進
- ・各地域の耐震化率や高齢化率等の地域特性や世帯特性に対応した耐震化の促進
- ・密集市街地等の市町村が特に耐震改修を促進すべきとして選定する区域(=耐震化重点エリア)で耐震化の個別状況を把握しながら、市町村と地域の取組を支援
- ・高齢者世帯住宅や大規模な古民家等への耐震改修補助や融資制度の活用、耐震シェルター設置等の促進
- ・各種の住宅施策との連携、リフォーム工事と併せた耐震化工事の啓発
- ・木造住宅耐震診断士の養成、費用負担軽減策の普及、平成12年以前建築の木造住宅の耐震診断を啓発
- ・地域の防災性の向上や建替えにつながる除却を支援
- ・家具の転倒防止等地震に備えた取組を広く実施し、住宅の減災化を促進

○公共性の高い建築物に関する施策

- ・第四次京都府戦略的地震防災対策推進プランに基づき、早急に耐震化を促進

○要緊急安全確認大規模建築物に関する施策

- ・所有者へ補助制度の周知、相談支援体制の構築による耐震化の働きかけを強化

○緊急輸送道路沿道建築物に関する施策

- ・所有者へ補助制度の周知、相談支援体制の構築による耐震化の働きかけを強化
特に倒壊時、緊急車両が通行困難となる建築物の所有者への支援を強化

啓発及び知識の普及に関する事項

- ・地震ハザードマップの被害想定を周知し、耐震化のきっかけとなるよう啓発
- ・セミナー、講習会の開催や町内会等と連携した出前講座等により耐震化を啓発
- ・耐震化重点エリア等において住宅等の所有者に対する個別の周知等の強化
- ・建築士等の専門家が様々な観点から助言できる相談支援体制の構築

耐震改修促進法等による指導等に関する事項

- ・多数の者が利用する建築物等、建築物の用途・規模に応じ所有者に指導等を実施

建築物の耐震改修等の促進に関する事項

- ・本計画と整合を図り、市町村耐震改修促進計画の改定を行うよう誘導
- ・市町村や関係団体と連携した耐震化の推進

京都府建築物耐震改修促進計画
(令和 8 ~ 17 年度)
最終案

令和 7 年 12 月
京 都 府

目次

はじめに

(1) 「京都府建築物耐震改修促進計画」の位置づけ	3
(2) 耐震化の必要性－過去の震災の教訓	4
(3) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」について	5

1 府内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する現状と目標

(1) 想定される地震の規模及び被害の状況	7
(2) 耐震化の現状	8
ア 住宅の耐震化の現状	
イ 公共施設等の耐震化の現状	
ウ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の現状	
エ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の現状	
(3) 住宅（マンション含む）の耐震化の目標設定	10
ア 基本方針	
イ 住宅の目標	
ウ 住宅の地域特性等への配慮と計画の進行管理	
(4) 公共性の高い建築物の耐震化の目標設定	11
ア 公共施設の耐震化の目標	
イ 公共性の高い民間施設の耐震化の目標	
(5) 要緊急安全確認大規模建築物等の耐震化の目標設定	11
(6) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の目標設定	12
ア 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の方針	
イ 緊急輸送道路沿道建築物の目標	
ウ 対象道路の指定	
エ 対象建築物	
オ 耐震診断結果の報告及び公表	

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

(1) 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針	16
ア 府民の命を守るための幅広い施策の推進	
イ 京都府内の地域的な特性を踏まえた耐震化の推進	
ウ 適切な役割分担	
(2) 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援	16
ア 住宅の耐震診断・耐震改修の支援	
イ 公共性の高い建築物の耐震診断・耐震改修の支援	
ウ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断・耐震改修の支援	
エ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・耐震改修の支援	
(3) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	19
ア 木造住宅耐震診断士養成・登録	

イ ホームページの充実	
ウ 費用負担の軽減策の普及	
(4) 地震に備えた建築物の総合的な安全対策の推進	19
ア 減災に関する幅広い対策の推進	
イ エレベーター等の地震防災対策の推進	
ウ 屋外広告物、ガラス、外壁材、天井等の落下防止対策	
エ ブロック塀の安全対策	
オ 宅地の安全対策	
カ 平成12(2000)年までに着工した木造住宅の安全性の向上	
(5) 特定公共賃貸住宅等の空家の活用に関する事項	21
(6) 府内の地方住宅供給公社による耐震診断・耐震改修に関する事項	21
3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する	
啓発及び知識の普及に関する事項	
(1) 地震ハザードマップ等の活用	22
(2) 相談体制の充実	22
(3) パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催等	22
ア パンフレットの作成・配布等	
イ セミナー・講習会の開催	
(4) リフォームに合わせた耐震改修の誘導	23
(5) 町内会等との連携	23
4 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導等に関する事項	24
5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	
(1) 市町村が定める耐震改修促進計画に関する事項	25
ア 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方	
イ 京都府耐震改修促進計画等との整合	
(2) 関係団体と連携した耐震化の推進	25
ア 京都府住宅耐震化促進連絡会議の活用	
イ 市町村と関係団体との連携	
参考資料	26

はじめに

(1)「京都府建築物耐震改修促進計画」の位置づけ

京都府建築物耐震改修促進計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第5条の規定に基づき策定しています。

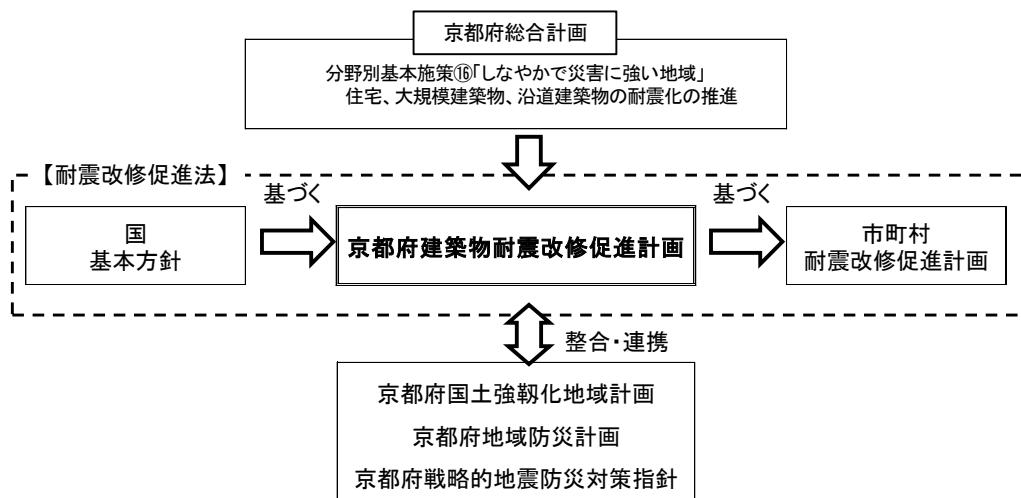
本計画は、「京都府総合計画」、「京都府国土強靭化地域計画」、「京都府地域防災計画」や「京都府戦略的地震防災対策指針」を関連計画とし、京都府内の建築物の地震に対する安全性の継続的な向上を目的として、耐震化の目標や施策等を定めるもので、平成8年に策定し、平成17年の耐震改修促進法の一部改正に合わせて平成18年度に改定を行いました。

また、平成25年にも耐震改修促進法の改正がなされ、一定規模・用途等の建築物に耐震診断が義務付けられるなど、建築物の耐震改修の促進に向けた取組が更に強化されたこと等を受け、平成27年度に改定、平成28年度にも一部改定を行いました。さらに、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号＜令和7年最終改正＞。以下「基本方針」という。）における耐震化の目標等の改正に基づき改定しています。

本計画に基づき、府内の住宅・建築物の耐震診断・耐震改修を計画的に進めています。

なお、計画期間は10年間とし、計画の期限は令和17年度末とします。

図1 計画の位置付け



(2)耐震化の必要性 ー 過去の震災の教訓

平成7（1995）年の阪神・淡路大震災では、6,434名（消防庁「阪神・淡路大震災について（確定報）」2006.5.19、災害関連死を含む。）もの多くの方の尊い命が奪われました。

地震による直接的な死者のうち、約9割が家屋の倒壊、家具類の転倒等による圧迫死と思われるものでした。特に、昭和56（1981）年の建築基準法改正により新耐震基準が導入される以前の基準（以下「旧耐震基準」という。）で建築された住宅・建築物は、それ以降に建築された住宅・建築物よりも被害を受けた割合が高く、被害の程度も大きかったとする調査結果もあります。

また、その後に発生した熊本地震や能登半島地震においても同様の傾向が見られました。

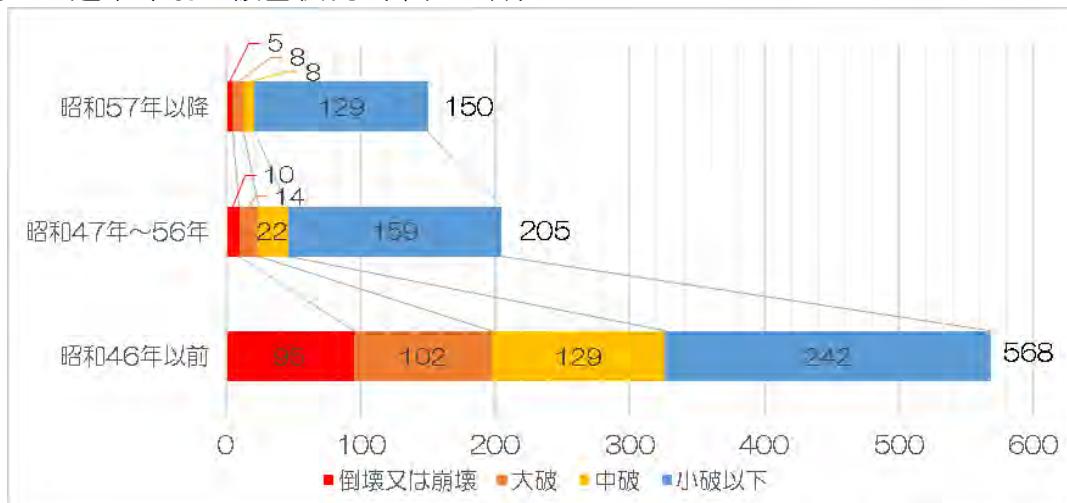
表1 阪神・淡路大震災における死因別死者数（災害関連死を含ます）

死因	死者数	割合
家屋の倒壊、家具類の転倒等による圧迫死と思われるもの	4,831人	88%
焼死（火傷死）及びその疑いのあるもの	550人	10%
その他*	121人	2%
合計	5,502人	100%

*：落下物による脳挫傷、骨折、車両転落による全身打撲等

（出典：平成7年警察白書より）

図2 建築年別の被害状況（単位：棟）



（出典：平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告）

阪神・淡路大震災では初めて災害関連死という概念が生まれましたが、これは、避難生活の過酷な環境やストレス等が原因とされています。住宅の耐震化によって、自宅に住み続けられるようにすることは、家屋の倒壊等による直接

的な死者だけでなく、災害関連死を減らすことにもつながると考えられます。

阪神・淡路大震災以降も平成19年新潟県中越沖地震（2007年）、平成20年岩手・宮城内陸地震（2008年）、東日本大震災（平成23（2011）年）、平成28年熊本地震（2016年）、大阪府北部地震（平成30（2018）年）、平成30年北海道胆振東部地震（2018年）、令和6年能登半島地震（2024年）等が発生し、大地震がいつどこで発生してもおかしくない状況であるとの認識が広がっています。これらの地震では、土砂崩れや液状化等の地盤災害、津波災害に伴う被害のほか、旧耐震基準で建築された建築物にも多数の被害があったとする調査結果があります。また、日向灘を震源とする地震（令和6（2024）年）では初めて南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されるなど南海トラフ地震について発生の切迫性が指摘されています。

令和7（2025）年9月に地震調査研究推進本部地震調査委員会が公表した「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版一部改訂）」では、今後30年以内の発生確率について二種類のモデルによる発生確率が示されており、より高い確率では「60～90%程度以上」と予測されています。

中央防災会議においても南海トラフ地震や首都直下地震への対策が検討されており、津波による浸水地域以外では建築物の被害が死傷者発生の主要因であることや、出火・火災延焼、避難者の発生、救助活動の妨げ、災害廃棄物の発生等の抑制には建築物の耐震性の向上が重要であることから、引き続き耐震化を推進することが必要であると指摘されています。

京都府内及び周辺には、北丹後地震を起こした郷村断層帯をはじめ、花折断層帯や京都西山断層帯など強い地震を起こす可能性のある活断層が多数存在していることが知られています。また、能登半島地震では、これまで知られていなかった活断層が地表に現れたと推定される地点もあり、最大予測震度6クラス以上の地震は、府内のどの地域においても想定しておく必要があると指摘されています。

このように、京都府における地震防災対策はまさに喫緊の課題となっており、府民の命を守るため、地震被害の軽減に向けた幅広い施策に取り組み、南海トラフ地震及び直下型地震による甚大な被害を低減させることを目標とし、本計画を策定します。

(3)「建築物の耐震改修の促進に関する法律」について

平成7（1995）年に阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて耐震改修促進法が制定され、その後、地震防災推進会議の提言を踏まえ、平成17（2005）年にその一部が改正されました。

平成23（2011）年には東日本大震災が発生し、社会資本整備審議会による答申に基づき、平成25（2013）年に再び改正されました。

改正後の耐震改修促進法の概要は、次のとおりです。

ア 耐震診断の義務化・耐震診断結果の公表

要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物について、それ
ぞれ定められる期限までの耐震診断実施・報告の義務化及び結果の公表

- イ 現行の建築基準法令に適合しない全ての建築物の所有者に対する、耐震診
断と必要に応じた耐震改修の努力義務の創設
- ウ 耐震改修計画の認定基準の緩和と容積率・建ぺい率の特例措置の創設
- エ 耐震性に係る表示制度の創設
- オ 区分所有建築物（マンション等）の耐震改修に係る認定制度の創設 等

また、耐震診断・改修を促進するため、助成の拡充や税の軽減なども行われ
ました。

1 府内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する

現状と目標

(1)想定される地震の規模及び被害の状況

京都府では、平成20（2008）年に府域への影響が懸念される活断層（22断層）による地震及び東南海・南海地震の地震被害想定調査結果を公表しました。また、令和5（2023）年度には、府内で最大の被害をもたらすと想定される花折断層帯地震の被害想定の見直しを実施し、令和6（2024）年度には、府内市町村で最大の被害が想定される主要な活断層（10断層）の地震被害想定の見直しを実施しました。さらに、令和7（2025）年3月には内閣府より、新たな南海トラフ地震の被害想定が公表されました。これらの結果、京都府における地震による人的被害・建物被害は以下のように予測されています。

なお、最大予測震度6クラス以上の地震は府内のいずれの地域でも発生する可能性があり、局所的な被害をもたらすことに留意が必要です。

表2 地震想定被害

断層名 (内は公表年を記載)	最大 予測震度	人的被害					建物被害			
		死者数 (人)	負傷者数 (人)	要救助者数 (人)	短期避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部半壊 (棟)		焼失建物 (棟)	
							半壊・ 一部半壊 (棟)	半壊・ 一部半壊 (棟)		
花折断層帯	花折断層帯(R6)	7	4,660	60,830	9,870	27,400	239,820	110,710	147,050	23,500
	桃山-鹿ヶ谷断層(H20)	6強	2,300	23,600	2,300	12,100	194,500	52,800	38,200	2,100
黄檗断層(H20)		6強	800	13,200	1,000	6,200	94,100	17,300	25,400	1,100
奈良盆地東縁断層帯(R7)		7	520	6,260	930	3,200	40,120	19,820	42,510	1,890
西山断層帯	亀岡断層(H20)	7	400	6,900	500	3,000	102,000	13,500	42,900	1,300
	樺原-水尾断層(H20)	7	1,300	17,800	1,600	9,000	206,100	24,900	38,000	2,000
	殿田-神吉-越畠断層(R7)	7	1,000	18,410	2,110	6,100	67,420	32,310	100,720	5,030
	光明寺-金ヶ原断層(H20)	7	800	14,300	1,100	6,900	127,500	15,500	37,300	1,600
三峰断層(R7)		7	430	2,700	630	2,960	28,710	22,010	26,820	730
上林川断層(R7)		7	430	2,990	630	2,850	27,740	23,120	29,860	540
若狭湾内断層(H20)		5強	0	60	0	20	5,400	600	2,600	0
山田断層帯(R7)		7	540	3,000	840	3,590	34,200	36,930	31,770	1,120
郷村断層帯(R7)		7	1,010	4,870	1,510	6,100	57,320	62,860	41,200	2,010
上町断層帯(H20)		6弱	90	3,700	100	1,200	64,300	5,000	28,700	400
生駒断層帯(R7)		7	990	10,030	1,600	6,200	75,200	28,660	65,830	3,610
琵琶湖西岸断層帯(H20)		6強	1,100	36,500	4,100	18,900	228,500	39,300	63,600	4,000
有馬-高槻 断層帯	有馬-高槻断層帯(R7)	7	1,320	16,000	2,230	10,000	124,700	39,730	119,580	5,220
	宇治川断層 (H20)	7	1,200	22,800	2,200	12,100	206,800	21,200	35,500	2,000
木津川断層帯(R7)		7	420	5,710	730	2,400	32,540	16,250	42,020	1,390
埴生断層(R7)		7	330	5,800	540	2,600	36,100	13,810	55,120	650
養父断層(H20)		7	700	7,200	800	3,900	105,100	29,000	58,800	4,900
和束谷断層(H20)		6強	400	5,500	500	2,600	77,400	12,300	32,500	2,300
東南海・南海地震(H20)		6弱	130	6,200	140	2,000	111,600	10,400	51,900	400

京都府地震被害想定調査結果(2008、2024、2025)

断層名	最大予測震度	人的被害					建物被害		
		死者数 (人)	負傷者数 (人)	重傷者数 (人)	要救助者数 (人)	短期避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)
南海トラフ地震	6強	約1,600	約16,000		約3,600	約289,000	約15,000	約77,000	約49,000

内閣府公表(2025)

発生確率が高いとされる南海トラフ地震では、山城地域、京都市及び南丹地域を中心として、死者約1,600人、全壊約15,000棟の大きな被害が想定されています。

また、府内全域に存在する断層による直下型地震では、局所的ながら甚大な被害が想定されています。また、鳥取県西部地震や新潟県中越地震の例でみられるように、従来知られていなかった断層による地震が発生することがあります。

(2)耐震化の現状

ア 住宅の耐震化の現状

住宅については、令和5(2023)年の住宅・土地統計調査をもとに、住宅の耐震化率の推計を行いました。京都府全体では約90%であり、国の推計と同等の水準となっています。

住宅の種類別にみると、木造戸建住宅等(木造戸建住宅及び木造長屋建住宅)の耐震化率が約83%と特に低くなっています。木造戸建住宅等以外の住宅の耐震化率は96%となっています。耐震性が不足する住宅は約12.3万戸あり、そのうち木造戸建住宅等が約9.8万戸で約8割を占めており、木造戸建住宅等の耐震化を進めていくことが課題です。

なお、令和7(2025)年の京都府の住宅の耐震化率を推計すると、約91%となります。

表3 住宅の耐震化率の推計

年	H15	H20	H25	H30	R5	R7
京都府	74%	78%	81%	87%	90%	91%
国	75%	79%	82%	87%	90%	—

府内の耐震化率の状況は様々であり、地方部では耐震化率が低い傾向があるほか、木造住宅密集地など個別の地域を見れば耐震化率に差があるのは明らかであり、地域の実情に応じた耐震化の促進の取組が課題となります。

また、耐震化率が低い市町村は高齢化率が高い傾向があり、特に高齢者のみの世帯の場合は、費用負担や住宅の継承といった問題から耐震化に至らない場合が少なくないと考えられるため、世帯特性に応じた取組が必要です。

イ 公共施設等の耐震化の現状

「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査」（総務省消防庁）によると、令和6（2024）年4月時点での京都府内の防災拠点となる公共施設等の耐震化率は96.0%となっています。

表4-1 防災拠点となる公共施設等の耐震化の状況
(令和6（2024）年4月時点)

全棟数	S57年以降建築の棟数	S56年以前建築の棟数	耐震診断実施棟数	改修の必要がない棟数	改修済棟数	未改修の棟数	耐震診断未実施棟数	耐震済の棟数	耐震診断実施率	耐震率
4,500	2,146	2,354	2,284	812	1,363	109	70	4,321	97.0%	96.0%

表4-2 施設区分別の公共施設等の耐震化の状況
(令和6（2024）年4月時点)

施設区分別										
社会福祉施設	文教施設（校舎・体育館）	庁舎	県民会館・公民館等	体育館	診療施設	警察本部・警察署等	消防本部・消防署	その他	全体	
93.7%	100%	94.5%	91.9%	93.2%	90.9%	76.6%	97.1%	80.9%	96.0%	

注) 防災拠点となる公共施設等：地方公共団体が所有又は管理する公共施設・公用施設（公用用及び公用の建物：非木造の2階建以上又は延床面積200m²超の建築物）のうち、災害応急対策の実施拠点となる庁舎や消防署、避難場所・避難所となる学校施設や公民館、災害時の医療救護施設となる病院や診療所、災害時に配慮が必要となる者のための社会福祉施設など。

ウ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の現状

不特定かつ多数の者が利用する建築物及び地震の際の避難に配慮が必要な者が利用する建築物のうち大規模なもの（耐震改修促進法附則第3条の要緊急安全確認大規模建築物）については、平成25年の法改正で、耐震診断を行い、平成27（2015）年末までに結果を所管行政庁に報告、所管行政庁は報告の内容を公表することが義務化され、京都府では平成29（2017）年3月に耐震診断の結果を公表しました。

京都府全体では令和6（2024）年度末時点で、対象建築物185棟のうち耐震性が不足しているものが28棟（耐震性不足解消率85%）あります。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修への補助制度を設けているものの、補助上限を超える費用負担等から近年はほとんど利用がない状況です。耐震改修を実施するためには、資金面のほか事業上の様々な課題があり、個別の建築物の事情に応じた課題解決を支援する必要があると考えられます。

エ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の現状

緊急輸送道路沿道建築物（耐震改修促進法第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物）についても、平成25年の法改正で、耐震診断の実施と結果の報告・公表が義務化されました。京都府では、義務化

対象路線を平成 28（2016）年度に指定して令和 5（2023）年 3 月末を報告期限とし、令和 6（2024）年 3 月に耐震診断の結果を公表しました。

京都府全体では令和 6（2024）年度末時点で対象建築物 33 棟のうち耐震性が不足しているものが 29 棟（耐震性不足解消率 12%）あります。

緊急輸送道路沿道建築物についても、要緊急安全確認大規模建築物と同様に、補助上限を超える費用負担等から耐震改修への補助制度の利用がない状況です。耐震改修を実施するためには、個別の建築物の事情に応じた様々な課題解決を支援する必要があると考えられます。

(3) 住宅(マンション含む)の耐震化の目標設定

ア 基本方針

京都府においては、地震時に府民の命を守ることを最優先として取り組むこととし、防災関係機関等と連携を図り安全対策を推進します。

特に、地震による建築物の倒壊は、人的な被害のみならず、避難者の発生、救助活動の妨げ等被害拡大の要因となることやがれきの処理の課題が生じることから、京都府では、旧耐震基準で建築された建築物の耐震化に取り組みます。

イ 住宅の目標

地震による死者を減少させるためには住宅の耐震化が重要な方策であり、第四次京都府戦略的地震防災対策指針及び同プランでは、被害を最小化し、死者ゼロを目指すことを目標としています。

本計画においても、地震時に府民の命を守ることを最優先として、幅広い施策に取り組むこととし、令和 17（2035）年度までに耐震性が不十分なものを概ね解消することを目標とします。

ウ 住宅の地域特性等への配慮と計画の進行管理

京都府内においては、地域によって住宅の規模・構造や耐震化の状況等が異なっているところがあり、地域毎のそれらの状況を踏まえて、各地域の特性に対応した耐震化の促進を図ります。密集市街地等の市町村が耐震化を特に促進すべきとして選定する区域（以下、「耐震化重点エリア」という。）においては、旧耐震基準の住宅の状況を個別に継続的に把握しながら、耐震化の着実な進展を図ります。

住宅の耐震化の目標は、計画期間 10 年間を見据えた長期のものであることから、適宜進捗状況の点検を行って計画の達成状況を確認し、計画の進行管理を行い、実態に即した施策展開を図ります。

(4)公共性の高い建築物の耐震化の目標設定

ア 公共施設の耐震化の目標

公共施設については、不特定多数の者が利用すると共に、災害時には救助や避難等の拠点として重要な役割を担っているため、第四次京都府戦略的地震防災対策指針及び同プランに基づき、耐震化を図ります。

特に、府や市町村の庁舎、病院、消防署、警察署等の防災拠点は、情報収集や災害対策指示、救助・消火活動等の応急対策の拠点として重要な役割を果たします。そのため、これらの施設については耐震化等を計画的・効率的進めて完了を目指します。

学校施設は、児童・生徒等が一日の大半を過ごす学習、生活等の場であり、安全な環境を確保する必要があります。また、地域住民にとっても身近な公共施設であり、地震等の災害時には地域住民の避難場所としての役割を果たすことも求められていることから、幼稚園から大学を含む学校施設の早期の耐震化を図ります。

イ 公共性の高い民間施設の耐震化の目標

民間の病院施設や私立保育園、私立学校等、公共性の高い民間施設については、所管部局の助成制度等の積極的活用、税制優遇等の周知徹底等、所管行政庁の指導・助言を努めて行うことにより、耐震診断・耐震改修の一層の促進を図ります。

表5 第四次京都府戦略的地震防災対策推進プランの計画期間内(令和11(2029)年度まで)における目標

項目	目標
府の防災拠点施設(庁舎、避難所等)の耐震化	100%
市町村の防災拠点施設の耐震化	100%
警察本部、警察署の耐震化	100%
私立学校(幼・小・中・高)の耐震化	100%
公立幼稚園の耐震化	100%
公立学校のつり天井対策	100%
家具の固定化等室内安全対策	65%
避難所の耐震化	100%

※公立小・中・高の耐震化は完了済

※府内の全ての災害拠点病院(13病院)の耐震化は完了済

(5)要緊急安全確認大規模建築物等の耐震化の目標設定

要緊急安全確認大規模建築物は、地震時に倒壊した場合に甚大な被害が生じるおそれがあることから、令和17(2035)年度までにこれらの対象建築物のうち耐震性が不十分な28棟全てを耐震化すること(耐震性不足解消率

100%) を目標とします。

なお、多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条第1号）については、その所有者に対して耐震診断の努力義務及び地震に対して安全性の向上を図る必要があると認められるときに耐震改修の努力義務が課せられていることから、所有者に対し、耐震化を働きかけていきます。

(6)緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の目標設定

ア 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の方針

地震直後における迅速な救助活動等の実施を目指して、府内の防災拠点施設への円滑な通行を確保するため、府及び市町村が連携し、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進します。

イ 緊急輸送道路沿道建築物の目標

地震に伴う建築物の倒壊による緊急輸送道路の通行障害の防止のため、対象建築物のうち耐震性が不十分な 29 棟全ての耐震化を図る必要があります。その中でも特に、倒壊した場合に前面道路の空き幅員が 4m 未満となり、緊急車両の通行が困難となる建築物 10 棟を優先し、令和 17 (2035) 年度までに 10 棟全てを耐震化すること（耐震性不足解消率 42%）を目標とします。

なお、その他の 19 棟についても引き続き所有者に働きかけ、耐震化を促進します。

ウ 対象道路の指定

京都府地域防災計画において、災害発生時に緊急車両を迅速に通行させるため緊急輸送道路を定めており、このうち、災害時における広域的な緊急車両の通行を確保するため、優先して沿道建築物の耐震化に取り組む道路として、耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号に基づき耐震診断義務化道路（約 290 km）を平成 29 (2017) 年 2 月に次のとおり指定しています。

○道路選定の方針

市町村区域を越える救助活動等の支援のために、地震直後において通行の確保が必要な施設間を結ぶ道路を緊急輸送道路から選定します。

- ①高速道路網を基幹道路として構成
- ②迅速な救助活動等を実施するために必要とされる施設とインターチェンジを結ぶ緊急輸送道路を選定

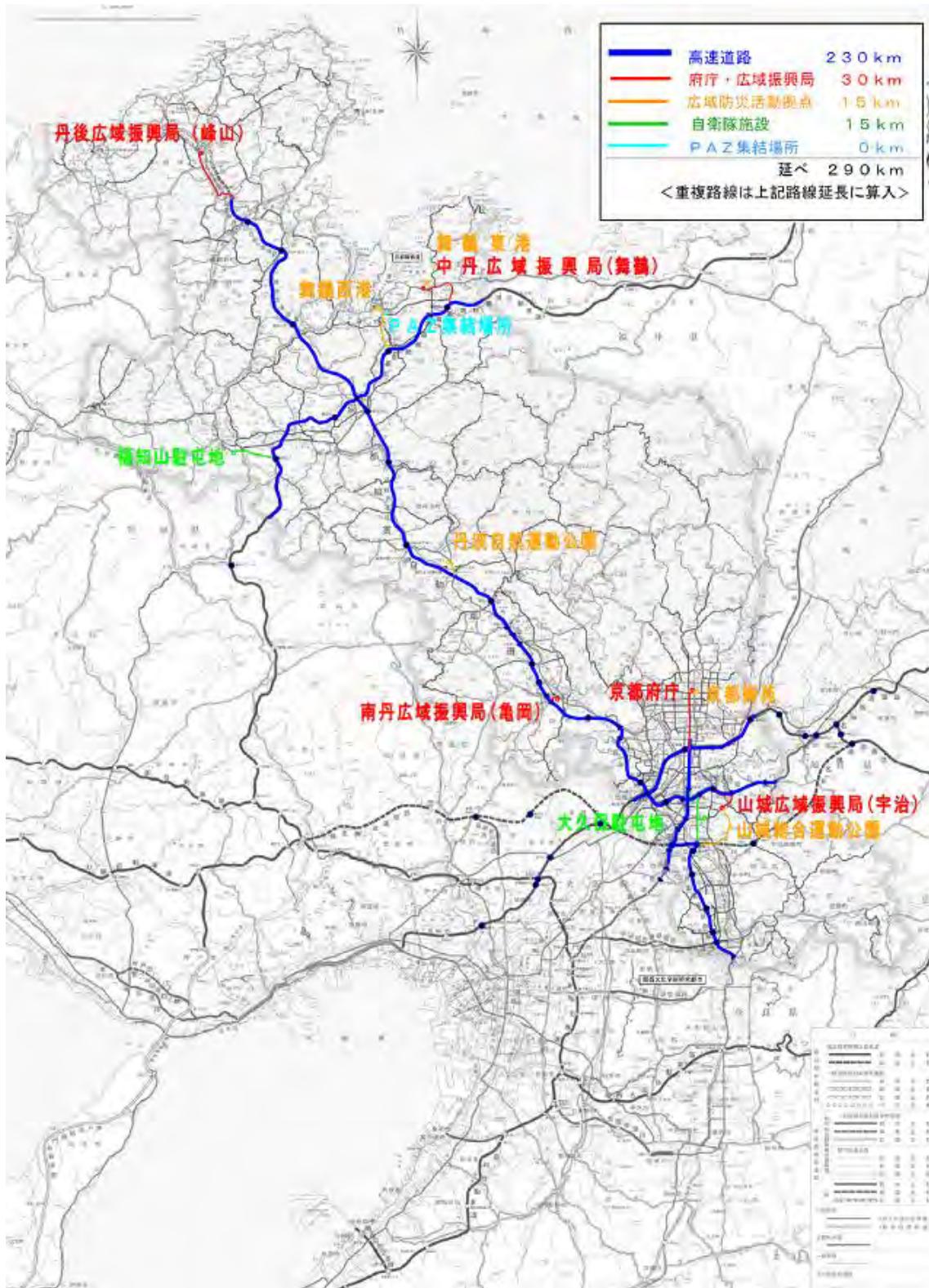
表6 対象施設と対象道路

対象施設と対象道路の概要	地震直後における活動内容
府庁・広域振興局～最寄 IC	応急対策を指揮する災害対策本部の設置
広域防災活動拠点～最寄 IC	自衛隊等の応援隊の集結や救援物資の集配
自衛隊駐屯地～最寄 IC	救助活動を実施するため、被災地に派遣
PAZ 避難時集結場所～最寄 IC	原発事故発生時、対象住民の広域避難を実施

表7 耐震改修促進法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

市町村域	対象	道路種別	路線名	区間	延長(km)
高速道路	高速自動車国道	名神高速道路	滋賀県境～大阪府境	20.1	
		舞鶴若狭自動車道	兵庫県境～福井県境	46.5	
		新名神高速道路	城陽JCT～八幡JCT	3.5	
	その他有料道路	京都高速道路油小路線	上鳥羽IC～第二京阪道路交点	5.4	
		第二京阪道路	京都高速道路油小路線交点～大阪府境	10.7	
		山陰近畿自動車道	京丹後大宮IC～宮津天橋立IC	10.7	
		京都縦貫自動車道	宮津天橋立IC～久御山IC	99.6	
		京滋バイパス	久御山IC～滋賀県境	12.6	
		京奈和自動車道	城陽IC～木津IC	17.0	
京都市	府庁・京都御苑～京都南IC	市町村道	京都市道 釜座通	京都市府庁～府庁前	0.3
		市町村道	京都市道 鹿ヶ谷嵐山線	京都御苑間之町口(京都御苑入口)～堀川丸太町	0.9
		主要地方道	府道 京都広河原美山線	堀川丸太町～堀川五条	2.4
		一般国道	国道1号	堀川五条～九条油小路	1.9
		市町村道	京都市道 油小路通	九条油小路～京都市道新城南宮通交点	3.1
		市町村道	京都市道 新城南宮通	京都市道油小路通交点～国道1号交点	0.6
		一般国道	国道1号	京都市道新城南宮通交点～京都南IC	0.1
		市町村道	宇治市道 宇治白川線	山城総合運動公園(宇治入口)～府道宇治淀線交点	1.7
		市町村道	宇治市道 宇治橋若森線	府道宇治淀線交点～宇治橋西詰	0.9
		主要地方道	府道 京都宇治線	宇治橋西詰～宇治市道淀道9号線交点	1.4
宇治市	山城総合運動公園～山城広域振興局～宇治西IC	市町村道	宇治市道 突道9号線	府道京都宇治線交点～宇治市道乙方三番割線交点	0.1
		市町村道	宇治市道 乙方三番割線	宇治市道突道9号線交点～宇治市道淀道横島線交点	0.1
		市町村道	宇治市道 突道横島線	宇治市道乙方三番割線交点～国道24号交点	2.4
		一般国道	国道24号	宇治市道突道横島線交点～宇治西IC	0.2
		市町村道	宇治淀線	大久保駐屯地南入口～国道24号交点	1.2
		一般国道	国道24号	府道宇治淀線交点～城陽IC	3.0
		一般国道	国道24号	府道宇治淀線交点～国道1号交点	3.1
		一般国道	国道478号	国道1号交点～国道478号交点	2.0
城陽市	山城総合運動公園～城陽IC	一般府道	府道 山城総合運動公園城陽線	山城総合運動公園(城陽入口)～国道24号交点	3.8
		一般国道	国道24号	山城総合運動公園城陽線交点～城陽IC	1.8
		一般国道	国道9号	南丹広域振興局前交差点～国道372号交点	0.3
亀岡市	南丹広域振興局～亀岡IC	一般国道	国道372号	国道9号交点～亀岡IC	1.0
		一般国道	国道9号	丹波自然運動公園～丹波IC	2.4
京丹波町	丹波自然運動公園～丹波IC	一般国道	国道9号	丹波自然運動公園～丹波IC	2.4
		一般国道	国道9号	福知山駐屯地～福知山IC	4.7
舞鶴市	京都舞鶴東港～中丹広域振興局～舞鶴東IC	その他(臨港道路)	臨港道路 前島中央臨港道路(北)	前島臨港道路中央交点合4号交点～前島臨港道路(北)交点	0.4
		その他(臨港道路)	臨港道路 前島臨港道路	前島中央臨港道路(北)交点～前島中央臨港道路(南)交点	0.2
		その他(臨港道路)	臨港道路 前島中央臨港道路(南)	前島臨港道路交点～国道27号交点	0.3
		一般国道	国道27号	前島中央臨港道路(南)交点～府道小倉西舞鶴線交点(小倉)	3.8
		主要地方道	府道 小倉西舞鶴線	国道27号交点(小倉)～舞鶴東IC	2.2
		一般国道	国道175号	舞鶴西港第三埠頭前交差点～国道27号交点	0.8
		一般国道	国道27号	国道175号交点～府道池辺京田線交点	4.3
		主要地方道	府道 池辺京田線	国道27号交点～舞鶴西IC	1.1
		一般国道	国道482号	丹後広域振興局～国道312号交点	2.0
		一般国道	国道312号	国道482号交点～府道大宮岩滝線交点	3.7
京丹後市	丹後広域振興局～京丹後大宮IC	一般国道	大宮岩滝線	国道312号交点～京丹後大宮IC	2.3

図3 道路指定図

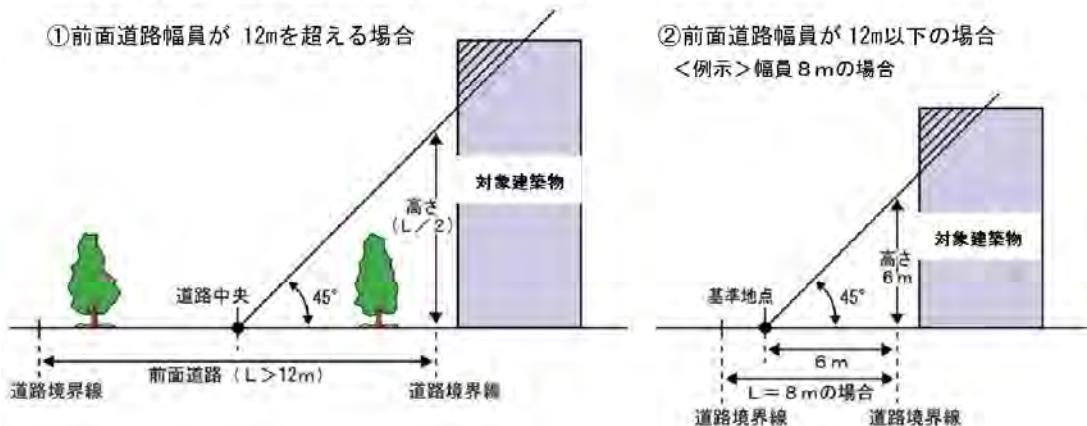


エ 対象建築物

耐震診断義務化道路の沿道にある昭和 56 (1981) 年 5 月 31 日以前に着工した建築物で、地震時に道路を閉塞するおそれがある建築物（図 4 参照）が対象となります。

図 4 対象建築物

次の斜線を超える部分を有する建築物が対象建築物に該当



オ 耐震診断結果の報告及び公表

対象建築物の耐震診断結果の報告期限は令和 5 (2023) 年 3 月 31 日までと設定し、耐震診断結果は、耐震改修促進法により建築物所在地を所轄する所管行政庁に提出され、令和 6 (2024) 年 3 月に公表されました。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための 施策に関する事項

(1)耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針

ア 府民の命を守るための幅広い施策の推進

地震から府民の命を守るため、住宅における地震被害の軽減に向けた総合的な取り組みを進めます。

イ 京都府内の地域的な特性を踏まえた耐震化の推進

京都府内においては地域によって住宅の規模・構造や市街地の形成過程が異なっており、各地域の耐震化率や高齢化率等の地域特性及び世帯特性に対応したきめ細やかな耐震化の促進を図ることとします。特に耐震化重点エリアにおいては、耐震化の進展状況を把握しながら耐震化の取組を強化します。

また、伝統的な町家等については、伝統構法に対応した耐震診断手法・耐震改修工法等により、京都らしい耐震化施策を進めます。

ウ 適切な役割分担

平成 25 (2013) 年の耐震改修促進法の改正により、現行の耐震関係規定に適合しない全ての建築物の所有者に対し、耐震診断の努力義務及び必要に応じた耐震改修の努力義務が課せられており、所有者が自発的・主体的に建築物の耐震対策に取り組むことが基本となります。

そこで京都府は、市町村等と連携し、建築物の所有者が積極的に耐震化に取り組むことができるよう、以下のこと取り組みます。

- ・所有者が安心して耐震診断・耐震改修を行うための環境整備や負担を軽減する仕組みづくり、耐震化に関する啓発及び知識の普及等必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解消又は軽減します。
- ・京都府が所有する公共建築物の耐震診断・耐震改修を計画的かつ積極的に進め、率先して耐震性の確保を図ります。
- ・所管行政庁である京都市、宇治市とも連携し、耐震改修の計画認定等、耐震改修促進法に基づく認定や、既存耐震不適格建築物の所有者への指導・助言等を行い、建築物の耐震化の促進を図ります。
- ・市町村が、地域特性に応じた耐震化の支援策を講ずるとともに自治会等と連携した取組を行うなど、住民に最も近い基礎的自治体として耐震化の促進を図るよう、誘導します。

(2)耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援

京都府においては、災害に強いまちづくりの一環として、以下のように既存耐震不適格建築物に対する耐震化促進の施策を実施します。

今後、現行の施策を更に推進するとともに、必要に応じて制度の拡充や見直し、手続きの合理化、新技術への対応等を進め、耐震化を加速します。

ア 住宅の耐震診断・耐震改修の支援

(ア) 住宅の耐震診断の支援

平成 16 (2004) 年度から実施している「木造住宅耐震診断事業」は、昭和 56 (1981) 年 5 月以前に着工された木造住宅に対し、市町村が木造住宅耐震診断士を派遣して耐震診断を実施するもので、京都府はその経費の一部を補助しています。

また、共同住宅についても耐震診断の支援を実施します。

表 8 耐震診断事業の実績（単位：件）

	～R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
木造住宅 ※市町村独自 実施分含む	11,337	573	628	593	584	1,311	15,026
共同住宅	2,227	0	26	112	0	96	2,461

(イ) 住宅の耐震改修の支援

平成 19 (2007) 年度から実施している「木造住宅耐震改修等事業」は、昭和 56 (1981) 年 5 月以前に着工された木造住宅のうち、耐震性の低いものに対して市町村が実施する耐震改修事業について、京都府がその経費の一部を補助するものです。

また、対象地域の拡大や中古住宅の販売に当たり不動産業者等が耐震改修する場合も支援の対象とするなど、制度の拡充を図るとともに、平成 24 (2012) 年度に簡易耐震改修助成制度を、平成 28 (2016) 年度に耐震シェルター助成制度を創設しました。

さらに、地域全体の防災性を向上させるため、耐震化重点エリアにおける除却等も含めた耐震改修事業の拡充を図り、市町村と地域の取り組みを支援します。

表 9 耐震改修事業の実績（単位：件）

	～R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
耐震改修	2,104	165	143	98	68	294	2,872
簡易改修	6,041	651	591	66	48	390	7,787
シェルター	8	1	0	0	0	5	14

※市町村独自実施分を含む

(ウ) 住宅の耐震改修における融資支援制度等

住宅の耐震改修の費用面での支援を図るため、京都府住宅改良資金融資制度（21 世紀住宅リフォーム資金）や住宅金融支援機構と提携している金融機関が提供する高齢世帯向けのリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震改修に係る融資制度の普及を図ります。耐震改修補助制度とこれら

融資制度の一体的な普及啓発を実施し、住宅の耐震改修を促進します。また、耐震改修を行うことで税制の優遇を受けられることや被災後の生活の安定に資する地震保険の割引制度があることの周知に努めます。

（工）伝統的町家・古民家等の改修

住宅の中でも、伝統的町家に関しては、伝統構法に対応した耐震診断手法・耐震改修工法による耐震化が促進されるよう支援します。

また、地方部にあるような規模の大きな古民家等の耐震化の促進についても支援します。

（才）各種の住宅施策等との連携

住宅の耐震化は、空家の利活用（移住・定住促進、地域観光資源としての転用等）、木材利用、子育て支援、バリアフリー対策、省エネルギー対策等の様々な施策とも関係するため、それらの施策の実施に伴って住宅の改修を行う際には合わせて耐震化を行うよう啓発するなど、様々な施策の担当部局と幅広く連携し、耐震化を促進します。

イ 公共性の高い建築物の耐震診断・耐震改修の支援

公共性の高い建築物については、第四次京都府戦略的地震防災対策推進プランで目標が設定されており、その目標に向けて各施設管理者において、早急に耐震化を促進します。

ウ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断・耐震改修の支援

要緊急安全確認大規模建築物については、平成 25 (2013) 年の改正耐震改修促進法施行後から耐震診断への支援制度を創設し、平成 26 (2014) 年度から耐震設計、耐震改修にも支援を拡充するなど、適宜制度を見直しています。耐震性が不足する要緊急安全確認大規模建築物は地震発生時に甚大な被害が生じる可能性が高いことから、計画的に耐震化を促進します。また、市町村と連携して、所有者への働きかけを強化するほか、建築士等の専門家が様々な観点から助言できる体制の構築を図ります。

エ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・耐震改修の支援

緊急輸送道路沿道建築物については、平成 29 (2017) 年度から耐震診断、耐震設計への支援を創設し、平成 30 (2018) 年から耐震改修等にも支援を拡充するなど、適宜制度を見直し、耐震性が不足する建築物については、計画的に耐震化を促進します。

特に緊急輸送道路沿道建築物のうち、倒壊した場合に緊急車両の通行が困難となる 10 棟の所有者に対し、市町村と連携して、働きかけを強化するほか、建築士等の専門家が様々な観点から助言できる体制の構築を図ります。

(3)安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

京都府では、耐震に関する知識を有する専門家を養成するとともに、最新の情報を京都府ホームページに掲載し、安心して耐震改修を実施していただくよう取り組みを進めます。

ア 木造住宅耐震診断士養成・登録

平成 16 (2004) 年度から、耐震診断事業を実施する市町村の依頼を受けて木造住宅を調査し、耐震性の診断等を行う専門技術者を養成しています。

令和 6 (2024) 年度末時点で、京都府内の建築士事務所に勤務する建築士（1 級、2 級、木造）1,692 名が木造住宅耐震診断士として登録されており、その活用を図ります。

イ ホームページの充実

耐震改修を促進するため、京都府のホームページに設けている耐震に関するポータルサイトにおいて、耐震改修に係る最新の情報（耐震改修工法、税制優遇、補助制度、京都府の補助金を受けた木造住宅耐震改修工事実績のある施工業者の情報提供等）を発信します。

また各種団体が情報提供を行っているホームページを活用し、必要な情報を適切に提供するよう努めます。

ウ 費用負担の軽減策の普及

耐震改修における費用負担の軽減を目的に「低コスト工法」の普及促進を図ると共に、同工法に関する講習を受講した施工業者等の情報提供を行います。

また、所有者（補助申請者）の代理で施工者が補助金の受領を行う「代理受領制度」の導入の徹底に努めます。

(4)地震に備えた建築物の総合的な安全対策の推進

ア 減災に関する幅広い対策の推進

地震時に府民の命を守ることを最優先とし、耐震改修工事に係る費用、住宅の構造や形態、その他世帯特性等により耐震化を図ることが困難な住宅においても、耐震シェルターの設置をさらに促進するほか、耐震ベッドや感震ブレーカーの設置、家具の転倒防止等地震に対する安全性を向上する取り組みを支援する施策を広く実施し、減災化を促進します。

また、最新の建築基準法による構造耐力を満たすことにつながる建て替えのための除却について支援します。

イ エレベーター等の地震防災対策の推進

建築物の高層化が進む中、地震時にエレベーターが緊急停止し、復旧に時

間を要する、利用者がエレベーター内部に長時間閉じ込められる、等の事態が発生したため、エレベーターの安全に係る技術基準が見直されるなどの対策が講じられています。

エレベーター・エスカレーターが設置されている建築物の所有者に対し、建築基準法の定期検査報告等の機会を捉え、地震に対する危険性を周知するとともに改修等の対策を行うよう指導・啓発を行います。

なお、地震に起因する被害を防止するため、エレベーターの防災対策改修やエスカレーターの脱落防止措置に関する事業を実施する区域として京都府全域を指定します。

ウ 屋外広告物、ガラス、外壁材、天井等の落下防止対策

地震には、建築物の倒壊のみでなく、屋外広告物や窓ガラス、外壁材、配管等の脱落や落下、給湯設備の転倒等により、通行者等に被害を与える可能性があります。

これらについては、建築確認や屋外広告物の許可の時点、定期報告や講習会等の機会を捉え、適切な設計・施工や、維持管理についての啓発に努めるほか、業界団体や関係市町村及び消防等関係機関にも協力を求め、安全性の注意喚起を行います。

また、地震時の天井の崩落によっても被害を生じる可能性があることから、施設の所有者等に対して崩落防止対策を行うよう啓発等を行います。

特に、特定天井については大きな被害を生じる可能性があるため、管理者に対して改修等の対策を行うよう重点的に啓発を行います。

エ ブロック塀の安全対策

住宅地の敷地境界に設置されているブロック塀は、地震時に倒壊する危険性があり、人命に危害を加えたり、避難の妨げになったりするおそれがあります。平成30（2018）年の大阪府北部地震では、小学生がブロック塀の崩落に巻き込まれ死亡しており、京都府では、ブロック塀の安全点検について相談窓口を設置したり、緊急対策として当該地震の直後から令和元年度の間において、危険なブロック塀を除却するための支援を行いました。引き続き、ブロック塀の危険性について周知等を行います。

オ 宅地の安全対策

東日本大震災では、大規模な盛土工事が行われた住宅地において造成地が崩壊し土砂の流出等の被害が発生したほか、一般の宅地においても、崖や擁壁等が崩壊して、人命や建築物等に被害が生じました。

このような大規模盛土造成地については調査を進め、対象地を把握するためのマップを作成・公表し、府民への情報提供に努めています。

また、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格の住宅及び建築物に対して、土砂災害に対して安全な構造となるよう、支援を行います。

力 平成 12(2000)年までに着工した木造住宅の安全性の向上

木造住宅の耐震関係規定については、平成 12 (2000) 年 6 月に耐力壁の配置規定等の基準が明確化されました。そのため、昭和 56 (1981) 年 6 月以降に着工された住宅でも、平成 12 (2000) 年の耐震基準を満たさない場合が報告されています。よって、このような住宅の所有者に対して、耐震診断の実施に努めるよう促すなど、啓発を行います。

(5)特定公共賃貸住宅等の空家の活用に関する事項

耐震改修の促進を図るため、府内全域において、耐震改修促進法第 19 条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修を実施する際に仮住居を必要とする府民に対しては、特定公共賃貸住宅及び公営住宅等の公共賃貸住宅の空家を仮住居として提供することとします。

また、市町村が定める耐震改修促進計画においても、公共賃貸住宅が活用できるように記載することを誘導します。

(6)府内の地方住宅供給公社による耐震診断・耐震改修に関する事項

府内の地方住宅供給公社は、京都府・市町村と連携し、相談業務などを通じて耐震診断・耐震改修の啓発に取り組むとともに、所有する住宅等の耐震改修を推進します。

また、府内全域において、必要に応じて、委託により住宅等の耐震診断・耐震改修の事業を行うこととします。

3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する 啓発及び知識の普及に関する事項

京都府では、耐震診断・耐震改修を促すため、マスメディア等を活用した啓発活動を積極的に実施するとともに、出前講座、フェア、耐震用具の展示、町内会単位のポスティング、公共掲示板へのポスター掲示等の様々な取り組みを、各市町村や関係団体と協力して行います。

特に耐震化重点エリアや耐震化率の低い地域においては、市町村と連携し、住宅等の所有者に対する個別の周知等により、普及啓発の強化に努めます。

(1)地震ハザードマップ等の活用

ハザードマップは、予想される被害の区域や程度等を地図上に明示とともに、避難場所や危険箇所等の避難情報を分かりやすく表示しており、身近に保管し、活用されるよう啓発します。

また、京都府では、22の活断層による地震及び南海トラフ地震等の被害想定調査を行い、それを基に、地震によるゆれやすさ、予測される震度、液状化危険度をインターネット上で詳しく確認できるよう地図情報システム（GIS）を整備しています。これらの情報により、府民に自分の家の被害想定を認識してもらい、耐震化を進めるきっかけとなるよう活用を促進します。

(2)相談体制の充実

各市町村の住宅耐震化担当窓口と、建築関連団体や住宅供給公社の住宅相談窓口等が連携し、地域住民の幅広い相談に対応できる体制と仕組みづくりを進めます。

定期的な無料相談会の開催や、イベント等の際に住宅相談コーナーを設置し、耐震診断・耐震改修等に関する普及啓発に努めます。

また、建築士等の専門家が様々な観点から助言できる体制の構築を図ります。

(3)パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催等

ア パンフレットの作成・配布等

住宅・建築物の減災に対する意識の向上や耐震診断・耐震改修の実施を促すため、府民及び建築技術者向け等のパンフレットやチラシ、ポスター、パネル等を作成、配布します。

パンフレットは一般府民向けや建築技術者向け等、対象者に応じて作成し、チラシやポスター等についても、啓発のねらいに応じて作成します。

作成したパンフレット等は、京都府各機関及び市町村、建築関連団体等に

配布し、国土交通省や各種団体が作成したパンフレットとともに、相談者への説明や府民への啓発に活用します。

また、京都府や市町村の広報誌、テレビやラジオ等のあらゆる媒体により啓発を行います。

イ セミナー・講習会の開催

建築物の耐震に対する府民の意識向上を図るため、「地震につよい安心安全のまちづくり出前講座」「耐震改修技術展」等の耐震に関するセミナーや講習会等を市町村等と協力して開催します。

次世代を担う小中学生に地震防災や耐震改修等に関する知識を伝えるため、小中学校の特別授業へ京都府職員等を派遣する「地震につよい安心安全なまちづくり出前講座（やってみよう！耐震診断）」を開催します。

また、木造住宅の耐震診断への府民の関心を高めるため、ショッピングセンター等で地震体験、無料耐震相談、ポスター・模型展示等を行う「木造住宅耐震診断推進フェア」を市町村・建築関連団体と協力して開催します。

これらのセミナーや講習会等のほかにも、京都府以外の団体が開催する耐震に関連したセミナー等に積極的に出講するなど、効率的、効果的な啓発を行います。

(4)リフォームに合わせた耐震改修の誘導

増改築やリフォームに合わせて耐震改修を行うことにより、工事費用や手間が軽減されることを広く周知し、リフォームに合わせた耐震改修を促進するよう努めます。

特に水回り等住宅設備のリフォームやバリアフリー化、断熱化等さまざまな改修の機会に合わせた耐震改修が広く認知され、実施されるよう、関連の事業者との連携を進めます。

(5)町内会等との連携

市町村と協力して、住宅の耐震化に向けた啓発を行うため「出前講座」による町内会等への説明会の開催を推進するとともに、昭和56年以前に建設された住宅地等で、まちぐるみの耐震化の推進に関する取り組みを促進します。

4 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導等に関する事項

耐震改修促進法で規定される特定既存耐震不適格建築物等の建築物の区分に応じ、所管行政庁と連携し、指導・助言、指示、命令等を適切に実施します。

耐震改修促進法では耐震関係の基準に適合していない全ての建築物の所有者に対して、耐震化の努力義務を課しており、必要に応じ、所管行政庁と連携し、耐震改修促進法に基づく指導・助言を行います。

耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられた建築物の所有者に対しては、所管行政庁と連携し、耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象であることを十分に周知し、その確実な実施を促すとともに、耐震性が不足する建築物については耐震改修の実施を誘導します。また、耐震診断を実施しない建築物や耐震性が不足する建築物の所有者に対しては、必要に応じ、所管行政庁と連携し、耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導・助言等を行います。

耐震改修促進法において規定される多数の者が利用する建築物や危険物の貯蔵等の用途に供する建築物の所有者に対しては、必要に応じ、所管行政庁と連携し、耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導・助言等を行います。

5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

(1)市町村が定める耐震改修促進計画に関する事項

ア 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

市町村は耐震改修促進法第6条第1項の規定により、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努力するものとされています。

現在、府内の一部の市町村では改正前の耐震改修促進法第5条第7項に基づき耐震改修促進計画が策定されていることから、京都府は、できるだけ速やかに、市町村耐震改修促進計画を改定するよう誘導します。

イ 京都府耐震改修促進計画等との整合

市町村耐震改修促進計画の改定に当たっては、国の基本方針や京都府の耐震改修促進計画との整合を図るよう誘導します。

市町村の耐震改修促進計画には、次の事項について定めるよう誘導します。

- ・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- ・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策
- ・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及
- ・建築基準法による勧告等の実施又は所管行政庁である京都府知事との連携

(2)関係団体と連携した耐震化の推進

ア 京都府住宅耐震化促進連絡会議の活用

京都府は市町村、関係団体等との連携を図り、円滑かつ適切な耐震診断・耐震改修が行われることを目的として設置した「京都府住宅耐震化促進連絡会議」を活用し、関連業界に対して耐震改修助成制度等の周知を図るとともに、住宅の耐震化を促進するための方策について意見交換を行います。

イ 市町村と関係団体との連携

市町村が各種関係団体と連携して住宅所有者向けの相談会やセミナー、講演会を開催するなど耐震診断及び耐震改修等がより一層促進されるような体制づくりを進めます。

参考資料

●住宅・建築物の耐震基準

昭和 56 (1981) 年 6 月 1 日に建築基準法の耐震関係規定が大きく強化されており、これ以前の基準と区別するため、以降の基準は、一般的に「新耐震基準」と呼ばれています。新耐震基準は、昭和 56 (1981) 年 6 月 1 日以降に着工した建築物等に適用され、中程度の地震に対しては被害が起こらないことや、大地震に対しては倒壊のおそれが少ないと目標とした基準となっています。ただし、構造体が全く無傷というわけではなく、何らかの損傷を被ることがあります。

●耐震化率

耐震化率は、全ての建築物のうち、耐震基準を満たすものの割合です。

京都府では、住宅の耐震化率を、全ての住宅戸数（空家を除く）のうち、「昭和 56 (1981) 年以降に建築されたもの、昭和 56 (1981) 年以前に建築されたもののうち耐震基準を満たしているもの、昭和 56 (1981) 年以前に建築されたもののうち改修されたもの」の割合として、住宅・土地統計調査等を基に推計しています。

●耐震性不足解消率

耐震診断結果が公表された建築物の棟数のうちに耐震診断により耐震性を有することが確認された建築物、耐震改修、建替え等により耐震性が不十分な状態が解消された建築物及び除却された建築物の棟数が占める割合をいいます。

●木造住宅に関する耐震基準

建築基準法の耐震関係規定は昭和 56 (1981) 年 6 月 1 日に大きく改正されました。木造住宅の耐震関係規定は、平成 12 (2000) 年にも強化されています（耐力壁の配置バランスの規定及び接合部の継ぎ手の規定）。よって、昭和 56 (1981) 年 6 月 1 日から平成 12 (2000) 年 5 月 31 日までに着工された木造住宅は、平成 12 (2000) 年の耐震関係基準を満足しない場合もあります。

●特定既存耐震不適格建築物

以下のいずれかに該当するもの（要安全確認計画記載建築物を除く。）で、耐震診断及び耐震改修の努力義務があります。

- ・病院、店舗、旅館、学校、老人ホーム等の多数の者が利用する建築物のうち一定規模以上のもの
- ・一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場
- ・地方公共団体が定める道路に接する通行障害建築物

●要緊急安全確認大規模建築物

以下のいずれかに該当するもので、耐震診断の義務付け及び結果の公表をするもの。

- 病院、店舗、旅館等の不特定かつ多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち一定規模以上のもの

参考表1 耐震改修促進法における規制対象（法第14条及び附則第3条）

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000 m ² 以上	-
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000 m ² 以上	階数1以上かつ5,000 m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000 m ² 以上	階数3以上かつ5,000 m ² 以上
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			-
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ5,000 m ² 以上
ホテル、旅館			
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿			-
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000 m ² 以上	階数2以上かつ5,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500 m ² 以上	階数2以上かつ1,500 m ² 以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000 m ² 以上	階数3以上かつ5,000 m ² 以上
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）			-
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数3以上かつ5,000 m ² 以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理する全ての建築物	階数1以上かつ5,000 m ² 以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)

＜参考：要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果の公表について（京都府HP）＞

<https://www.pref.kyoto.jp/taishin/youkinkyu.html>



●要安全確認計画記載建築物

以下のいずれかに該当するもので、耐震診断の義務付け及び結果の公表をするもの。

- ・都道府県又は市町村が耐震改修促進計画で指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
- ・都道府県が耐震改修促進計画で指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

＜参考：要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果の公表について（京都府HP）＞

<https://www.pref.kyoto.jp/taishin/240329endo.html>



●特定天井

脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井として建築基準法で定められた天井。具体的には、6m超の高さにある、面積 200 m²超、質量 2kg/m²超の吊り天井で人が日常利用する場所に設置されているもの。

●所管行政庁

所管行政庁とは、建築基準法に基づく建築主事を置く市町村の長、その他の市町村においては都道府県知事をいいます。京都府においては京都府知事、京都市長、宇治市長。

●大規模盛土造成地

谷間や斜面に盛土を行い、大規模に造成された宅地のうち、次の要件に該当するもの

①谷埋め型大規模盛土造成地

盛土の面積が 3,000 m²以上

②腹付け型大規模盛り土造成地

盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が 20 度以上で、かつ、盛土の高さが 5m 以上

●通行障害既存耐震不適格建築物

次に該当するもので、耐震診断の義務付け及び結果の公表をするもの。

- ・耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定により定められたもので、指定した道路の沿道に立地し、地震によって倒壊した場合、道路の通行を妨げるおそれがある建築物

●低コスト工法

既存の壁床や天井等の仕上げ材を取り外すことなく、耐震要素（補強材）を追加することで、工事の手間と費用を削減する耐震改修方法。

●代理受領制度

所有者（補助申請者）の代理で施工者等が補助金の受領を行うことで、所有者が負担する当初費用が工事費等から補助金を差し引いた額となるため、費用負担の軽減となる制度。

●リ・バース60（耐震改修利子補給制度）

満60歳以上の方が自宅を担保にして、毎月の支払いを利息のみに抑え、元金は死亡後に相続人が一括返済または自宅売却で返済する住宅ローン制度。

＜参考：リ・バース60（住宅金融支援機構HP）＞

https://www.jhf.go.jp/kojin/yushihoken_revmo/index.html



●市町村の木造住宅耐震改修補助制度概要

市町村における各種助成制度について、京都府HPにて情報を公開しています。

＜参考：市町村の住宅耐震化の取組み（京都府HP）＞

<https://www.pref.kyoto.jp/taishin/ctvinfo.html>



京都府建築物耐震改修促進計画
令和8年 月改定
京都府
建設交通部建築指導課

京都府流域下水道事業経営戦略の中間見直しについて（最終案）

令和7年12月

建設交通部

1. 最終案の概要

(1) 中間見直しの趣旨

策定以来5年が経過することから、これまでの取組状況等を踏まえつつ、今後5年間の事業運営を効果的に推進するために、中間見直しを行う。

(2) 対象期間 令和3年度～令和12年度（令和7年度中に中間見直し）

(3) 見直しのポイント 別添のとおり

2. パブリックコメントの結果概要

(1) 実施期間：令和7年9月29日～令和7年10月24日

(2) 提出された意見 府民意見6件

(3) 主な意見（パブリックコメントを踏まえた修正は無し）

埼玉県八潮市の道路陥没事故などを受けて、下水道管の事故が発生しないよう老朽化対策を計画的に進めてほしい。

エネルギー効率の向上や温室効果ガスの削減につながる省エネの先端技術を活用した取組を進めてほしい。

広域化や民間との連携による地域の実情に応じた柔軟な運営体制の構築が必要。

経営戦略の「見える化」や府民への分かりやすい情報提供を通じて、下水道事業の意義や役割を広く伝える取組を期待する。

3. 今後のスケジュール

令和8年1月 経営審議会から最終案答申

京都府流域下水道事業経営戦略の中間見直し最終案について

1. 概要

「京都府流域下水道事業経営戦略」については、策定以来5年が経過することから、これまでの取組状況等を踏まえつつ、今後5年間の事業運営を効果的に推進するために、中間見直しを行う。

2. 京都府流域下水道事業経営戦略について

流域下水道事業が将来にわたって安定的・持続的に経営ができるよう、長期を見据えた事業実施の方向性・投資規模、財政面からの課題解決に向けた取組方針を示すために策定。

(1) 策定年月 令和3年3月策定

(2) 計画期間 令和3年度～令和12年度（令和7年度中に中間見直し）

3. 中間見直し最終案の概要

(1) 投資計画 **改定**

現行計画では、令和8年度から令和12年度までの間、施設増設や改築更新のために必要な経費として毎年平均79億円を見込んでいたが、この間の事業進捗や社会情勢の変化を踏まえて改めて試算し、毎年平均84億円に改定。大規模事業の完成に伴って施設増設の投資額は減少する一方で、老朽化・地震対策等に重点的に取り組み改築更新費は増加する。

① 施設増設 いろは呑龍トンネルの整備 [事業費規模約30億円(R9まで)]

② 改築更新

ストックマネジメント計画に基づく改築更新のほか、能登半島地震や八潮市の下水道管の破損が起因とみられる道路陥没事故を踏まえた下水道施設の耐震化、老朽化対策を計画的・重点的に進める。

(2) 財政計画 **改定**

現行計画では、令和8年度から令和12年度までの維持管理費として毎年60億円程度を見込んでいたが、投資計画の改定や賃金・物価上昇等の見通しを踏まえて改めて試算。令和6年度の約63億円（実績）から毎年増加し、令和12年度には約73億円の見込み。

(3) 持続的経営に向けた取組 **拡充**

維持管理費等の費用の増加は市町の負担増につながるため、効率化に向けた取組を進める。

① 広域化・共同化の推進：汚泥処理の広域化・共同化 [新規]

② 汚泥の有効利用：汚泥の肥料利用 [新規]

③ 新技術の導入、DX・GXの推進

④ 民間事業者等の活用

(4) 経営面の今後の取組方針 **継続して推進**

① 市町負担金等の算定方法の見直し

② 資金需要に応じた柔軟な資金管理

③ 資本費負担実質地方負担分の府・市町間割合の定期的な見直し

京都府流域下水道事業経営戦略 (最終案)

令和3年3月
(令和〇年〇月 見直し)

京都府

目 次

第1章 経営戦略策定の趣旨	1
1. 目的	1
2. 計画期間	1
3. 経営戦略の位置づけ	2
第2章 下水道事業の現状・課題	3
1. 流域下水道事業の現状	3
(1) 流域下水道の概要	3
(2) 桂川右岸流域下水道（汚水）	5
(3) 桂川右岸流域下水道（雨水）～いいろは呑龍トンネル～	7
(4) 木津川流域下水道	9
(5) 宮津湾流域下水道	11
(6) 木津川上流流域下水道	13
2. 下水道を取り巻く情勢	15
(1) 将来人口予測と大規模開発の状況	15
(2) 建設費と維持管理費の推移	17
(3) 施設の老朽化の進行	18
(4) 激甚化する災害への対応	20
(5) 下水道資源の有効利用	22
(6) 執行体制の状況	23
(7) 民間事業者等の活用	24
(8) 地方公営企業の改革	24
第3章 基本理念と経営方針	25
1. 基本理念と経営方針	25
第4章 主要事業	27
1. 施設増設	27
(1) 木津川流域下水道	27
(2) 木津川上流流域下水道	28
2. 改築更新	29
3. 耐震化・耐水化	30
(1) 耐震化	30
(2) 耐水化	31
4. 雨水対策	32

第5章 持続的経営に向けた取組	33
1. 広域化・共同化の推進	33
(1) 広域化・共同化計画	33
(2) 今後の具体的な取組	33
2. 汚泥処理の現状と今後の方向性	34
(1) 汚泥処理の現状	34
(2) 今後の具体的な取組	35
3. 雨天時浸入水対策等	35
4. 施設のダウンサイ징	36
5. 新技術の導入・DXの推進	37
6. 省エネルギー対策・GXの推進	38
7. 民間事業者等の活用	38
8. 執行体制・技術力の確保	39
9. 戰略的な広報活動の推進	40
第6章 経営の現状・課題・今後の取組方針	42
1. 経営の現状	42
(1) 決算額の推移	42
(2) 流域下水道事業の費用負担の考え方	43
(3) 会計処理の見直しについて	43
2. 今後の取組方針	44
(1) 市町負担金等の算定方法の見直し	44
(2) 運営資金の確保	45
(3) 資本費負担のあり方	45
第7章 投資財政計画	47
1. 投資財政計画	47
2. 投資計画	47
(1) 投資計画の評価	47
(2) 投資計画の見直し	47
3. 維持管理計画	51
4. 今後の財政収支見通し	52
(1) 収益的収支の見通し	52
(2) 資本的収支の見通し	52
(3) 収入及び支出額の計上方法（算定条件）	53
(4) 維持管理負担金の見通し	53
5. 業績指標の目標・経営戦略の事後検証	54

第1章 経営戦略策定の趣旨

1. 目的

流域下水道事業における経営環境は、人口減少等に伴うサービス需要の減少や保有施設の老朽化に伴う更新需要の増大など厳しさを増しており、不断の経営健全化の取組が求められています。

そのような中で、平成27年1月に総務大臣より、地方公営企業法を適用するよう要請があり、京都府においても、平成31年4月から地方公営企業法を適用し、公営企業会計を導入しました。

流域下水道事業を将来にわたって、安定的・持続的に経営していくことができるよう、長期を見据え、10年間の事業実施の方向性と事業の投資規模とともに、財政面からの課題解決に向けた取組方針を示すため、令和3年3月に「京都府流域下水道事業経営戦略（以下「経営戦略」という。）」を策定したところです。

この度、経営戦略の策定から5年が経過したことから、これまでの事業の進行状況を踏まえ、事業実施の方向性、投資規模及び収支計画について見直しを行いました。

2. 計画期間

下水道事業に必要な施設を保有しつつ健全経営を行っていくためには、中長期的な視点に立ち戦略的な計画を策定することが求められることから、計画期間については令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

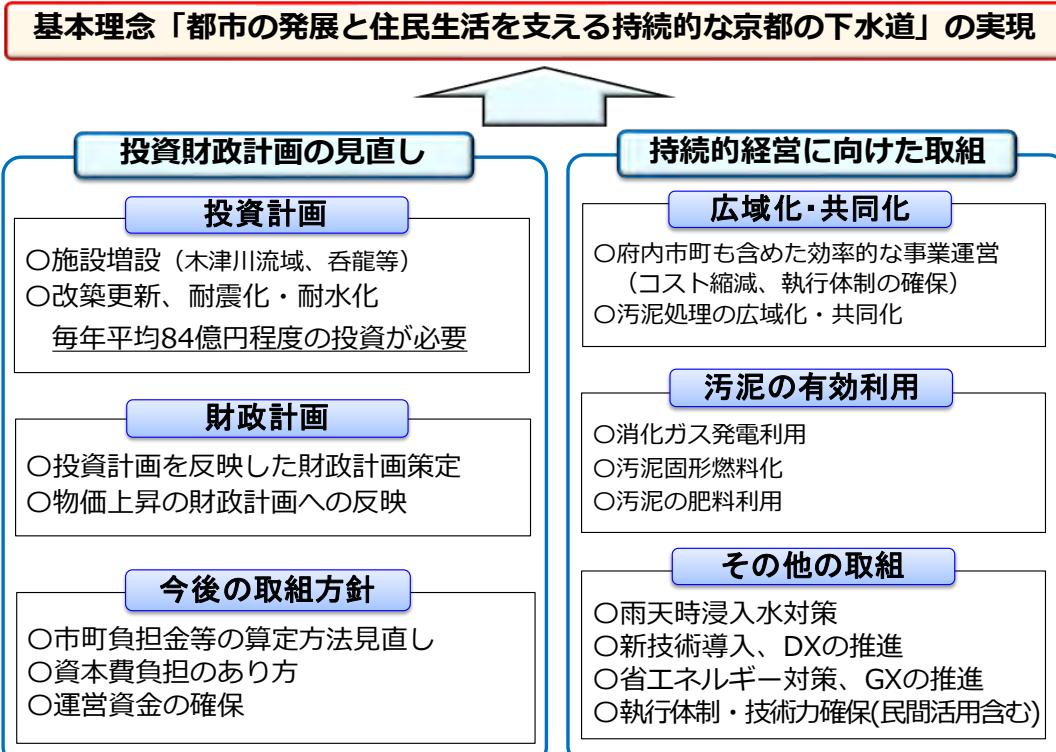


図1.1 経営戦略の全体像

3. 経営戦略の位置づけ

本経営戦略は、下図に示すとおり、府政運営の指針となる「京都府総合計画」の下、関連する府の計画や下水道に関する他の総合計画・個別計画等と整合を図りながら取組を進めていきます。

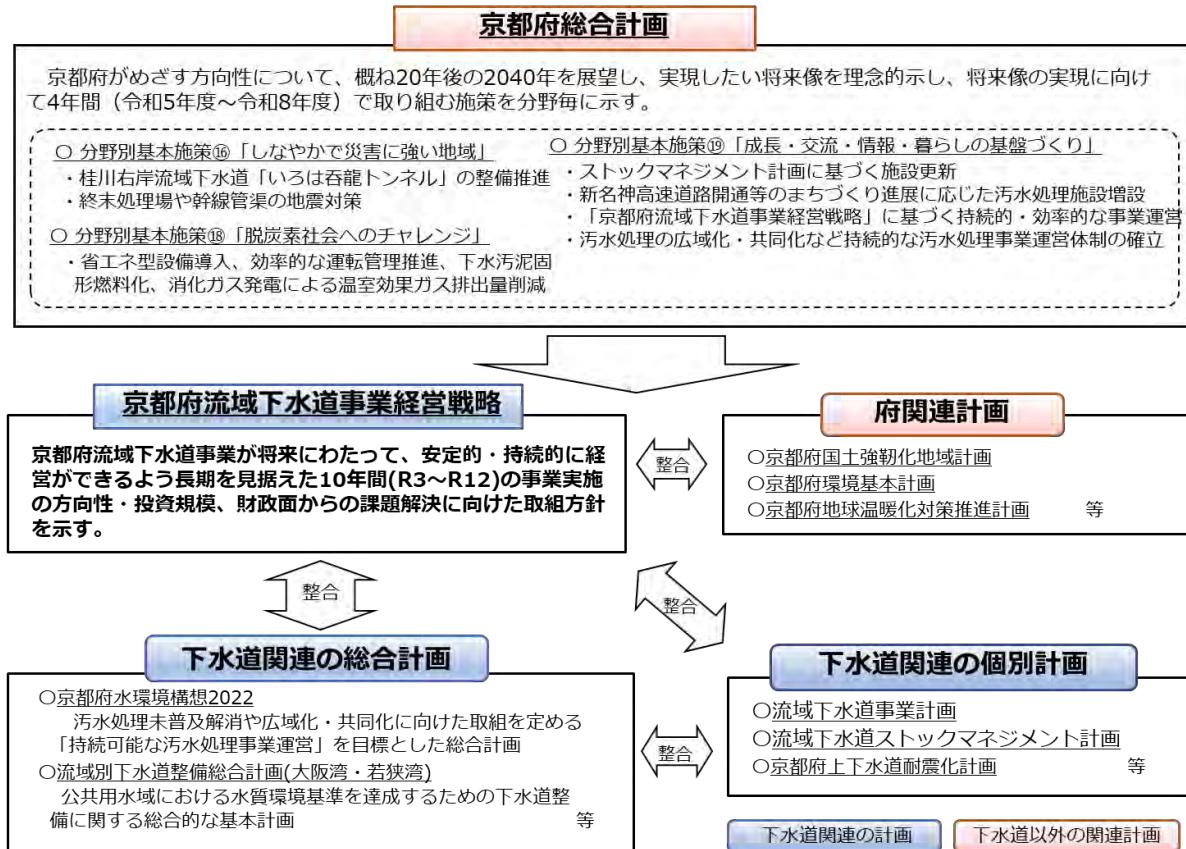


図 1.2 経営戦略と関連計画

第2章 下水道事業の現状・課題

1. 流域下水道事業の現状

(1) 流域下水道の概要

京都府の流域下水道は、特に都市化の著しい府南部流域において、最初の流域下水道である桂川右岸流域下水道が昭和 54 年に供用開始し、続いて木津川流域下水道が昭和 61 年、木津川上流流域下水道が平成 11 年に供用開始しました。自然環境に恵まれた北部地域においては、名勝天橋立を中心とした宮津湾周辺地域で宮津湾流域下水道が平成 5 年に供用開始しました。

これまで京都府が流域下水道を、市町村が公共下水道を効率的に整備してきたことにより、京都府内の下水道処理人口普及率は令和 6 年度末で全国 4 位の 95.8% となっており、全国的に見ても下水道整備が進んでいる状況です。

京都府の流域下水道は、公衆衛生の向上や、公共用水域の水質改善、浸水被害の軽減において、流域に住む 84 万人の府民のくらしや企業活動を支えています。また、淀川中流域にあたる桂川右岸、木津川、木津川上流の 3 流域では、下流の大阪、兵庫に抱える 1,100 万人の水源となっていることから、通常の下水処理に加え、有機物や窒素・リンをさらに除去する高度処理を行っており、琵琶湖・淀川流域全体の水管理の観点からも重要な役割を果たしています。宮津湾流域においては、阿蘇海の水質改善や天橋立など宮津湾沿岸部の自然環境の保護・保全を目的の一つとしており、いずれの流域も市町の行政区域を越えて広域かつ公共性の高い重要な役割を担っています。

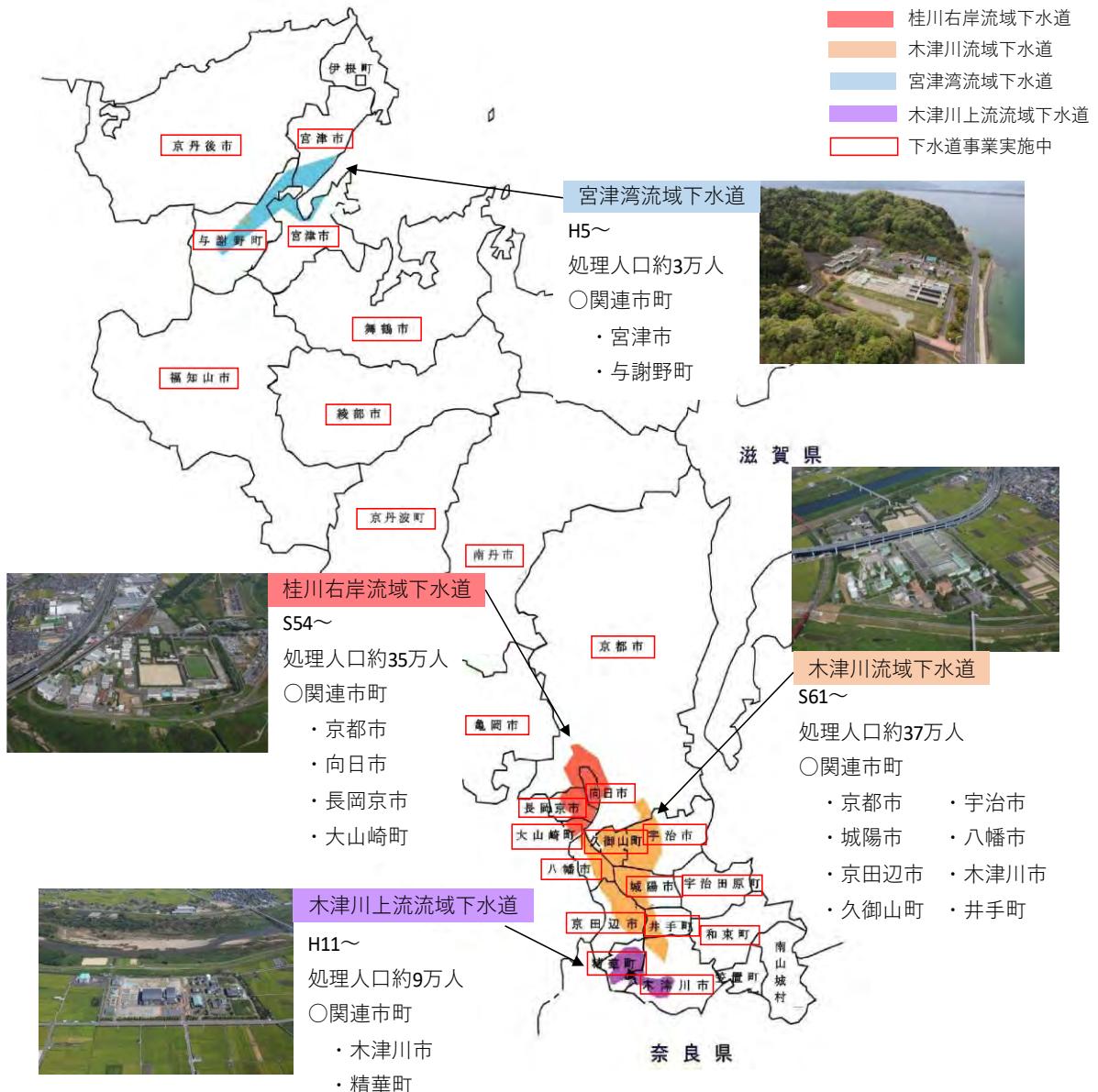


図 2.1 京都府の流域下水道

表 2.1 京都府が対象となる流域別下水道整備総合計画

計画名	大臣同意又は届出年月日*	計画目標年度	目標水質項目	対象
大阪湾・淀川流域別下水道整備総合計画	令和7年3月28日	令和30年度	COD、T-N、T-P	淀川流域
若狭湾西部流域別下水道整備総合計画	平成28年3月31日	令和12年度	COD、T-N、T-P	由良川流域等

*令和4年度下水道法改正により大臣同意から大臣届出に見直された

(2) 桂川右岸流域下水道（汚水）

桂川右岸流域下水道は、市街地の連担した桂川右岸流域の3市1町の区域を対象とした京都府における最初の流域下水道であり、昭和47年度に事業着手し、昭和54年10月に供用開始しました。

この地域は、JR東海道本線、阪急京都線および国道171号等の主要な路線が地域内を南北に縦断しているため、高度経済成長期から急激に都市化が進行し、旧住宅地及び新住宅地並びに企業敷地等が混在しているとともに、下流域には阪神地域の都市群が存在していることからも、公共用水域の良好な水質を保全するため、下水道整備を進めています。

また、下水汚泥の有効利用を推進するため、石炭火力発電所の代替燃料を製造する下水汚泥固形燃料化施設を平成29年4月から稼働し、焼却炉と併用しています。

なお、処理場内の水処理施設の上部空間を府立洛西浄化センター公園（アクアパルコ洛西）として利用、処理水を勝竜寺城公園（長岡京市）で再利用、下水熱を管理棟空調の熱源として利用するなど、施設や資源を有効利用しています。



図2.2 桂川右岸流域下水道 汚水計画概要図

表 2.2 桂川右岸流域下水道（汚水）の概要（全体計画及び事業実績）

(令和7年4月1日現在)

		全 体 計 画 概 要	事 業 実 績
関 係 市 町	京都市（南区、西京区、伏見区）、向日市、長岡京市、大山崎町		
処 理 面 積	5, 161ha		4, 208 ha
処 理 人 口	338, 370 人		349, 725 人
排 除 方 式	分流式		
処理能力水量	211, 000m ³ ／日		211, 000m ³ ／日
標準法	—		—
窒素・リン対応	211, 000m ³ ／日		211, 000m ³ ／日
放 流 先	桂川		
管路施設	東 幹 線	9. 8km	昭和58年 1月供用
	西 幹 線	6. 0km	昭和54年 8月供用
	南 幹 線	1. 0km	昭和54年 7月供用
	計	16. 8km	全線供用
終末処理場施設	名 称	洛西净化センター	
	所 在 地	京都市伏見区淀大下津町他、長岡京市勝竜寺樋ノ口他、乙訓郡大山崎町字下植野他	
	面 積	17. 3ha	
	処理方法	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法+急速ろ過 凝集剤併用型バッファ流入式多段硝化脱窒法+急速ろ過	
	汚泥処理	濃縮・消化・脱水・焼却(固形燃料化を含む)	
法手続	都市計画決定	当初 昭和48年 3月19日	最終変更 平成14年 8月13日
	都市計画法事業認可	当初 昭和48年 3月20日	最終変更 令和 6年 3月14日
	下水道法事業計画策定	当初 昭和48年 3月25日	最終変更 令和 6年 2月 8日
供 用 開 始	昭和54年10月18日		

(3) 桂川右岸流域下水道（雨水）～いろは呑龍トンネル～

桂川右岸流域下水道雨水対策事業（いろは呑龍トンネル）は京都市（西京区、南区）、向日市、長岡京市の一部を排水区域（面積 1,421ha、人口 121,000 人）として、関連市町の雨水対策事業とも連携し、計画対象降雨 61.1mm/h（1/10 確率規模）に対する浸水対策を実施するもので、延長約 9km の幹線管渠（地下トンネル）、ポンプ場、調整池、雨水を取りこむための公共下水道接続施設 11箇所を整備しています。

平成 7 年度に事業着手し、平成 13 年 6 月に北幹線第 1 号管渠及び 3 箇所の公共下水道接続施設、平成 23 年 10 月に同第 2 号・第 3 号管渠及びさらに 2 箇所の公共下水道接続施設が供用を開始しています。

また、平成 25 年度に南幹線の整備に着手し、流下機能を備えるための呑龍ポンプ場の整備を進め、令和 3 年度に南幹線、呑龍ポンプ場及び 2 箇所の公共下水道接続施設が供用を開始しました。さらに、令和 5 年度末には 8 箇所目の公共下水道接続施設及び調整池が供用を開始し、地上にも雨水が貯留できるようになりました。

これまで供用した施設が大きな効果を発揮しており、平成 25 年 9 月の台風 18 号および平成 26 年 8 月の台風 11 号では北幹線管渠が貯留率 100%まで雨水を貯留し、また令和 3 年 8 月の大雨でも北幹線第 1 号管渠が貯留率 100%まで貯留するなどし、累計約 3000 戸の浸水を防いだと推定しています。また、雨水浸水への安全度が向上したことから、JR 桂川駅等の新駅開業と共に駅周辺の商業施設や銀行等の立地、住宅開発等が進むなど地域の発展や安心・安全なまちづくりにおいても効果が発揮されています。

今後は、残る 3 箇所の公共下水道接続施設の整備を進め、早期の全体完成を目指しています。

表 2.3 桂川右岸流域下水道（雨水）の概要（全体計画及び事業実績）

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

		全 体 計 画 概 要	事 業 実 績
関 係 市	京都市（西京区、南区）、向日市、長岡京市		
排 水 面 積	1,421 ha	1,308ha	
対 策 量	238,200m ³	238,200m ³	
幹 線 管 渠	8,987m	8,987m	
雨水ポンプ場	名 称	呑龍ポンプ場	乙訓ポンプ場
	所 在 地	京都市 (洛西浄化センター内)	向日市
	吐 出 量	10.0m ³ /s	0.3m ³ /s
法 手 続	都 市 計 画 決 定	当初 平成 7 年 12 月 12 日	最終変更 平成 14 年 8 月 13 日
	都 市 計 画 法 事 業 認 可	当初 平成 8 年 1 月 30 日	最終変更 令和 6 年 3 月 14 日
	下 水 道 法 事 業 計 画 策 定	当初 平成 8 年 1 月 30 日	最終変更 令和 6 年 2 月 8 日

いろは呑龍トンネル



呑龍ポンプ場 + 調整池



乙訓ポンプ場

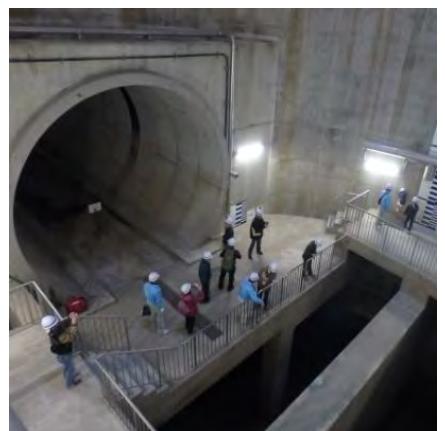


図 2.3 桂川右岸流域下水道 雨水計画概要図



(4) 木津川流域下水道

木津川流域下水道は、木津川下流域の6市2町の区域を対象として京都府で2番目に着手した流域下水道です。当初、木津川左岸流域の八幡市および京田辺市の区域を対象として、昭和50年度に都市計画決定して事業着手し、その後、昭和57年度に木津川右岸地域の京都市、宇治市、城陽市、久御山町および井手町の区域を合併する計画変更を行い、昭和61年3月に供用開始し、平成2年度には山城町（現 木津川市）の区域を加える計画変更を行いました。

洛南浄化センターでは、汚泥処理過程で発生する消化ガスを燃料として消化ガス発電を行ったり、発電施設からの廃熱を脱水汚泥の乾燥に活用するなど、エネルギー利用の最適化に取り組んでいます。

また、平成元年度には、処理場内の増設予定地に多目的グラウンドおよびゲートボール場を設置し、地域住民のスポーツ振興・レクリエーションの場として親しまれています。

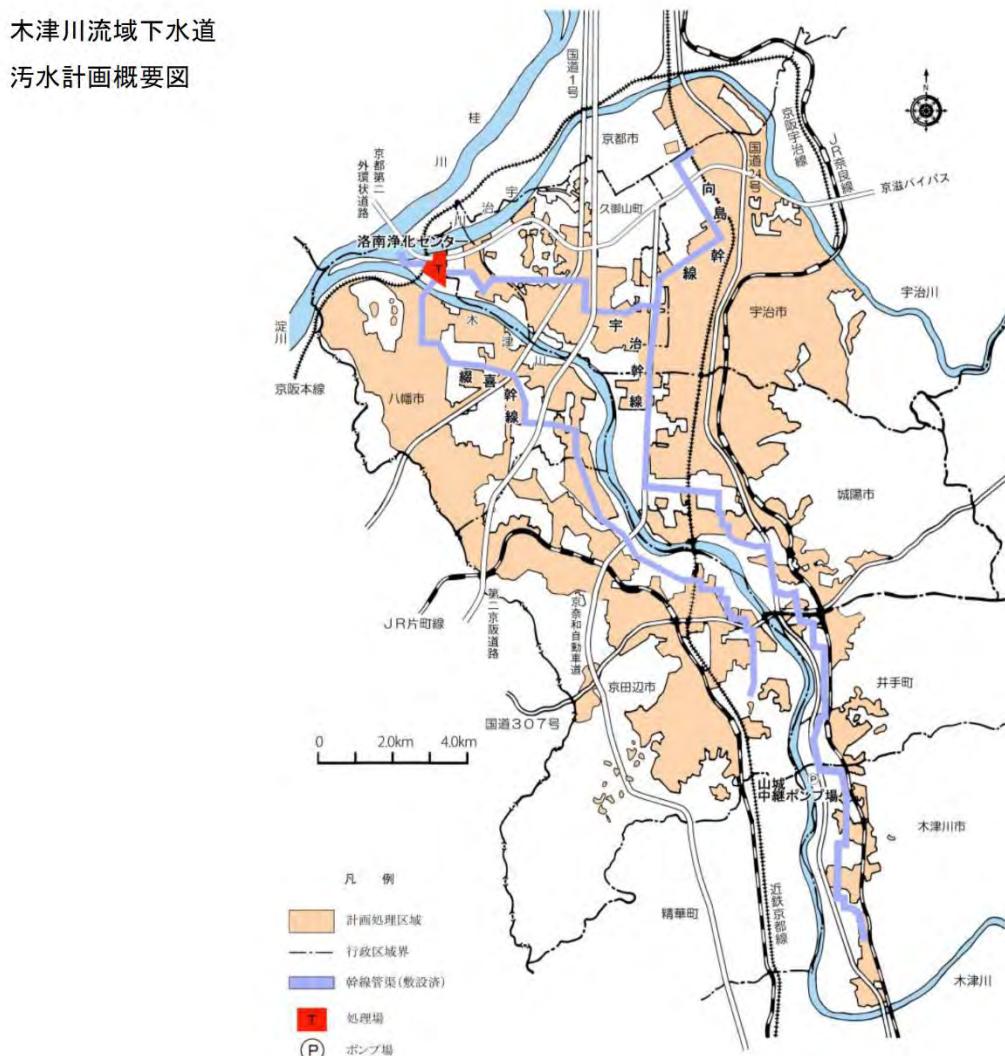


図 2.4 木津川流域下水道 汚水計画概要図

表 2.4 木津川流域下水道の概要（全体計画及び事業実績）

(令和7年4月1日現在)

		全 体 計 画 概 要	事 業 実 績
関 係 市 町	京都市(伏見区)、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町		
処 理 面 積	6,924ha		
処 理 人 口	382,067人		
排 除 方 式	分流式		
処理能力水量	210,300m ³ /日		175,200m ³ /日
標準法	—		24,000m ³ /日
窒素・リン対応	210,300m ³ /日		151,200m ³ /日
放 流 先	宇治川		
幹 線 管 渠	綴喜幹線	14.5km	平成3年3月供用
	宇治幹線	24.5km	平成13年10月供用
	向島幹線	4.8km	平成2年8月供用
	計	43.8km	全線供用
中継ポンプ場	やましろ 山城中継ポンプ場		
終 末 处 理 場 施 設	名 称	らくなん 洛南浄化センター	
	所 在 地	八幡市八幡焼木他	
	面 積	20.3ha	
	処理方法	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法+急速ろ過 凝集剤併用型バブ入式多段硝化脱窒法+急速ろ過	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法+急速ろ過 標準活性汚泥法 凝集剤併用型バブ入式多段硝化脱窒法+急速ろ過 嫌気・硝化内生脱窒法+急速ろ過
	汚泥処理	濃縮・消化・脱水・乾燥	
法 手 続	都市計画 決 定	当初 昭和50年10月28日	最終変更 平成12年2月18日
	都市計画法 事業認可	当初 昭和50年12月9日	最終変更 令和7年3月13日
	下水道法 事業計画策定	当初 昭和51年2月26日	最終変更 令和7年2月19日
供 用 開 始	昭和61年3月31日		

(5) 宮津湾流域下水道

宮津湾流域下水道は、日本三景の一つである特別名勝天橋立を擁する宮津湾の周辺地域の1市1町の区域を対象とし、昭和59年度に事業着手し、平成5年3月に供用開始しました。

この地域は、観光客数が年間約300万人を超える京都府北部の観光拠点となっていますが、下水道が整備されていないため、阿蘇海とこれに流入する野田川等において水質汚濁が進行していました。このため、丹後天橋立大江山国定公園に指定されている宮津湾沿岸部の自然環境保護・保全を図ることも目的として計画された流域下水道です。

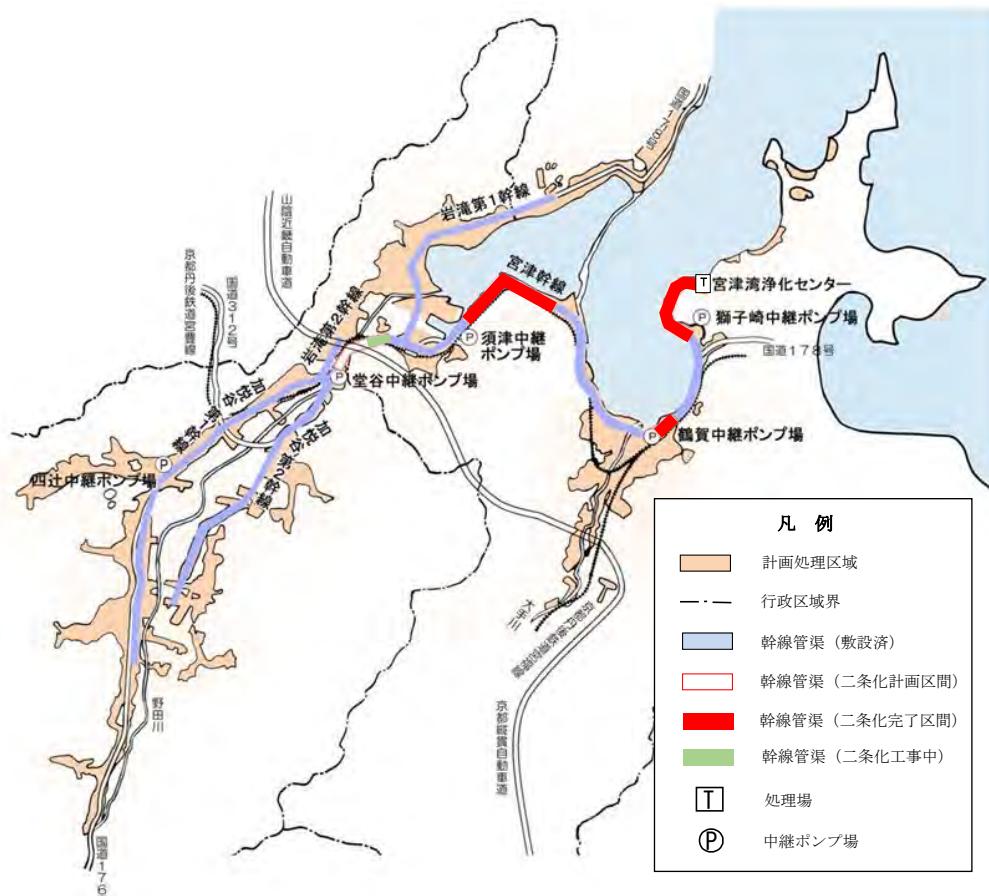


図 2.5 宮津湾流域下水道 汚水計画概要図

表 2.5 宮津湾流域下水道の概要（全体計画及び事業実績）

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

		全 体 計 画 概 要	事 業 実 績
関 係 市 町	宮津市、与謝野町		
処 理 面 積	1, 391ha		1, 277ha
処 理 人 口	28, 944 人		29, 686 人
排 除 方 式	分流式		
処理能力水量	20, 000 m ³ ／日		15, 000 m ³ ／日
放 流 先	宮津湾		
幹 線 管 渠	宮 津 幹 線	11. 5 km	平成 7 年 3 月供用
	岩 滝 第 1 幹 線	4. 8 km	平成 17 年 1 月供用
	岩 滝 第 2 幹 線	0. 6 km	平成 11 年 3 月供用
	加 悅 谷 第 1 幹 線	9. 0 km	平成 8 年 3 月供用
	加 悅 谷 第 2 幹 線	5. 2 km	平成 15 年 3 月供用
	計	31. 1 km	全線供用
中 繙 ポ ン プ 場	獅子崎中継ポンプ場、鶴賀中継ポンプ場、須津中継ポンプ場、 堂谷中継ポンプ場、四辻中継ポンプ場		
終 末 处 理 場 施 設	名 称	宮 津 湾 净 化 セン タ ー	
	所 在 地	宮津市字獅子他	
	面 積	3. 0ha	
	処 理 方 法 (全量標準法)	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法
	汚 泥 处 理	濃縮・脱水	
法 手 続	都 市 計 画 決 定	当初 昭和 59 年 12 月 14 日	最終変更 平成 12 年 2 月 18 日
	都 市 計 画 法 事 業 認 可	当初 昭和 60 年 3 月 8 日	最終変更 令和 5 年 10 月 4 日
	下 水 道 法 事 業 計 画 策 定	当初 昭和 60 年 2 月 20 日	最終変更 令和 5 年 9 月 5 日
供 用 開 始	平成 5 年 3 月 31 日		

(6) 木津川上流流域下水道

木津川上流流域下水道は、木津川上流域の1市1町を対象とし、昭和63年度に事業着手し、平成11年11月に供用開始しました。

この地域は、歴史、文化、自然環境に恵まれた京阪奈丘陵において、関西文化学術研究都市として研究型産業の立地や住宅開発が進められており、既成市街地と一体となった良好な生活环境を確保するとともに、木津川等の公共用水域の水質を保全するため、下水道の整備を進めています。平成29年度には下狛幹線管渠を延伸し、幹線管渠の整備が完成しました。

バイオマスである下水汚泥のエネルギー利用を推進するため、木津川上流浄化センター内の使用電力料の一部を賄う消化ガス発電を平成27年度から開始しています。

また、水処理施設の上部を利用して、地域住民のスポーツ振興や交流の場としてさらに親しめるよう整備を進めていた交流広場及びふれあい広場が令和4年度に完成しました。

木津川上流流域下水道

汚水計画概要図

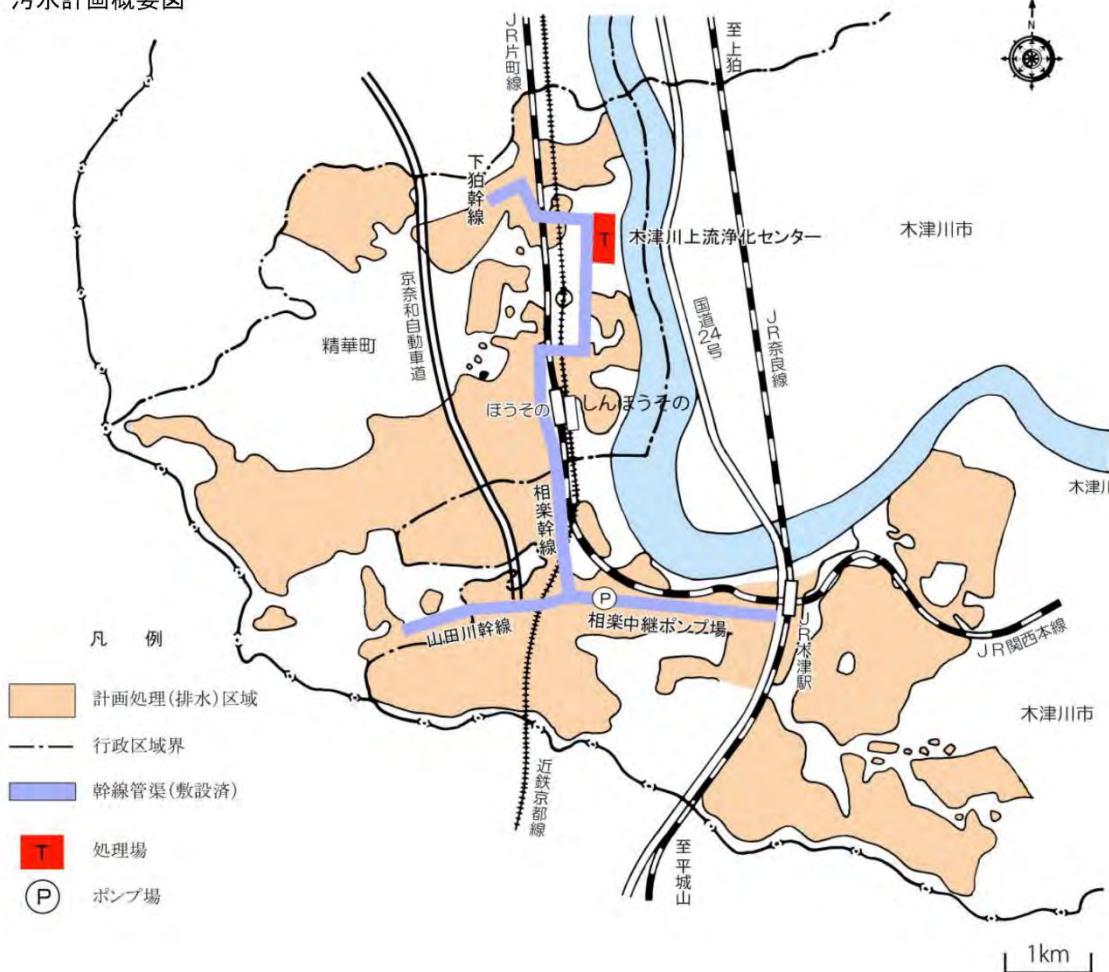


図 2.6 木津川上流流域下水道 污水計画概要図

表 2.6 木津川上流流域下水道の概要（全体計画及び事業実績）

(令和7年4月1日現在)

		全 体 計 画 概 要	事 業 実 績
関 係 市 町	木津川市、精華町		
処 理 面 積	2, 461ha		1, 917ha
処 理 人 口	114, 900 人		93, 104 人
排 除 方 式	分流式		
処 理 能 力 水 量	48, 400 m ³ ／日		32, 280 m ³ ／日
放 流 先	木津川		
幹 線 管 渠	相 樂 幹 線	7. 2 km	平成 11 年 11 月供用
	下 狩 幹 線	2. 1 km	平成 30 年 4 月供用
	山 田 川 幹 線	2. 2 km	平成 16 年 5 月供用
	計	11. 5 km	全線供用
中 繙 ポ ン プ 場	相 樂 中 繙 ポ ン プ 場		
終 末 处 理 場 塗 施 設	名 称	木津川上流浄化センター	
	所 在 地	相楽郡精華町大字下狹小字椋ノ木 他	
	面 積	9. 5ha	
	処理方法 (全量窒素・リン対応)	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法(酸素法) + 急速ろ過 凝集剤併用型ポンプ流入式多段硝化脱窒法 + 急速ろ過	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法(酸素法) + 急速ろ過
	汚泥処理	濃縮・消化・脱水	
法 手 続	都 市 計 画 決 定	当初 昭和63年4月12日	最終変更 平成12年2月18日
	都 市 計 画 法 事 業 認 可	当初 平成元年2月8日	最終変更 令和6年2月14日
	下 水 道 法 事 業 計 画 策 定	当初 平成元年3月30日	最終変更 令和6年1月18日
供 用 開 始	平成11年11月11日		

2. 下水道を取り巻く情勢

(1) 将来人口予測と大規模開発の状況

我が国の総人口は、平成 20 年の約 1 億 2,808 万人をピークに、人口減少の局面に入り、本格的な人口減少社会を迎えていました。

京都府の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計（令和 5 年推計）によると、平成 17 年（2005 年）からの減少が今後も続き、令和 12 年（2030 年）に 244.5 万人、令和 22 年（2040 年）には 226.7 万人まで減少すると見込まれています。

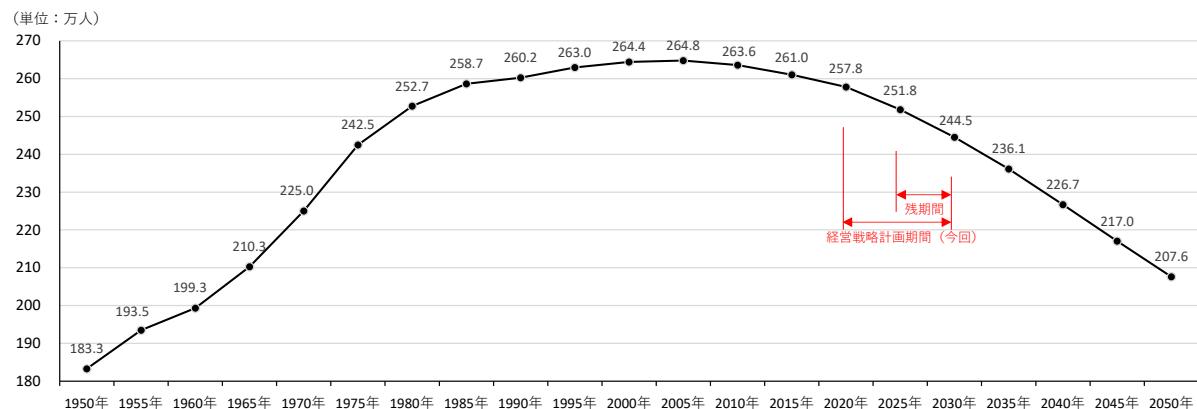


図 2.7 京都府の人口推移・将来推計

各流域下水道の区域内人口と照らし合わせてみても、長期的には人口が減少していくこととなり、人口減少に伴う処理水量の減少は確実に進んでいくと見込まれます。

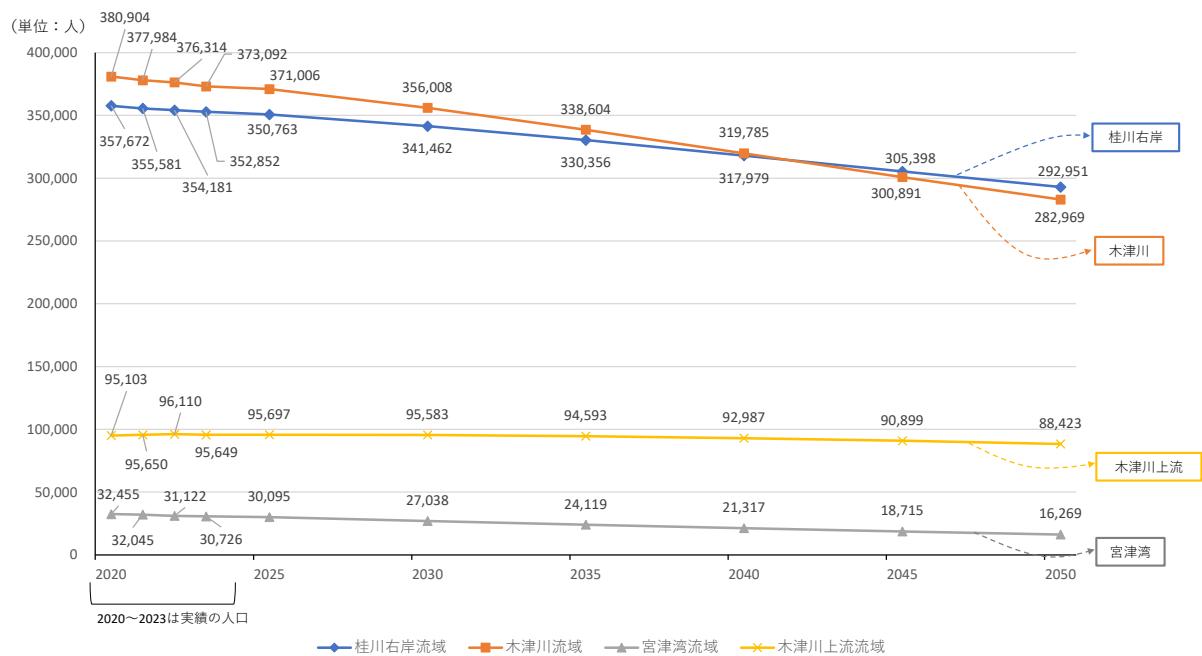


図 2.8 京都府流域下水道別の区域内人口推計

その一方で、木津川、木津川上流の2流域では、新名神高速道路や関西文化学術研究都市関連の様々な開発も行われているため、流入量の増加は、今後一定期間続くものと予想しています。

京都府では、これらの様々な要素を考慮しつつ、事業の継続性を見極めた下水道運営を行っていく必要があります。

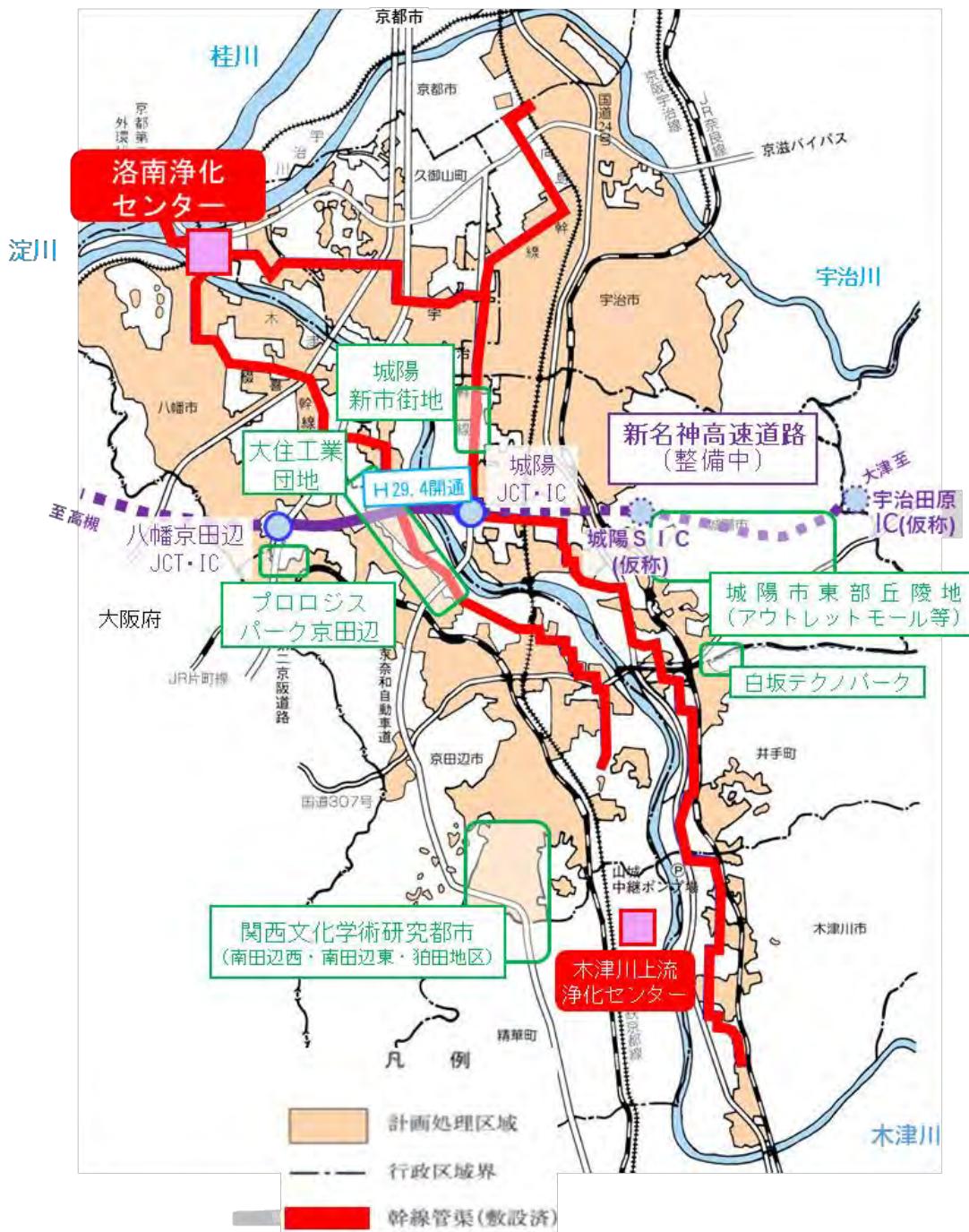


図 2.9 木津川流域、木津川上流流域の開発の状況

(2) 建設費と維持管理費の推移

下水道事業の建設投資額は、平成 9 年度の 4 兆 5,513 億円から平成 27 年度には 1 兆 5,573 億円と大きく減少しています。

京都府の流域下水道事業費（建設投資額）では、各処理場の供用や増設に合わせて年々増加し続け、平成 10 年度の 320 億円でピークに到達しました。それ以降は、緩やかに減少してきましたが、近年は、桂川右岸流域（雨水対策）のいろは呑龍トンネルや木津川流域 E 系増設などで再び増加しています。

一方で老朽化が進む設備等については、必要最小限の改築更新に抑えている状況です。

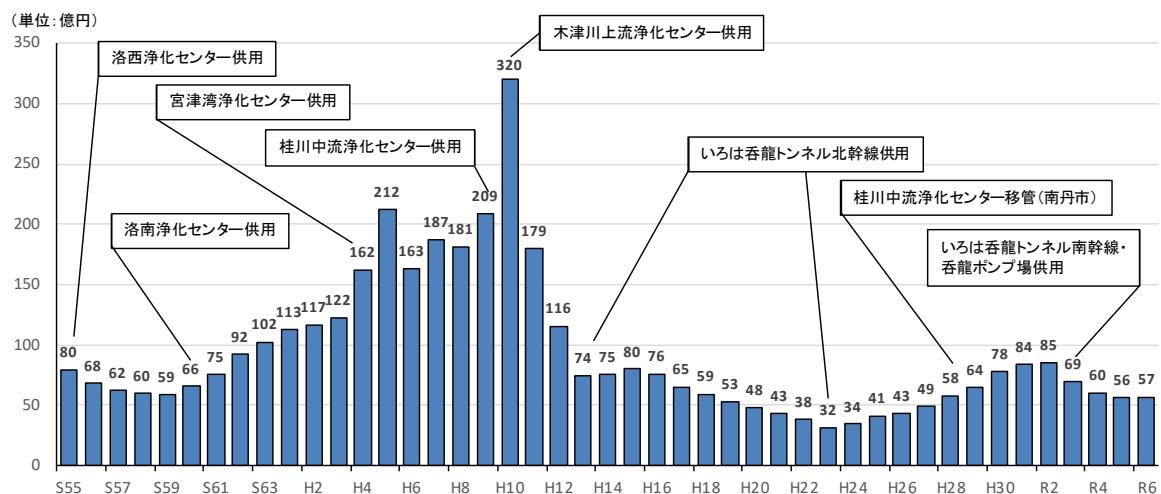


図 2.10 京都府流域下水道事業建設投資額の推移

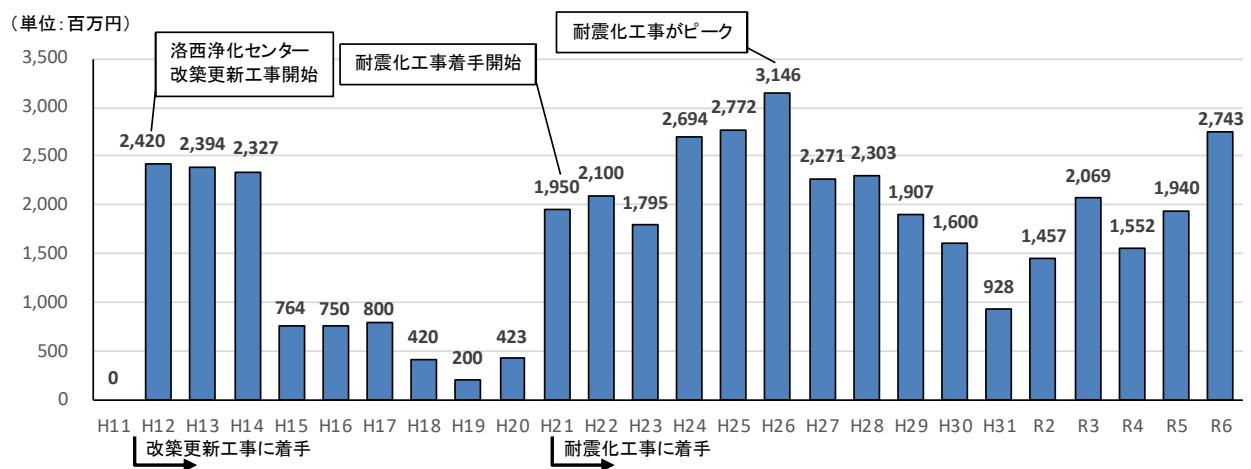


図 2.11 京都府流域下水道の改築事業費（耐震含む）の推移

各処理場を管理運営していくための維持管理費については、整備以降、流入水量の増加と比例して年々増加してきました。また、公営企業会計を導入した令和元年度以降の傾向を見ますと、諸物価の高騰や労務単価の上昇により増加しており、令和 3 年度以降は特にこの傾向が顕著になっています。

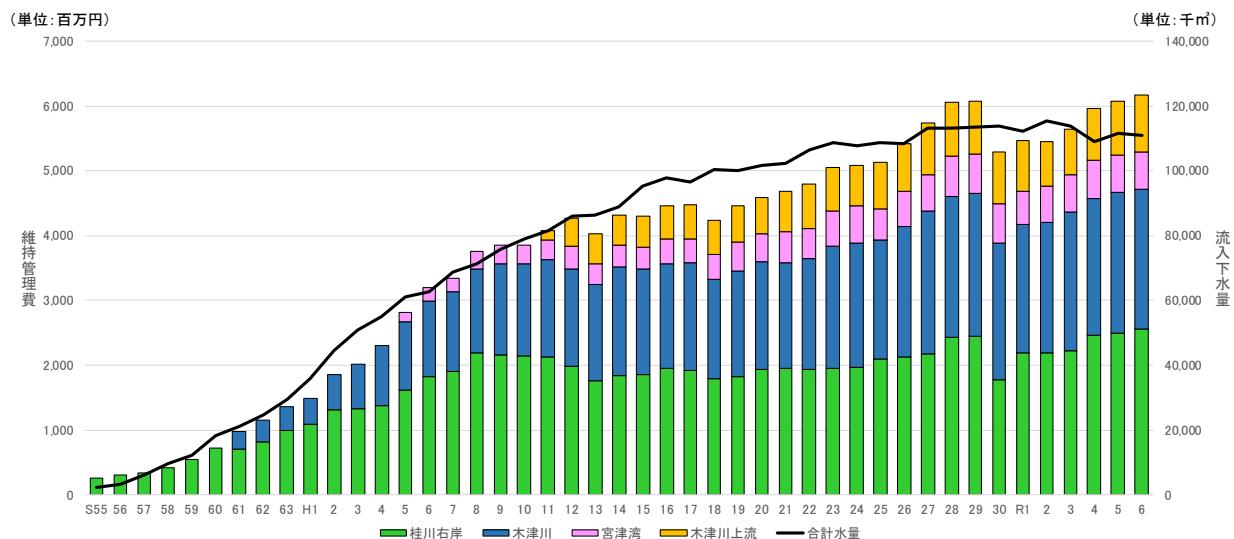


図 2.12 維持管理費（汚水事業）の推移

今後の中長期的な維持管理費を推計したところ、人口減少等により処理水量は減少する一方で、物価高騰や労務単価上昇によって本計画期間の最終年である令和 12 年度までは費用の増加が見込まれます。令和 13 年度以降については物価動向等が見込めないことから、処理水量の減少のみを反映して推計したため、維持管理費は減少する見込です。

これらの建設投資額や維持管理費は受益者の負担等により賄われているため、中長期の人口減少に注視しながら、適切な建設投資、施設の有効活用、維持管理コストの削減が求められます。

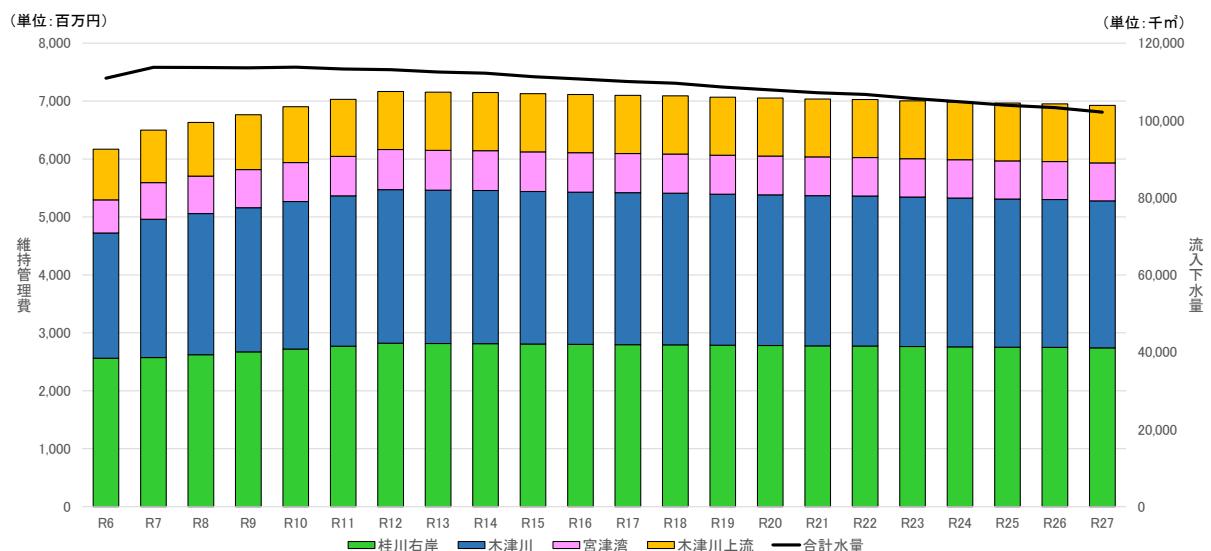


図 2.13 維持管理費（汚水事業）の予測

(3) 施設の老朽化の進行

京都府の流域下水道では、供用して約 45 年が経過した洛西浄化センターをはじめ、その他の浄化センターでも設備の老朽化が着実に進んでおり、特に南部の 3 流域では、故障などの機能停止により下流域の社会経済活動へも重大な影響を及ぼす可能性があります。

平成 12 年度から改築更新工事に本格着手していますが、令和 2 年度時点では目標耐用年数を超過した施設が 4 流域合計で全体の 24% (区分①)、標準耐用年数を超過した施設も合わせると全体の 55% (区分①と②の合計) となるなど、老朽化対策が喫緊の課題となっています。特に、標準耐用年数が短い機械・電気設備の老朽化が深刻であり、適切な維持管理と計画的な設備の更新が必要となっています。

また、管路の老朽化対策については、令和 7 年 1 月に埼玉県八潮市で下水管路の破損に起因すると考えられる大規模な道路陥没による事故が発生したこともあり、全国的な課題となっています。

京都府流域下水道においても、管路全長約 103km (汚水) のうち、令和 7 年度現在で標準耐用年数 (50 年) を超えるものはありませんが、10 年後には約 31km となる見込みであり、管路の破損が大規模な陥没事故など重大な事態を引き起こしかねないことから、適切な保守点検により管路の状態を維持把握し計画的に更新することが必要です。

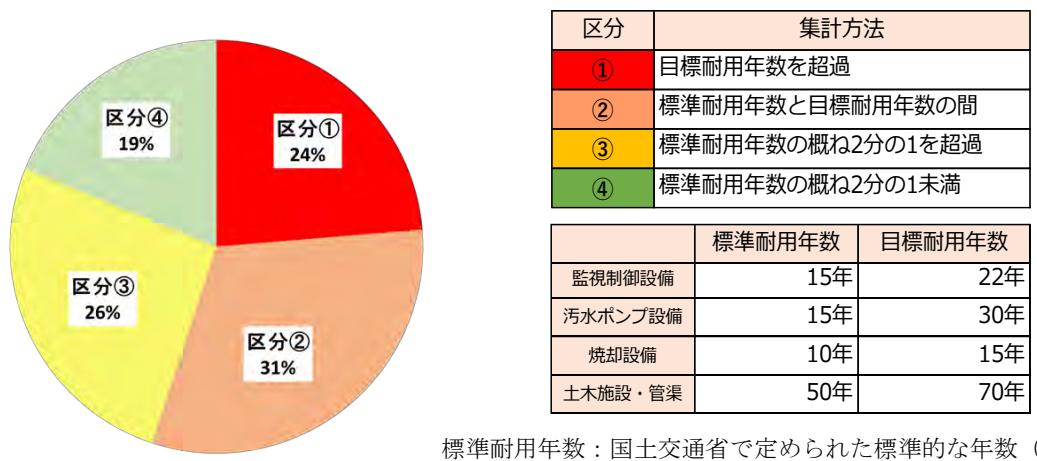
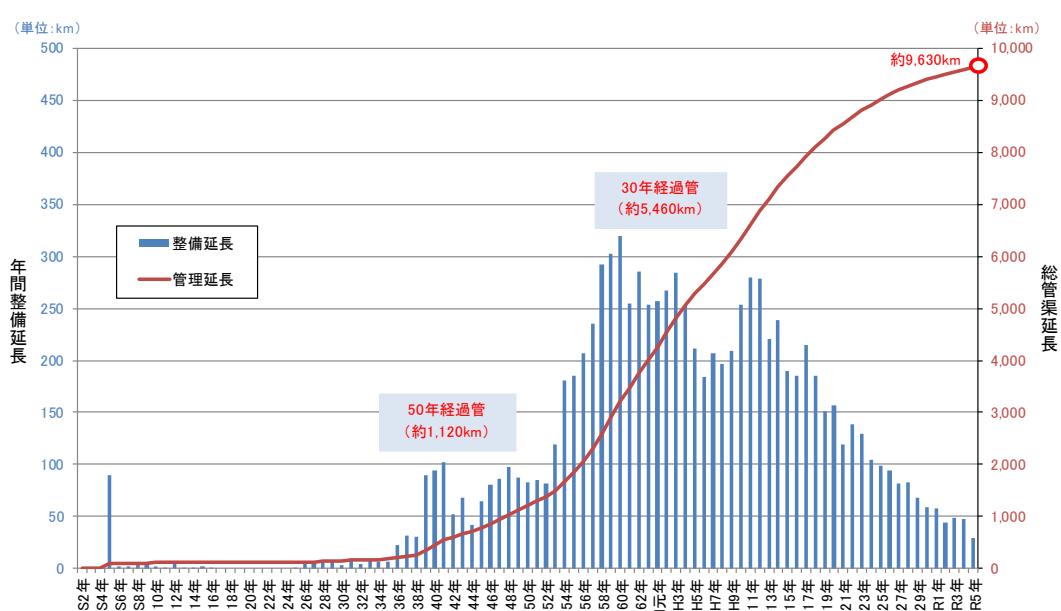


図 2.14 施設の年数超過割合 (4 流域合計)



(4) 激甚化する災害への対応

近年、全国各地で発生した地震や津波では、他の公共施設と同様に下水道施設においても被災しています。施設損傷や管渠の液状化などにより処理機能が一定期間停止している事例もあることから、耐震化や耐水化が喫緊の課題となっています。

表 2.7 過去の大規模地震の状況^{※1} (出典:上下水道地震対策検討委員会報告書(上下水道地震対策検討委員会))

地震名 M(マグニチュード) 年月日	発生日	マグニチュード	震源深さ	最大震度 ^{※2}	最大加速度	地震範囲 震度≥1
関東地震	1923.9.1	M=7.9	相模湾海底	VI(烈震)	-	-
新潟地震	1964.6.16	M=7.5±0.2	約 40km	V(強震)	209gal 東西(EW)成分 (新潟市川岸町地下) ^{※2}	26 都道府県
宮城県沖地震	1978.6.12	M=7.4	約 30km	V(強震)	394gal 東西(EW)成分 (石巻市開北橋) ^{※3}	25 都道府県
釧路沖地震	1993.1.15	M=7.5	約 100km	VI(烈震)	1040gal 3成分合成値 (気象庁幣舞町) ^{※4}	19 都道府県
兵庫県南部地震	1995.1.17	M=7.3	約 14km	VII(激震)	891gal 3成分合成値 (気象庁中山手) ^{※4}	40 都道府県
新潟県中越地震	2004.10.23	M=6.8	約 13km	VII(激震) 震度7	1722gal 3成分合成値 (川口町川口) ^{※5}	29 都道府県
能登半島地震	2007.3.25	M=6.9	約 11km	震度6強	1304gal 3成分合成値 (輪島市門前町走出(旧)) ^{※5}	37 都道府県
新潟県中越沖地震	2007.7.16	M=6.8	約 17km	震度6強	1019gal 3成分合成値 (柏崎市西山町池浦) ^{※5}	30 都道府県
岩手・宮城内陸地震	2008.6.14	M=7.2	約 8km	震度6強	4022gal 3成分合成値(一関市巣美町祭時) ^{※6}	20 都道府県
東北地方太平洋沖地震	2011.3.11	M=9.0	約 24km	震度7	2933gal 3成分合成値 (K-NET 築館)	45 都道府県
熊本地震	前震 2016.4.14 本震 2016.4.16	前震 M=6.5 本震 M=7.3	本震 約 12km	本震 震度7	本震 1362gal 3成分合成値 (KiK-net 益城)	33 都道府県
北海道胆振東部地震	2018.9.6	M=6.7	約 37km	震度7	1796gal 3成分合成値 (K-NET 追分)	3 都道府県
令和6年能登半島地震	2024.1.1	M=7.6	約 16km	震度7	2828gal 3成分合成値 (K-NET 富来)	32 都道府県

※1 1996年4月より震度階級の表記方法が変わったため、能登半島地震以降の地震については新しい表記方法とした。なお、新潟県中越地震に関しては旧表記震度も判明しているため、両方を併記した。

※2 東京大学地震研究所強震観測データベース ※3 建設省土木研究所資料(S54.10) ※4 気象庁強震観測データ

※5 文部科学省 地震調査研究推進本部 地震調査委員会 平成19年7月17日の公表資料
※6 防災科学技術研究所主要災害調査資料

近年、猛烈な豪雨や台風による大規模水害が多発しており、平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風(台風19号)では下水処理場などの下水道施設も被災し、市民生活に多大な影響を及ぼしました。

令和6年能登半島地震では、上下水道施設の甚大な被害が発生し、特に、浄水場や下水処理場及びそれらに直結する管路等、被災すると広範囲かつ長期的に影響を及ぼす上下水道システムの急所施設の耐震化が未実施であったこと等により、復旧が長期化しました。

更に、災害時においても従前どおり水の使用を可能とするためには、水道と下水道の両方の機能を確保することが重要であり、避難所等の重要施設に接続する上下水管路の耐震化を計画的・重点的に進める必要があります。

一方で、全国の下水道施設の耐震化は、令和5年度末において、急所施設にあたる下水処理場数で48%、下水処理場から下水処理場直前の合流地点までのポンプ場、管路で各々46%、48%となっており、今後も引き続き進めていく必要があります。

南部の3流域で、淀川下流の約1,100万人が利用する貴重な水資源を保全する役割を担っているなど、老朽化や災害による機能停止は阪神地域の社会経済活動に重大な影響を及ぼす可能性があることから、京都府では、南海トラフなどの巨大地震に備え、処理場や管渠の耐震化を進めています。各処理場においては簡易放流できる1ラインを概ね確保し、管渠においては幹線管渠約103kmの内約67km(約67%)の耐震化が完了するなど、下水処理場が最低限有すべき機能としての耐震化を進めてきました。令和7年度以降は、京都府上下水道耐震化計画(令和7年1月策定)に基づき、下水道システムの急所である、下水処理場(揚水・沈殿・消毒)、ポンプ場、管路の耐震化を進めます。

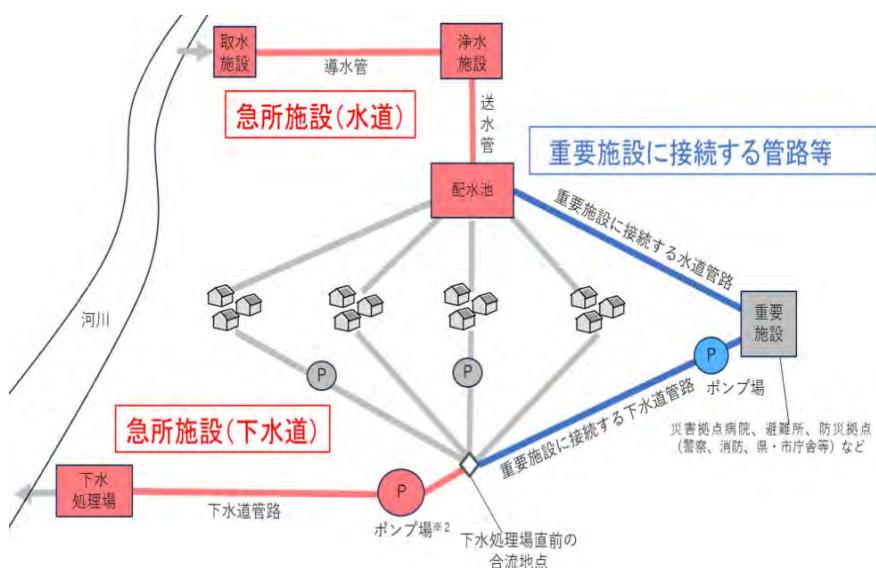


図2.16 上下水道システムのイメージ

一方、豪雨に伴う河川増水や津波に対して、これまでにも耐水化を進めており、施設自体の嵩上げや防水扉の設置で処理場については概ね耐水化ができております。しかし、中継ポンプ場などは一部対応できていない箇所があるため、今後耐水化を進めていく必要があります。

また、平成23年度に施設の機能維持や早期回復するための「下水道事業の業務継続計画(下水道BCP)」を策定し、大規模災害が発生した場合に備えています。

近年、地球温暖化による気候変動により集中豪雨が増加しており、都市部では内水被害が頻発しています。下水道には汚水処理のほかに、都市の内水排除という役割があり、雨水排除施設(管渠、ポンプ施設)と雨水貯留施設を組み合わせて浸水被害解消を軽減します。京都府では、桂川右岸流域下水道での雨水対策として、「いろは呑龍トンネル事業」を実施しています。

なお、気候変動を踏まえた治水対策は河川事業だけでなく流域全体として取り組む必要があります。引き続き、関係市町や河川管理者とも調整・協力しながら下水道による雨水対策を進めていきます。

(5) 下水道資源の有効利用

下水道には、汚泥に含まれる有機物や下水そのものが持つ熱などの下水道資源を有しており、全国的に汚泥の固体燃料化、バイオガス発電としての利用、下水熱の冷暖房等への利用などエネルギー資源等としての取組が行われています。

平成 27 年 5 月に改正された下水道法には、「下水道管理者は発生汚泥の処理に当たっては、脱水、焼却等によりその減量に努めるとともに、発生汚泥が燃焼又は肥料として再生利用されるよう努めなければいけない」と記されています。さらに令和 5 年 3 月には国土交通省より、発生汚泥等の処理の基本的な考え方として「肥料としての利用を最優先し、最大限の利用を行う」旨の通知が出されました。

また、令和 7 年 2 月に閣議決定された地球温暖化対策計画において、下水道分野では「創エネ・省エネ対策の推進（2030（令和 12）年度までに 2013（平成 25）年度比 130 万 t-CO₂ の削減）」、「下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等（2035（令和 17）年度までに 2013（平成 25）年度比 103 万 t-CO₂、2040（令和 22）年度までに同 110 万 t-CO₂ の削減）」が目標として位置付けられています。上記の目標達成に向けて、省エネの推進、下水熱など再エネの利用、下水道バイオマスの有効活用などの取組が求められています。

京都府の取り組みとしては、洛西浄化センターで汚泥を炭化燃料にする固体燃料化施設を平成 29 年度から導入・稼働するとともに、令和元年度から多層燃焼流動炉により高温焼却を実施しています。

また、洛南浄化センターや木津川上流浄化センターでは汚泥の消化により発生する消化ガス（主成分はメタン）を再生可能エネルギーとして利用する消化ガス発電事業も行っています（洛南浄化センターの消化ガス発電設備は老朽化のため現在更新工事中で、令和 8 年 3 月完成予定）。

今後は、施設改築に合わせてさらなる汚泥の有効活用に取り組んでいく必要があります。



図 2.17 固形燃料化施設（左：洛西）と消化ガス発電設備（右：木津川上流）

下水熱については、洛西浄化センターの管理棟にある空調設備の熱源としても利用しており、利用促進の取り組みとしては、4流域下水道を対象に下水熱ポテンシャルマップを平成29年度に策定・公表し、民間事業者が下水熱の賦存量や存在位置を把握できるように「見える化」を図っています。

下水処理水の再利用については、洛西浄化センターで発生した高度処理水を長岡京市の勝竜寺城公園の堀に送水し、堀の水質改善と憩いの場の創出に役立てています。

汚泥の肥料利用については、令和6年12月に洛南浄化センターの乾燥汚泥を「洛南エコガーデン」として菌体りん酸肥料登録しており、現在、販路拡大に向けた取組を進めています。

今後は、汚泥や下水熱、下水処理水などの下水道資源のさらなる有効利用を目指していく必要があります。

(6) 執行体制の状況

全国的に下水道担当職員数は減少しており、平成9年の約47,000人をピークに令和4年では、約26,700人と約6割減少しています。これは地方公務員全体の減少率（約4割）を上回るペースで減少しています。

また、令和7年度時点の京都府流域下水道に関わる職員の年齢構成では、6割以上にあたる43名が50歳を超えており、20歳～40歳代の若手・中堅世代が少ないとなど特徴として挙げられます。直面する大量退職や世代交代に向けて、今後の下水道を担う人材をどのように確保し、技術を継承していくかも安定した運営のための課題の一つです。

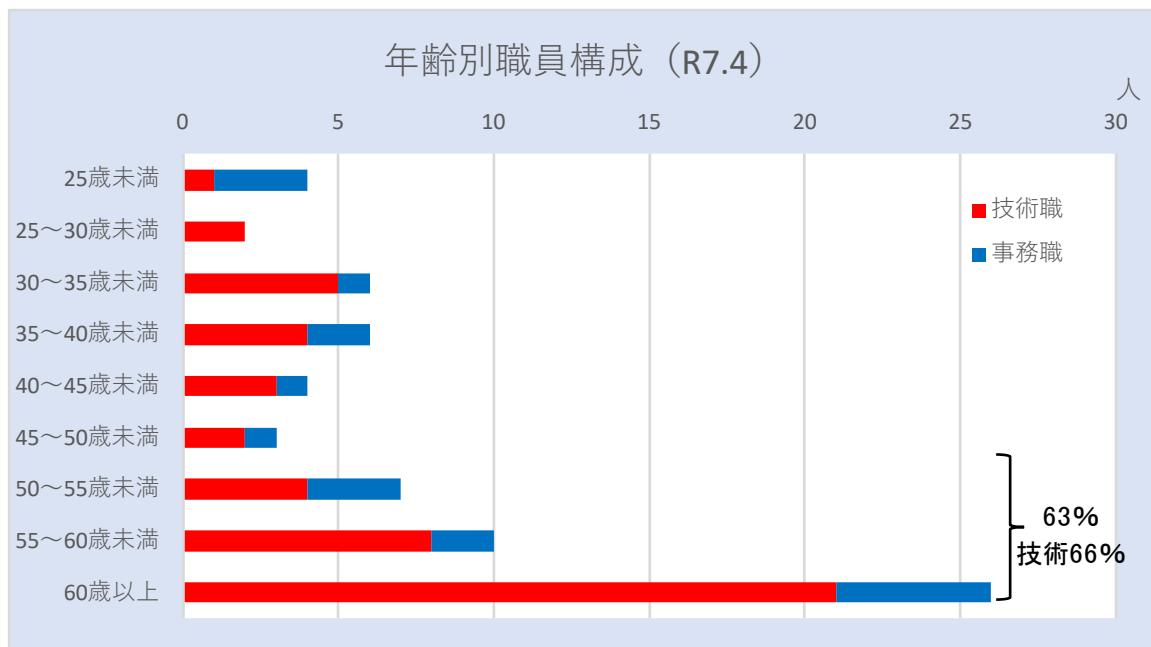


図2.18 京都府の下水事業に関わる職員の年齢構成（令和7年）

(7) 民間事業者等の活用

これまで京都府では、事業ピーク時における技術者の確保や維持管理等の効率的な業務執行に向けて、民間事業者等を積極的に活用してきました。今後は、管理・更新一体型のウォーターパートナーシップなど新たな手法の導入についても検討していきます。

表 2.8 民間事業者等の活用状況

手法	京都府の活用状況		契約期間
	業務場所	業務概要	
個別仕様発注	洛西浄化センター 処理場	運転管理・操作・保守・点検・水質管理 ・水質試験・施設管理・物品調達業務	3年
包括的民間委託	洛南浄化センター 処理場・中継ポンプ場(1箇所) 幹線流量計(10箇所) 幹線管路施設(管渠・入孔)	運転管理・操作・保守・点検・水質管理 ・水質試験・修繕・施設管理・物品調達業務	5年
	宮津湾浄化センター 処理場・中継ポンプ場(5箇所) 幹線流量計(1箇所) 幹線管路施設(管渠・入孔) マンホールポンプ(2箇所)	運転管理・操作・保守・点検・水質管理 ・水質試験・修繕・施設管理・物品調達業務	5年
	木津川上流浄化センター 処理場・中継ポンプ場(1箇所) 幹線流量計(5箇所) 幹線管路施設(管渠・入孔)	運転管理・運転操作・保守・点検・修繕 ・水質管理・試験・施設管理・物品調達業務等	5年
DBO方式 (設計・施工・運営 一括発注方式)	洛西浄化センター 固体燃料化施設	脱水汚泥を対象に、固体燃料化物を製造する施設の設計及び建設を行い、完成後に本施設の維持管理及び運営(本施設で製造される固体燃料化物の買取り、利用先の確保及び供給を含む)	20年
PFI(従来型)	導入実績なし		△△
PFI(コンセッション方式)	導入実績なし		△△
指定管理者制度	導入実績なし		△△

(8) 地方公営企業の改革

施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等により、地方公営企業をめぐる経営環境は厳しさを増しつつあります。このような状況を踏まえ、下水道事業を含む地方公営企業は、公営企業会計の導入や「経営戦略」策定による財政マネジメントの向上、民間の資金・ノウハウの活用、事業の広域化・共同化等、抜本的な改革による経営基盤の強化が求められています。

京都府では、平成31年4月から地方公営企業法を適用し、公営企業会計を導入とともに、令和3年3月に持続的・効率的な流域下水道事業を目指して今後10年間の投資財政計画を定めた経営戦略を策定しており、今回、流域下水道事業を取り巻く環境の変化やこの間の取組状況等を踏まえ、経営戦略の中間見直しを行いました。

第3章 基本理念と経営方針

1. 基本理念と経営方針

京都府の流域下水道事業は、日常生活や事業活動に欠かすことのできない公共施設として、処理区域内における公衆衛生の確保はもとより、南部の3流域下水道では大阪・兵庫1,100万人の水道水源として利用されている淀川水系の水質保全、北部の宮津湾流域下水道では日本三景の一つである特別名勝天橋立の自然環境を保全するという極めて重要な役割を担っています。

一方で、下水道を巡っては、施設老朽化や災害リスクの増大、物価高騰や人口減少による収入減、執行体制の脆弱化などの課題を抱える中で、アセットマネジメントや施設の強靭化により、いかなる時にも下水道の機能を維持するとともに、都市浸水からの安全を確保し、持続的な社会形成に向けた地球温暖化対策や資源循環等を推進するため、持続的で健全な事業経営を図ることが求められます。

これらの課題に対応し、下水道の目的である「都市の健全な発達及び公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全」を推進するため、以下のとおり、基本理念と経営方針を位置づけます。

【基本理念】

『都市の発展と住民生活を支える持続的な京都の下水道』

府民の生活や事業活動に欠かすことのできない下水道施設の機能を長期に亘って確実に維持し向上させること、並びに、大阪・兵庫などの重要な水道水源となっている淀川等の水質を保全することという2つの社会的役割を果たすため、老朽化が進行する施設を効率的・戦略的に維持・強靭化し、京都南部地域の開発など地域の発展を支える基盤施設を構築します。

あわせて、環境との調和を図りながら、人口減少などの社会情勢の変化に対応するため、効率的な事業マネジメントと健全な経営に努め、持続可能な流域下水道事業を運営していきます。

【経営方針】

○都市の発展を支える社会基盤を構築します

- ・地域の開発を支える施設増設（施設増設）
- ・都市浸水対策（いろは呑龍トンネル事業）



○良好な環境を創造し、持続的な社会を形成します

- ・公衆衛生の向上、水環境の保全
(施設増設、老朽化対策、耐震化・耐水化、高度処理、雨天時浸入水対策)
- ・資源循環形成、地球温暖化対策、創エネ・省エネ（下水汚泥有効利用、省エネルギー対策）



○将来に亘って持続的な事業運営を推進します

- ・健全な施設の維持（老朽化対策、維持修繕、耐震化・耐水化、ダウンサイジング）
- ・健全な経営（収支均衡、安定・公平な財源確保、コスト縮減）
- ・執行体制・技術力確保（人材確保・育成、民間事業者活用等）
- ・効率的な事業運営（広域化・共同化、雨天時浸入水対策、新技術導入、民間事業者活用）



(参考) 京都府流域下水道事業とSDGsについて

SDGs(エスディージーズ)は、「誰一人残さない」を合言葉に、持続可能な社会の実現を国際社会全体で目指す17の普遍的なゴール(目標)と169のターゲット(達成基準)であり、実現に向けて各国政府だけでなく、地方公共団体や企業等の主体的な取組みが求められています。

京都府流域下水道事業経営戦略の基本理念と経営方針は、SDGsの理念や方向性等に共通するものであり、SDGsの達成に貢献するものです。

※SDGs=「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」の略称で、2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された国際目標です。



すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する



すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。



強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る



都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする



気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する

第4章 主要事業

1. 施設増設

(1) 木津川流域下水道

木津川流域では、新名神高速道路や関西文化学術研究都市関連の様々な開発が進められ、近年流入水量が増加していることから増設工事を進め、令和5年度にE1系水処理施設の供用を開始し、処理能力の増強を行いました。

引き続き、関連施設の整備を進めるとともに、水質基準の見直し※も考慮の上、E2系列の着手時期について、精査することとしています。

また、下水道経営の持続性の課題解決に向け、広域化・共同化の取組として、隣接する宇治田原町公共下水道を木津川流域下水道に編入することとしており、令和8年度から事業着手し、新たな幹線管渠の整備を進めていくこととしています。

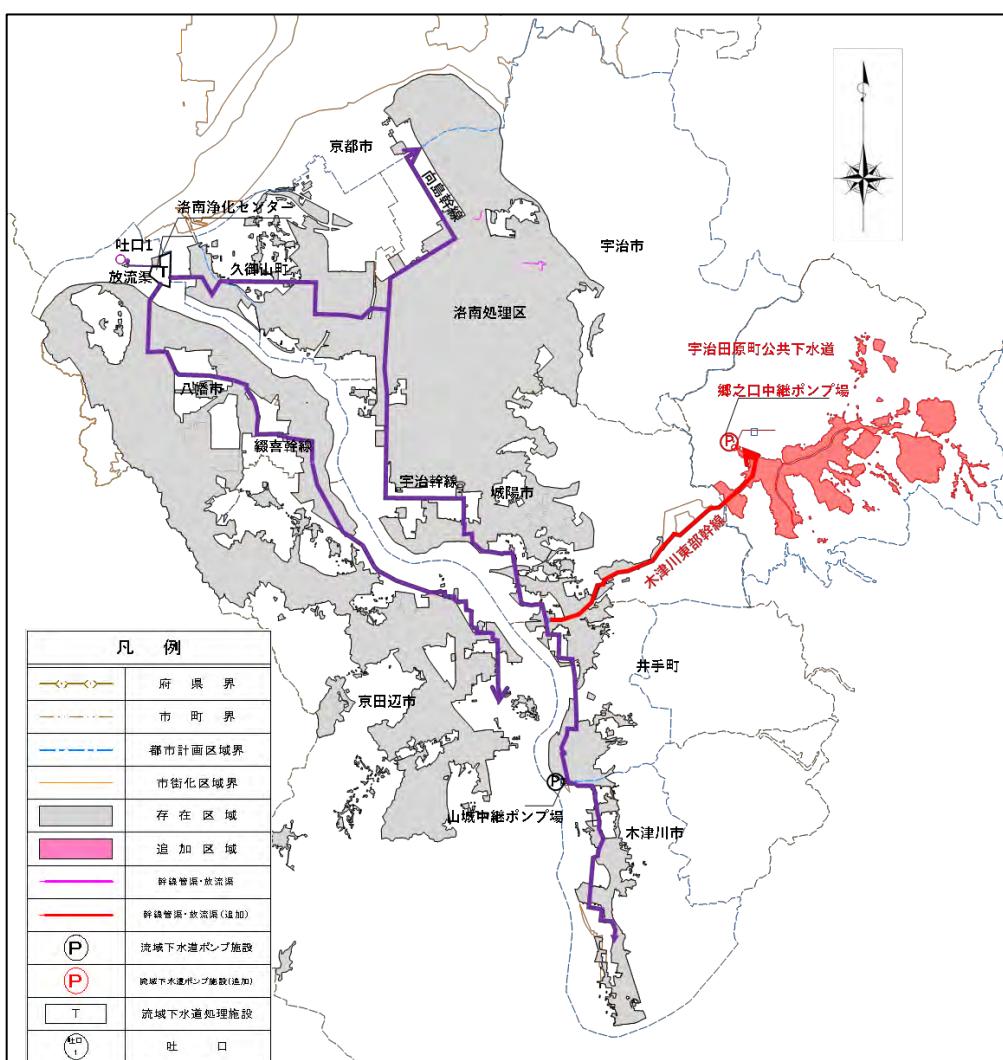


図 4.1 宇治田原町公共下水道の木津川流域下水道への編入

※水質基準の見直しについて

国が公表した大阪湾流域別下水道整備総合計画基本方針（大阪湾流域別下水道整備総合計画検討委員会 令和6年3月28日）及びこれを受けた大阪湾・淀川流域別下水道整備総合計画（京都府 令和7年3月）（以下「流総計画」という。）では、これまでの計画で定められていた水質の基準が緩和されています。水処理施設の増設にあたっては、莫大な公共投資を要することから、さらなる水質改善に資する施設整備については、現状の処理効率・実績を考慮しつつ、計画を策定する必要があります。

大阪湾・淀川流域別下水道整備総合計画における水質基準

水質項目	平成22年8月策定			令和7年3月策定
	洛西浄化センター	洛南浄化センター	木津川上流浄化センター	統一
BOD※	10	10	10	15
COD	10	11	8.5	13
T-N	8	9	9.5	20
T-P	0.8	0.8	0.8	1.5

※日最大（年間の最大値）を示す。これ以外の項目は、日平均（年間の平均値）を示す。
(mg/L)

(2) 木津川上流流域下水道

木津川上流流域は、関西文化学術研究都市等の開発によって流入汚水量の増加傾向が続いていることから、今後も産業立地等の新規開発による流入量増が見込まれることから、処理能力の逼迫が予想されます。

これらの状況や水質基準の見直しも考慮の上、水処理施設7系の着手時期について、精査することとしています。

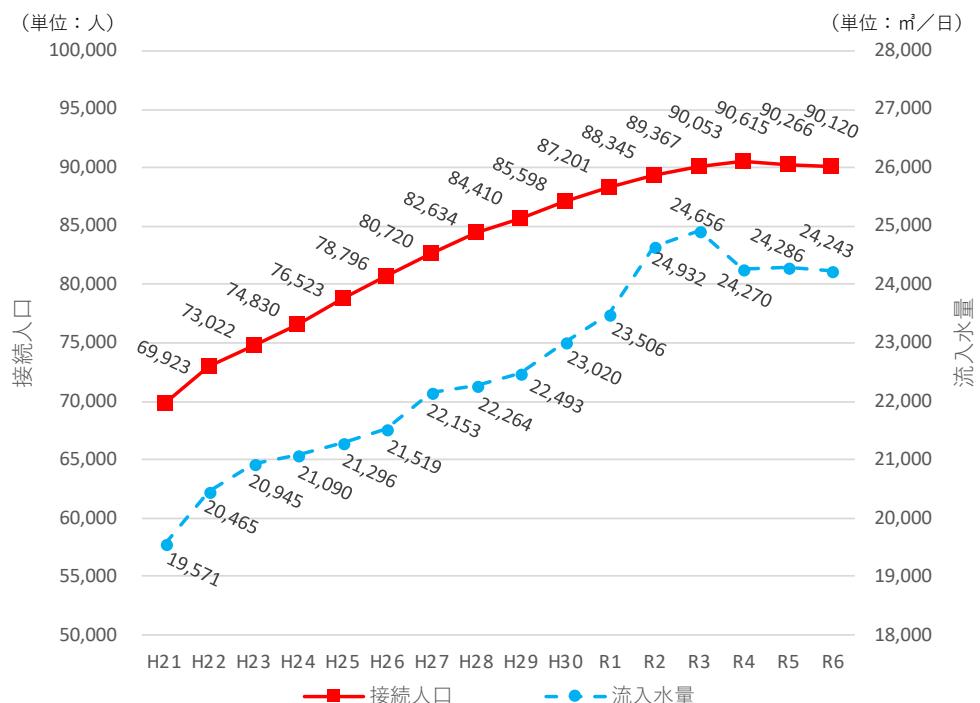


図4.2 接続人口と流入水量の推移（木津川上流流域下水道）

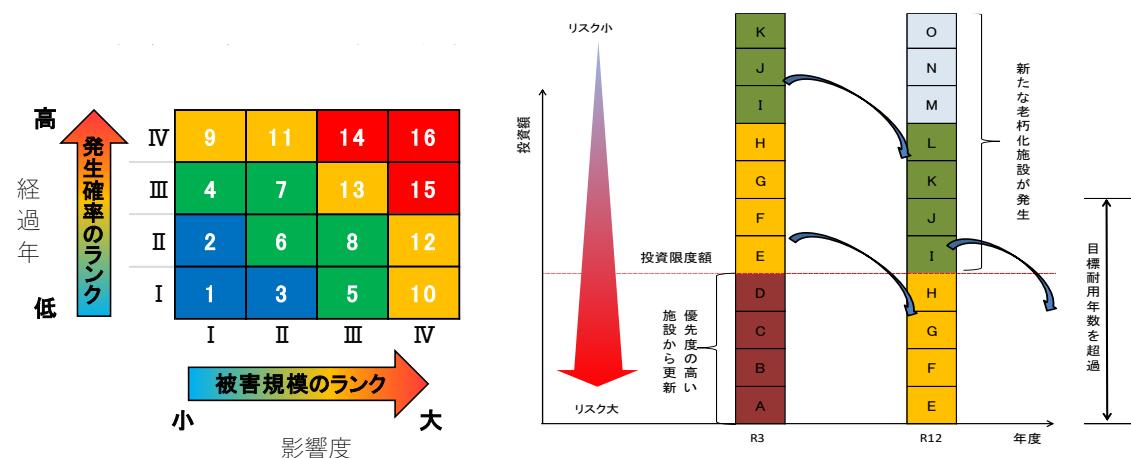
2. 改築更新

下水道施設を将来にわたり停止することなく安定的に稼働しつづけるためには、適切な点検・調査に基づいた修繕、ストックマネジメント計画に基づく効率的・計画的な改築更新が必要になります。

京都府で策定したストックマネジメント計画では、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を予測し、経過年数（発生確率）と重要性（影響度）からリスク評価等による優先順位付けを行った上で、明確かつ具体的な施設管理の目標及び長期的な改築事業のシナリオを設定しています。そして、それらを踏まえて施設の点検・調査、修繕・改築を実施していくことで、施設全体を対象として施設管理を最適化することを目的としています。

ストックマネジメント計画において、長期的にリスクを悪化させないための最低必要額を令和2年度にシミュレーションした結果、長期的に4流域合計で56.5億円/年必要となります。

また管路については、これまでから年2回の巡視点検や、下水道法に基づき全線を5～7年で1巡するペースで調査を実施しており必要な補修等を行っているところであります、埼玉県八潮市での道路陥没事故を踏まえた国の検討委員会での提言を踏まえ、今後も適切に対応していきます。



※重要性（影響度）：設備処理機能、災害、費用等への影響度を複合的に評価し、順位付けしている。

図 4.3 リスクの評価方法（左）と改築更新計画の考え方（右）

表 4.1 現行経営戦略計画期間中の改築対象設備

流域名	R6までに改築した設備	R7以降に改築予定の設備
桂川右岸流域	自家発電設備、汚泥脱水設備 等	送風設備、汚泥濃縮施設 等
木津川流域	監視制御設備	受変電設備、消化ガス発電設備 等
宮津湾流域	管更生	ろ過設備、汚泥脱水設備 等
木津川上流流域	中央監視制御設備	消毒設備、汚泥濃縮設備 等

3. 耐震化・耐水化

今後発生が予想される南海トラフ地震や、近年頻発する豪雨などの災害に備えるために、耐震化・耐水化を進める必要があります。

(1) 耐震化

耐震化については、京都府上下水道耐震化計画（計画期間：R7～R11）に基づき、急所となる下水道施設の耐震化を計画的・重点的に進めます。

【耐震化計画期間中の実施目標】

- 处理場：揚水・消毒施設は耐震化を完了
沈殿施設は処理量の多い処理場を優先して耐震化を推進
- ポンプ場：中継ポンプ場の耐震化を完了
- 管路：市町村が計画期間中に管路の耐震性能確保を目指す重要施設より下流の耐震化を完了

表 4.2 耐震化の現状と目標値

施設		対象数	現状(R5末時点)		目標(R11末)	
			耐震済数	耐震化率	耐震済数	耐震化率
処理場	揚水	3箇所	2箇所	67%	3箇所	100%
	沈殿※	4箇所	0箇所	0%	0箇所	0%
	消毒	4箇所	3箇所	75%	4箇所	100%
ポンプ場		7箇所	4箇所	57%	7箇所	100%
下水道管路		103.8km	69.8km	67%	82km	79%

※耐震進捗率（処理能力水量より）
処理能力水量 R5 : 135,512m³/d
→R11 : 189,512m³/d
進捗率 R5 : 32% → R11 : 44%

【最終目標】

耐震化計画期間中に耐震化が完了しない沈殿施設および管路については、順次耐震化を実施し、令和 26 年度末までに耐震化完了を目指します。

【実績と今後の予定】

●桂川右岸流域下水道（洛西浄化センター）

設備の改築更新に合わせ土木建築躯体の耐震化を実施、令和 7 年度以降は、B 系水処理施設や管路の耐震化を実施予定

●木津川流域下水道（洛南浄化センター）

E 1 系増設に伴い関連施設の整備を実施し、耐震性能を有する施設を増設、令和 7 年度以降は、B 系水処理施設や管路の耐震化を実施予定

●宮津湾流域下水道（宮津湾浄化センター）

令和 7 年度以降、管理棟の耐震化を引き続き実施し、中継ポンプ場や管路の耐震化を実施予定

●木津川上流流域下水道（木津川上流浄化センター）

中継ポンプ場の耐震化を実施、令和 7 年度以降は、揚水施設や消毒施設、管路の耐震化を実施予定

(2) 耐水化

耐水化については、淀川水系について公表されている 1/150 年規模の浸水を想定して現状の浸水リスクを確認して、対応しています。

【今後の予定】

●木津川流域下水道（洛南浄化センター）

山城中継ポンプ場について、耐水化計画を令和 4 年度に策定。施設の耐水化のための補強工事を令和 8 年度に実施予定。

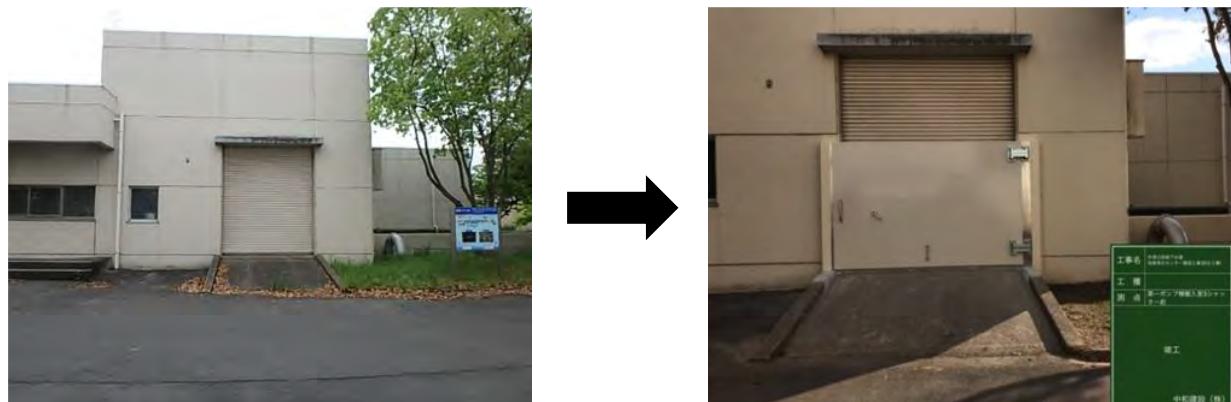


図 4.4 耐水化の整備例（洛南浄化センター第 1 ポンプ棟）

4. 雨水対策

桂川右岸流域下水道雨水対策事業は、集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、関連市町の雨水対策計画とも連携し、平成7年度から雨水貯留管「いろは呑龍トンネル」の整備を進めています。令和3年度末までに南北幹線管渠、全11箇所のうち7箇所の公共下水道接続施設及び呑龍ポンプ場が供用を開始しており、令和5年度末に8箇所目の公共下水道接続施設及び調整池が供用し、地上にも雨水を貯留できるようになりました。令和9年度末までに残る3箇所の公共下水道接続施設を整備することにより事業の完成を目指しています。

◎事業効果

- 平成25年及び平成26年の大雨では北幹線管渠内に100%、平成30年7月豪雨では53%貯留し、北幹線供用後延べ約3,000戸の浸水被害を軽減しました。
- 南幹線の整備により、貯留機能に加え、呑龍ポンプ場から桂川へ直接放流する流下機能が追加され、集中豪雨による浸水被害のさらなる軽減を図ります。
- 平成25年台風18号について、106戸の浸水被害が発生しましたが、南幹線を供用した場合、浸水被害は解消されるとシミュレーションしています。



図4.5 呑龍ポンプ場概要（洛西浄化センター）



図4.6 公共下水道接続施設（左：イメージ図、右：南幹線接続部）

第5章 持続的経営に向けた取組

1. 広域化・共同化の推進

(1) 広域化・共同化計画

人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化や既存ストックの大量更新などの汚水処理施設の事業運営に係る課題を解消し、持続可能な事業運営を推進することを目的として、関係4省(総務省、農水省、国交省、環境省)から、都道府県に対して広域化・共同化計画の策定を要請されたことを受けて、京都府では、令和5年3月に策定した京都府水環境構想2022の一部に広域化・共同化計画を位置付け、市町村と連携して府内全域の汚水処理事業を対象として広域化・共同化の検討を進めています。

京都府流域下水道においても、京都府水環境構想2022で選定した広域化・共同化メニューのうち流域下水道が関わる項目について、関連市町と調整を図りながら、さらなる効率的・持続的な運営を実現するための取組を進めています。

表5.1 京都府水環境構想2022における広域化・共同化メニュー一覧

テーマ	広域化・共同化メニュー	対象ブロック	ハード/ソフト
処理施設の統合	流域下水道へのし尿受入	北部	ハード
	流域下水道への公共下水道編入	南部	ハード
	農集排等の下水道接続	各自治体内	ハード
汚泥処理の共同化	汚泥集約処理・資源化	北・中・南	ハード
維持管理の共同化	雨天時浸入水対策の共同化	南部	ソフト
	管路維持管理の共同化	全体	ソフト
事務の共同化	窓口業務委託業者の共同選定	北・中・南	ソフト
	上下水道施設の電力調達共同入札	北・中・南	ソフト
災害時対応の共同化	緊急時汚泥相互受入体制の構築	全体	ソフト
	緊急時支援体制の構築	全体	ソフト
人材育成の共同化	技術研修会等の共同開催	全体	ソフト
	専門職の情報共有	全体	ソフト
	下水道連絡調整会議等の定期開催	全体	ソフト

流域下水道が関係しているメニュー ※ 実施についてこれから検討を進める項目も含む。

(参考) 対象ブロック市町一覧

北部: 福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市(※)、京丹波町、伊根町、与謝野町

中部: 京都市、宇治市(※)、亀岡市、向日市、長岡京市、南丹市(※)、大山崎町

南部: 宇治市(※)、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村
※南丹市、宇治市は2つのブロックに参画

(2) 今後の具体的な取組

① 宮津市のし尿受入

宮津市が整備するし尿処理施設から宮津湾浄化センターへ、し尿及び浄化槽汚泥を希釈投入する取組を進めます。

② 宇治田原町公共下水道の流域下水道への編入

宇治田原町公共下水道の木津川流域下水道への編入に向けた管渠等の整備を進めます。

③ 汚泥処理の広域化・共同化

汚泥処理の広域化・共同化について検討を進めます。まずは、流域下水道間での連携により、消化・焼却などの減容化施設や固形燃料化などの資源化施設を有する浄化センターにおいて集約処理することについて、技術面、環境面、経済性、地域性、災害時リスク、経費分担などの諸課題を整理の上、実現可能性を検討することとしています。続いて、市町の公共下水道との連携についても調整を進めていきます。

2. 汚泥処理の現状と今後の方向性

(1) 汚泥処理の現状

従来、下水汚泥は、廃棄物として埋め立てなどで処分されてきましたが、近年は技術の進歩等により、バイオガス、燃料、肥料等の多様な「日本産資源」として活用できるようになっていきます。

各浄化センターでは、日々、大量に発生する下水汚泥を安定的に処理・処分する体制を整えるため、複数の処分先を確保するとともに、処理コストの低減と、さらなる有効利用の促進にも取り組んでいます。

表 5.2 令和5年度の汚泥処分状況（上）と有効利用率（下）

	令和5年度の状況		内容	備考
	発生汚泥量 (t/年)	処理方法		
洛西	24,252	1,984 消化→脱水		
		11,694 消化→脱水→焼却	○ 固形燃料で一定量処理し、残りを焼却炉で発生量の変動に対応	・ R元年度に焼却炉を更新（多層燃料流動炉）
		10,574 消化→脱水→固形燃料化	○ 消化ガスは焼却炉及び固形燃料化施設の燃料として利用	・ DBO方式によりH29年度から稼働開始
洛南	25,920	8,756 消化→脱水	○ 乾燥汚泥及び脱水汚泥をセメント原料等として委託処分	
		17,164 消化→脱水→乾燥	○ 消化ガス発電の実施（H17供用開始、老朽化のため更新工事中） ○ 乾燥汚泥を「菌体りん酸肥料」として肥料登録（R6）	・ 乾燥施設の老朽化が進行 ・ 発電機の老朽化のため工事中（R5～R7）
宮津湾	2,372	脱水	○ 脱水汚泥をセメント原料等として委託処分	
木津川上流	4,651	消化→脱水	○ 脱水汚泥をセメント原料等として委託処分 ○ 消化ガス発電の実施（H27供用開始、浄化センター消費電力の約25%）	

（単位：%）

	桂川右岸	木津川	宮津湾	木津川上流	流域全体	府域全体 ^{※5}	全国
下水汚泥リサイクル率 ^{※1}	63.7	93.6	97.4	96.6	81.1	63.0	78.0
下水道バイオマスリサイクル率 ^{※2}	65.6	61.7	43.3	77.2	64.3	54.0	37.0
下水汚泥エネルギー化率 ^{※3}	65.4	57.8	43.3	59.0	60.5	51.0	26.0
有効利用率 ^{※4}	75.4	85.7	97.4	87.9	82.2	-	-

※1 下水汚泥リサイクル率：Dsベースでの有効利用料/発生汚泥量

※2 下水道バイオマスリサイクル率：消化ガス・固形燃料・廃熱利用・緑農地利用量/発生汚泥量（有機物量）

※3 下水汚泥エネルギー化率：下水道バイオマスリサイクル率から緑農地利用を除いたもの

※4 有効利用率：（Dsベースでの有効利用料+有効利用されている消化ガス量に相当する下水汚泥減容量）/Dsベースでの汚泥の総発生量（府独自に算出）

※5 府内市町村を含む

(2) 今後の具体的な取組

① 汚泥の肥料利用

下水汚泥は、窒素やリン酸といった植物の生長に欠かせない肥料成分を含んでおり、再生可能で安定供給可能なバイオマス資源としての活用が期待されています。また、化学肥料原料の多くについては海外に依存している中、汚泥の肥料利用は貴重な国産資源への転換にもつながります。

京都府では、木津川流域下水道洛南浄化センターの乾燥汚泥が新たな公定規格「菌体りん酸肥料」として近畿地方で初めて登録されました。(令和6年12月 登録名称「洛南エコガーデン」)

これまで、実証実験などにより利用関係者と意見交換を行いながら肥料利用の促進に取り組んできましたが、引き続き、環境部局や農林部局等の関係者とも連携しつつ品質、安全性、出荷方法など利用者ニーズをとらえた利用促進に努めます。

3. 雨天時浸入水対策等

府の流域下水道は、汚水と雨水に分けて排除する分流式下水ですが、桂川右岸流域では、雨天時に晴天時の1.5～2倍の流入量があり、平成30年7月豪雨時には約3倍の流入があるなど雨水に起因する浸入水（雨天時浸入水）の影響があります。

処理場への流入量が増大すると、汚水管からの溢水、処理機能低下による水質悪化、水処理に係る経費の増加といった問題が発生し、不経済・非効率な状況となります。

京都府の処理場やポンプ場では、現状のポンプ能力や管内貯留を考慮すると、施設が浸水することなく、一定の対応は可能となります。今後頻発する豪雨など大きな浸水があった場合に備えて、浸水の可能性（確率）を確認し、必要に応じて対応を検討します。

雨天時浸入水の発生源特定には膨大な時間と労力を要しますが、関連市町等関係者と協働し、効率的な方法を模索しながら取り組みを始めており、今後も雨天時浸入水削減に努めていきます。

また、処理場での取組としては、雨天時の水量増加に対応するために、最初沈殿池などの既存施設を一時貯留槽として活用できるよう、流入ゲート電動化や監視制御設備改築などの工事を進めており、今後も雨天時浸入水対策として効果的な既存施設の有効利用を図ります。

さらに、流入下水量を常時適切に把握することは維持管理負担金を算定する上でも重要であることから、引き続き、調査部会での調査審議結果も踏まえて、流量計測の信頼性をさらに高めるための取組を行います。

<机上での絞込調査>

雨天時下水流入量（実績）と雨の降り方（気象データ）との相関関係により、降雨による侵入水の影響が高いエリアを、ランク（影響度）として1～5段階で評定

<現地での絞込調査>

「AIによる音響データを用いた雨天時浸入水検知技術の実用化に関する実証事業」令和元年度 新規採択技術（B-DASH プロジェクト）
※木津川流域で試験的に実施

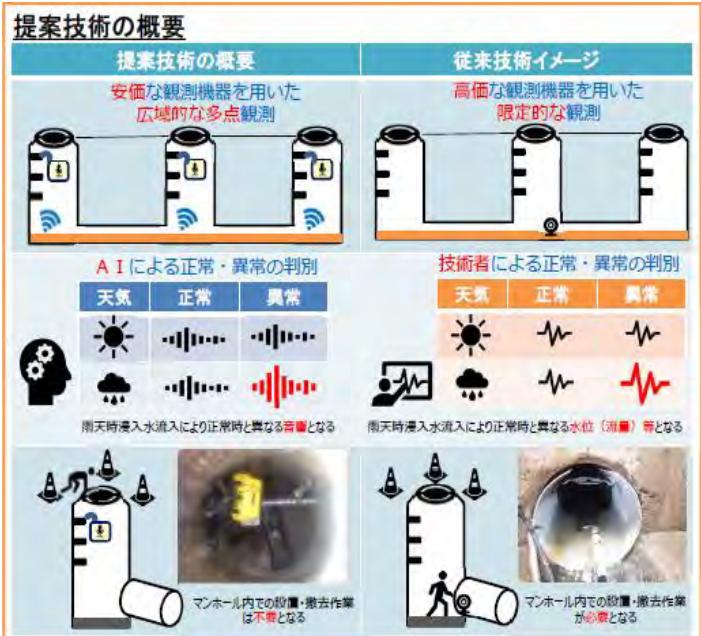
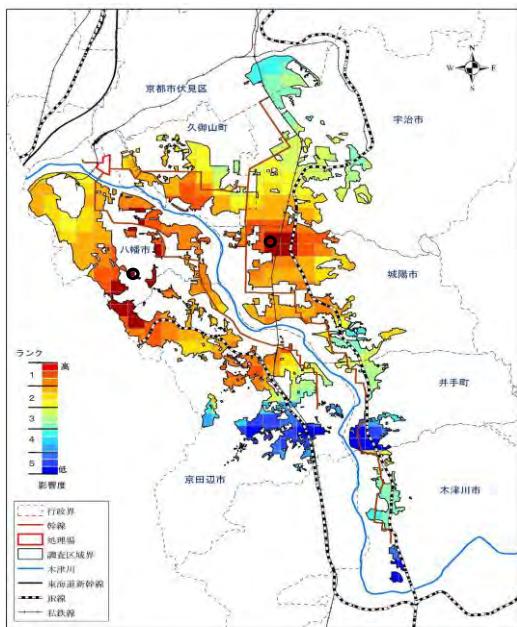


図 5.1 木津川流域での雨天時浸入水対策の取組

4. 施設のダウンサイ징

本計画期間では、水量は横ばいとなる見込ですが、中長期的には人口減少によって水量の減少が見込まれます。中長期を見通した時に、既存施設の運転管理や維持補修、改築更新が過大にならないよう、処理水量の変化に対応した施設規模の更新を検討していく必要があります。

洛西浄化センターでは、3号焼却炉更新に際し、平成29年度に稼働した下水汚泥固形燃料化施設（50t/日）と組合せた汚泥処理を実施することとし、焼却炉の処理能力をダウンサイ징（110t/日→50t/日）しています（令和元年度に完成）。



図 5.2 3号焼却炉（左：全景、右：焼却炉本体）

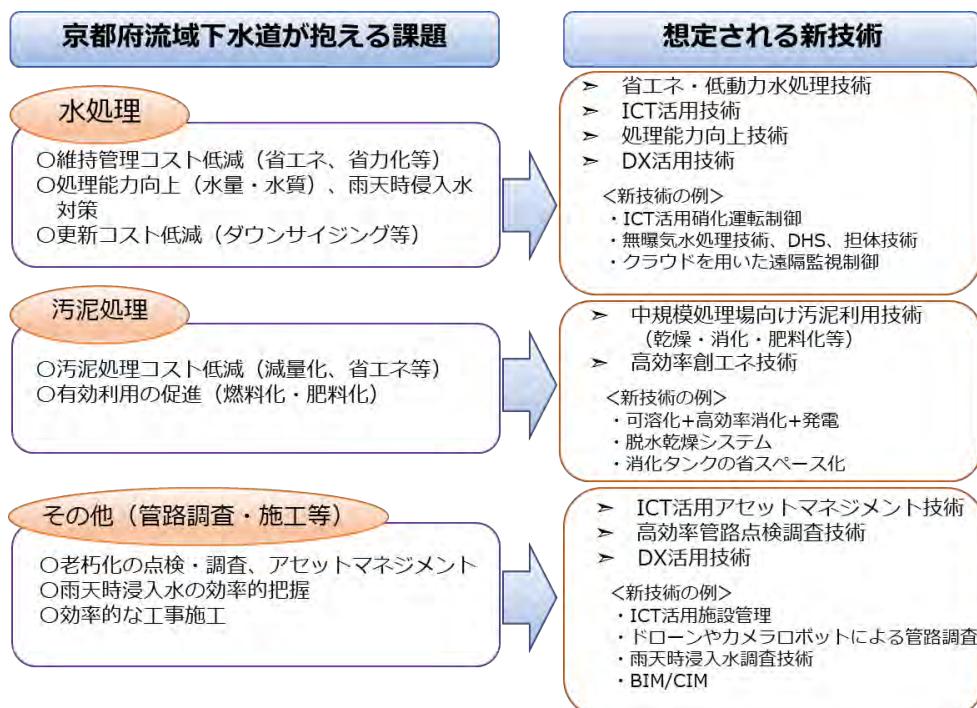
5. 新技術の導入・DXの推進

下水道分野における新技術については、水処理技術、汚泥処理・利用技術、管路調査技術等の多岐にわたり、様々な技術開発が進んでいます（B-DASH技術、JS新技術等）。

京都府においても、これまでに、宮津湾流域で管路の点検に「下水道圧送管路における硫酸腐食箇所の効率的な調査技術（B-DASH技術）」を採用し、洛西浄化センターでは焼却炉更新の際に「多層燃焼流動炉（JS新技術II類）」、洛南浄化センターでは時間変動や処理水量逼迫に対応するため「最終沈殿池用傾斜板沈殿分離装置（JS新技術I類）」を導入してきました。

また、令和7年度から「陥没事故のリスク低減のための地下レーダ探査技術」の活用を始めており、今後も各流域下水道で抱える様々な課題に対して有効と考えられる新技術の導入を進め、DX（デジタルトランスフォーメーション）も積極的に推進します。

図 5.3 想定される新技術



6. 省エネルギー対策・GXの推進

下水道分野の省エネルギー対策については、下水汚泥の高温焼却、下水道施設における省エネルギー対策、汚泥の燃料化等に関して様々な新技術が導入されており、動力費や燃料費等の経費削減につながるだけなく、脱炭素社会を実現するためのGX（グリーントランスフォーメーション）の推進にもつながります。

京都府においても、これまでから、水処理施設での省エネルギー型散気装置の導入、効率的な運転の実施、汚泥処理で発生する消化ガスの有効活用（発電や汚泥処理のための燃料としての活用）、汚泥固形燃料化（洛西浄化センター）、太陽光発電（洛南浄化センター）などに取り組んでおり、照明のLED化についても各浄化センターで順次進めています。

また、これらの取組に加えて下水汚泥の肥料利用の取組を進めることとしており、今後も新たな省エネルギー対策・GX推進の取組を積極的に進めています。

7. 民間事業者等の活用

民間事業者の特徴を活かして適切に活用することで、下水道施設の効率的な維持管理や職員不足の解消・技術力確保など下水道事業が抱える様々な課題に対応することが可能です。

下水処理施設の管理については、全国で9割以上が民間委託を導入しており、また、下水汚泥の有効利用等においても、民間事業者を積極的に活用したPFI事業等を導入している例が多くみられます。このほか、下水道に関する新たな技術について、民間事業者が行う技術開発を国が検証し技術の普及を図る取り組みも行われています。

京都府においても、洛西浄化センターを除く3浄化センターで平成19年度から運転管理業務で包括的民間委託を導入しており、性能発注と複数年での契約により民間事業者の創意工夫やノウハウを活かして、保守点検と補修の一体的な実施や効率的な運転管理に努めています。

また、洛西浄化センターでは平成29年度に供用した固形燃料化施設でDBO方式を導入して20年間の維持管理を委託しており、汚泥を有価で安定的に処分し温暖化対策にも貢献しています。

令和6年度からウォーターPPPを含む公民連携手法のさらなる活用の検討を始めしており、現状の整理、課題の抽出、導入効果の簡易な検討等、基礎的な調査が完了したところです。

【流域下水道で想定される取組】

- ・老朽化施設の改築にあたり、DBO等による運転管理を含めた一体発注などの可能性を検討します。
- ・運転管理業務において、契約期間の長期化を検討するなど更なる効率化を図ります。
- ・下水道資源やエネルギー（処理水・下水熱・消化ガスなど）の民間事業者による活用を推進します。
- ・運転管理業務委託に係る契約期間の長期化や受注者の裁量の拡大により施設状態の改善・向上、リスクの低減などが見込まれるため、ウォーターPPPを含む公民連携手法の導入について検討する。

さらに持続的な下水道事業を運営していくため、上述の他、他自治体の先行事例も参考に、より有効な民間事業者の活用方策について研究していきます。

8. 執行体制・技術力の確保

京都府では、加速していく人口の減少、直面する大量退職など、今後の持続的な事業運営を進めていく上で、人員の確保や技術力の向上が課題となっています。これらの課題に対して、退職者の補充など人員確保に努めるとともに、人材育成や多様な働き方の推進等様々な取り組みを進め、多方面から解決策を見いだしていきます。

【流域下水道で想定される取組】

- ・流域間や市町との連携による広域化・共同化など、新たな執行体制の強化・技術力の確保策について検討します。
- ・I C Tの施設管理への活用等、新技術導入による効率化により、執行体制を補う工夫を検討します。
- ・テレワークや時差出勤等多様で柔軟な働き方を推進します。
- ・運転管理業務等に民間事業者を活用し、執行体制を補うとともに、維持管理業務の効率化を図ります。
- ・特に高い技術力を必要とされる工事や事業ピーク時には、日本下水道事業団（J S）を活用し執行体制を補います。
- ・日本下水道事業団（J S）等が主催する外部研修に積極的に参加し、知識の習得、技術力の向上、他自治体との連携などを強化していきます。
- ・京都府主催の研修（内部研修）等により、府内市町と協働して技術力向上に努めるとともに、職員間の連携と交流、相談しやすい関係づくりを構築していきます。

（内部研修の事例）京都府版「水」道場「令和 京（みやこ）道場」の取組み

- ・実施回数：年1回（令和6年度実績）〔上下水道一体で実施〕
- ・内 容：上下水道事業の最新動向
DX（デジタルトランスフォーメーション）によって拓ける上下水道事業の省力化についてのディスカッション
- ・参 加 者：府内自治体約20名が参加

9. 戰略的な広報活動の推進

普及が進んだ今日では、下水道が日常生活に欠かすことのできない公共施設となっており、府民にとって「あって当たり前」の存在となっています。下水道の主な役割は、「雨水を排除し浸水を防ぐ、污水を排除し衛生を守る」ですが、その役割や重要性、環境対策などの取組が、府民に広く認識されていないのが実情です。このため、各種団体への出前語らい、小学生を対象にした施設見学会と下水道作文コンクールの実施、施設の一般公開（顕微鏡を使った微生物観察体験や雨水施設の見学などのイベントを実施）を継続開催しており、マンホールカードの発行、LINEによるイベントの案内など時代の変化に合わせた広報活動も行っています。また、令和6年度からは、下水道作文コンクールと中学生水のコンクールの表彰式を合同で行い、水の大切さを次世代に啓発するため、上下水道一体でより効果的な広報活動を進めています。

今後は、施設を確実に維持していくための老朽化対策等の費用が増大していくことから、それらの取組を進めていく上でも、下水道の整備効果や進捗、コスト縮減等の取組、財政負担の見通しや経営状況の指標等を府民の皆様にご理解いただく必要があります。さらに、今後のアセットマネジメントの取組において、欠かすことのできない維持管理や経営情報等のオープンデータ化についても、広報活動の一環として研究していく必要があります。これからも戦略的な広報活動を展開し、デジタルコンテンツを活用するなど下水道の大切さと役割をわかりやすく府民に伝えています。

表 5.3 広報活動の取組み（左：取組実績、右：作文コンクール合同表彰式）

令和6年度実績	
出前語らい	3団体 延べ365人
施設見学	3,973人（うち、小学校43校 2,541人）
作文コンクール	2校 13作品の応募



図 5.4 マンホールカード（左：桂川右岸流域下水道、右：宮津湾流域下水道）

(参考) ストックマネジメントからアセットマネジメントの時代へ

京都府流域下水道では、ライフサイクルコストを踏まえた適正な維持管理や計画的な改築更新の推進に向けて、ストックマネジメントの考え方を用いて施設管理を実施しています。一方で、今後の人団減少等の社会情勢の変化に対応しながら持続的経営を実施していくため、広域化・共同化や公民連携の取組が全国的に推進されているところです。このように施設管理に係る形態が変化していく中、施設の状態を予測しながら長期的にリスクを悪化させないように予算確保と改築更新等を行うストックマネジメントから、広域化・共同化や公民連携も活用して必要な費用と人員を投入し組織全体で維持管理情報と経営情報等を共有・活用するアセットマネジメントへと移行していくことが求められます。

アセットマネジメントの取組自体も、それを実現するためのオープンデータ化の仕組みも含めて、発展途上の段階ではありますが、国の動向や先進事例などを取り入れながら、効率的な下水道施設の運営に向けて研究していきます。

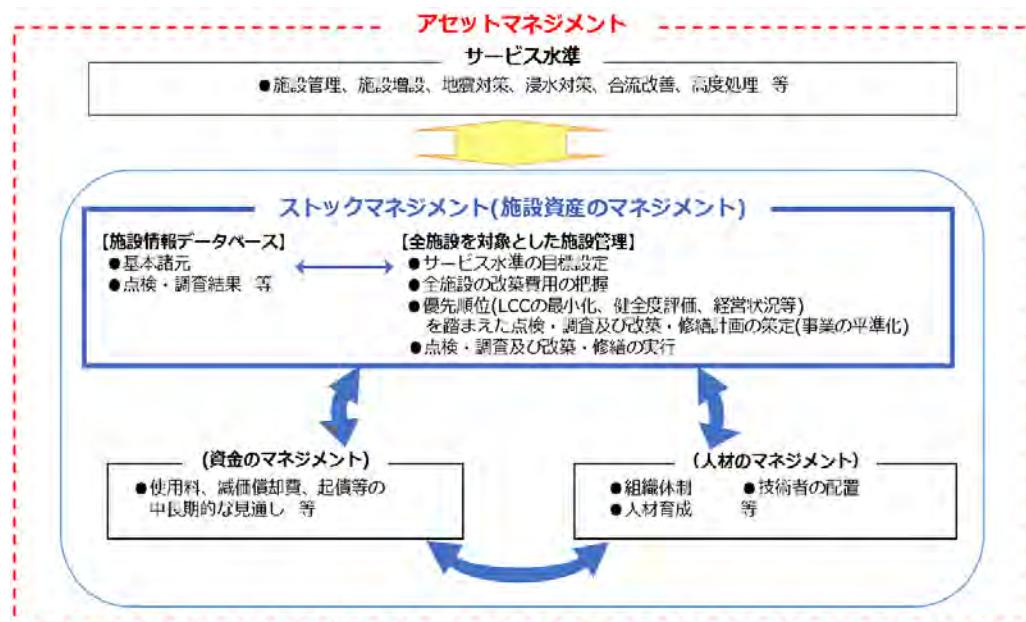


図 5.5 ストックマネジメントとアセットマネジメント等の関係

ストックマネジメント：目標とする明確なサービス水準を定め、施設全体を対象に、その状態を点検・調査等によって客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、点検・調査、修繕・改築を一体的に捉えて下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。

アセットマネジメント：下水道施設（資産）に対し、施設管理に必要な費用、人員を投入（経営管理、執行体制の確保）し、良好な下水道サービスを持続的に提供すること。

引用文献

- ・「アセットマネジメントの基礎解説」平成29年3月 国土交通省 水管理・保全局下水道部
- ・「今後の下水道事業に係る制度の方向性」令和2年7月 下水道政策研究委員会 制度小委員会報告

第6章 経営の現状・課題・今後の取組方針

1. 経営の現状

(1) 決算額の推移

① 収益的収支

令和元年度に公営企業会計を導入して以降、減価償却費に対応する収入が不足していたため赤字となりましたが、令和4年度から会計処理を見直し、収入不足を解消したこと、経営状況を的確に把握することが可能となりました。

一方、この間の物価高騰に伴い動力費・薬品費・労務単価等が上昇しているため、維持管理費が増加しています。引き続き、汚泥の有効利用や省エネ設備の導入等によるコスト削減に取り組みます。

表 6.1 収益的収支の推移

収益的収支	R1	R2	R3	R4	R5	R6
収入	16,666	12,641	12,039	14,359	13,028	13,667
維持管理負担金	5,874	5,732	5,447	6,140	6,474	6,675
長期前受金戻入	10,057	6,236	5,974	5,435	5,258	5,502
他会計補助金	612	646	585	1,305	1,266	1,445
その他収益	30	27	33	25	30	45
特別利益	93	0	0	1,454	0	0
支出	18,075	13,276	13,135	14,165	13,121	13,620
職員給与費	227	220	208	212	218	239
維持管理費	5,482	5,479	5,684	6,016	6,124	6,268
減価償却費・資産減耗費	11,611	7,158	6,862	6,634	6,444	6,785
企業債利息等	434	392	355	325	307	295
その他支出	25	27	26	27	28	33
特別損失	296	0	0	951	0	0
収支	△ 1,409	△ 635	△ 1,096	+ 194	△ 93	+ 47

② 資本的収支

汚水処理施設の増設や改築更新、いろは呑龍トンネルの整備等を行うため、所要の財源確保に努めています。また、収支差引不足額については、損益勘定留保資金等（現金支出を伴わない減価償却費など）で補填しています。

表 6.2 資本的収支の推移

資本的収支	R1	R2	R3	R4	R5	R6
収入	11,834	14,490	12,391	9,810	9,390	7,579
企業債	4,349	6,512	4,940	4,439	3,338	3,219
他会計出資金	1,300	908	882	86	484	269
国庫補助金	3,896	4,734	4,714	4,022	4,184	1,226
市町負担金	2,289	2,336	1,855	1,263	1,384	2,865
支出	12,428	13,124	13,507	10,620	11,892	8,181
建設改良費	8,275	7,879	8,416	6,454	8,798	4,881
企業債償還金	4,115	5,245	5,091	4,116	3,094	3,300
国庫補助金返還金	38	0	0	50	0	0
収支差引	△ 594	1,366	△ 1,116	△ 810	△ 2,502	△ 602

(2) 流域下水道事業の費用負担の考え方

- ・建設費は国庫補助金を除いた地方負担分を府と市町で折半（府・市町とも企業債充当）
- ・企業債の元利償還金は、地方交付税措置を除いた地方負担分を府と市町で分担
- ・維持管理費は必要経費を市町が負担。維持管理負担金は市町が概算で支払い、翌年度に費用実績に応じて精算。なお、高度処理費や雨水処理費等の受益者負担になじまない経費は、府と市町が折半して一般財源で負担。

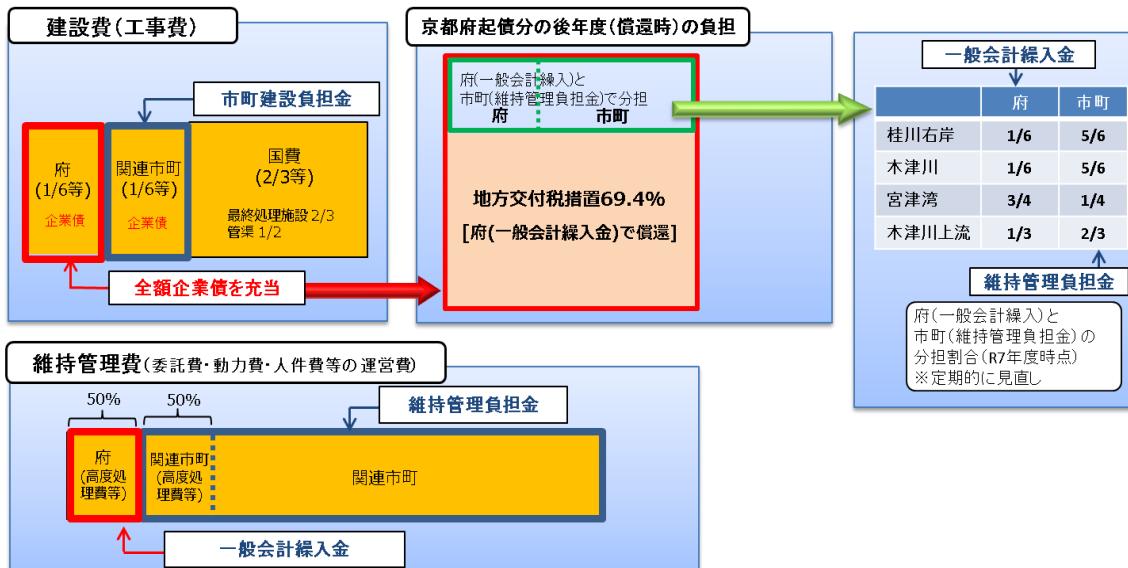


図 6.1 流域下水道事業の費用負担の考え方

(3) 会計処理の見直しについて

令和元年度に公営企業会計を導入して以降、減価償却費に対応する収入が不足していたため構造的な赤字が生じ、経営上の課題となっていましたが、令和4年度から会計処理を見直し、収入不足を解消することで、経営状況を的確に把握することができました。

① 会計処理の見直しの概要

- ・資本的収支に計上していた資本費に係る市町負担金を収益的収支の営業収益に計上
- ・資本的収支に出資金として計上していた一般会計繰入金を収益的収支の営業外収益（他会計補助金）に計上
- ・収益的収支の補助金に計上する一般会計繰入金については、減価償却費の額（長期前受金戻入を除く）までとし、それ以外は従来どおり資本的収支の出資金に計上

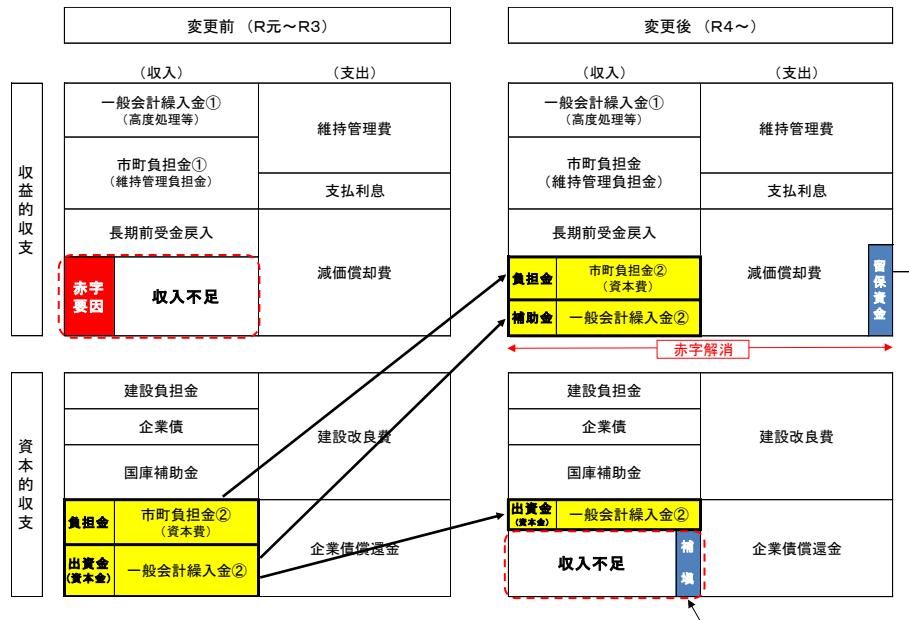


図 6.2 会計処理の見直しの概要

② 会計処理の見直しによる効果

- ・公営企業会計を導入した令和元年度以降に生じていた構造的な赤字を解消
- ・正確な経営状況を示すことが可能となり、経営の透明性を確保

③ 資本金の額の減少について

会計処理を見直したことに伴い、令和5年度に資本金の額の減少（減資）を行い、令和4年度末時点の累積欠損金を解消しました。

2. 今後の取組方針

(1) 市町負担金等の算定方法の見直し

① 資本費に係る市町負担金の減価償却費ベースへの見直し

資本費に係る市町負担金は、官公庁会計方式の企業債償還金ベースで算定していますが、公営企業会計の費用配分の原則である減価償却費ベースによる算定への見直しを検討します。

② 建設費に係る市町負担金の見直し

建設費に係る市町負担金（建設負担金）については、国庫補助金を除く建設費の1/2を市町の起債により負担していますが、府が流域下水道の資産を所有していることを踏まえるとともに、より有利な地方交付税措置を受けるために、地方負担分の全額を府が起債し、後年度に資本費に係る市町負担金として負担する方式への見直しを検討します。

③ 見直しに当たっての課題

資本費に係る市町負担金と建設費に係る市町負担金の見直しに当たっては、各々に次の課題があることから、関係市町と丁寧な議論を重ねながら、将来的な導入を目指して検討を進めます。

- ・市町負担金の増額につながるため、算定方法の精査等を慎重に行う必要があること（①）
- ・流域毎に市町負担金の5年間の予定額を定める財政計画との整合性や流域毎の状況にも配慮する必要があること（財政計画では資本費に係る市町負担金を企業債償還金から算定）（①）
- ・府流域下水道事業会計の起債残高や府一般会計繰入金の増加につながるため、府の財政状況も勘案して慎重に検討する必要があること（②）

（2）運営資金の確保

市町負担金については、現金ベースによる精算を毎年行っており、余剰資金を持たない仕組みであることから、資金的余裕がない状況となっていますが、年度中の資金需要に応じて柔軟に資金管理を行うことで安定した事業運営ができておらず、引き続き同様の方法により運営資金の確保に努めています。

今後、運営資金に不足が生じて事業運営に支障を来たす見込みとなった場合には、市町負担金の算定見直しも含めて検討します。

（3）資本費負担のあり方

府が発行した企業債の元利債還金（資本費）のうち地方交付税措置を除いた実質的な地方負担分について、府と市町で負担割合を定めていますが、「汚水私費の原則」に基づき、これまでから府と市町で協議の上、負担割合を見直してきたところです。今後も、これまでの経緯や流域の状況も十分に踏まえ、府と市町で丁寧な議論を行いながら段階的に見直します。

表 6.3 資本費実質地方負担分の府負担割合の推移

流域名	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
桂川右岸流域	1/1	1/2										1/3											1/6			
木津川流域	1/1		1/2									1/3											1/6			
宮津湾流域	1/1																7/8					3/4				
木津川上流流域	1/1								3/4			2/3					1/2					1/3				

表 6.4 経営課題に対するこれまでの取組と今後の取組方針概要

現行経営戦略 (R3策定時点)		これまでの取組	経営戦略見直し 今後の取組方針 (R8~)
課題	対応策		
① 減価償却費に対応する収入不足による構造的な赤字	<p>・資本費に係る収入を減価償却費ベースで算定し収益的収入に計上<早期(R6~)に導入></p> <p>・建設負担金を減価償却費ベースで算定し収益的収入に計上(建設負担金の廃止)<中長期的に実現></p>	<p>課題①解消</p> <p>資本費に係る収入を収益的収入に計上する会計処理の見直し(R4~)により構造的な赤字解消</p>	<p>・資本費に係る市町負担金を減価償却費ベースでの算定に見直し</p> <p>・建設負担金の廃止<将来的な導入目指す></p>
② 運転資金の不足	<p>次年度企業債償還金の50% (中期目標)を目指して市町負担金を設定</p>	<p>課題②解消</p> <p>資金需要に応じた柔軟な資金管理の実施</p>	<p>・資金需要に応じた柔軟な資金管理を継続(目標は設けない)</p>

現行経営戦略でのその他検討事項	これまでの取組	経営戦略見直し 今後の取組方針 (R8~)
・ 資本費実質地方負担分の府・市町間割合見直し	負担割合を定期的に見直し	・引き続き負担割合を定期的に見直し